

新座市
次世代育成支援行動計画
後期計画
(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月
新座市

子育て応援都市の発展を目指して



新座市では、「福祉度・文化度・環境度・国際度・男女平等度・観光度」の六つの視点に基づいて「元気の出るまちづくり」、「住んでよかったと思えるふるさと新座づくり」を目指し、市民と行政が力を合わせて市政を推進しています。

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、少子化の流れを変え、子育てしやすい環境をつくるため、全ての自治体及び一定の規模を超える従業員数の企業に次世代育成支援の行動計画を策定することを義務付け、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしています。

新座市は、全国の行動計画策定先行市として選ばれ、他の自治体に先駆けて、平成16年3月に新座市次世代育成支援行動計画前期計画（計画期間：平成16年度～平成21年度）を策定し、その推進に努めてまいりました。

この度、前期計画の計画期間が終わることから、「新座市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定しました。この計画では、前期計画に引き続き、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、まち全体で子育てを応援する「子どもが親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念としております。

子育ては未来の日本を支える人材を育てるものであり、子どもは「社会の宝」です。このことが子どもたちを取り巻くすべての人たちに理解され、子どもを育てることについてみんなが主役なのだという認識が社会全体に広がっていくことが必要だと考えます。

今後、この計画が目指す「すべての子どもが幸せに育つまち」を実現するため、私ども行政の努力に加え、家庭、学校、地域そして企業等のみなさんと更に連携を深めながら、様々な取組を進めてまいりたいと思います。

終わりに、計画の策定に当たりまして、「子育て支援に関するニーズ調査」に御協力をいただきました市民のみなさま、そして、貴重な御意見や御提言の取りまとめに御尽力いただきました新座市次世代育成支援対策地域協議会委員のみなさまに心から御礼を申し上げます。

平成22年3月

新座市長 須田 健治

目 次

第1章 新座市が目指す子育て応援都市	1
1 新座市次世代育成支援行動計画の基本理念.....	3
2 計画において大切にすべき視点.....	4
3 基本目標.....	5
第2章 具体化のための三つの重点課題	9
1 ネットワーク機能の拡充.....	11
2 地域における子育て応援機運の醸成.....	11
3 子どもの視点の尊重.....	12
第3章 新座市の現状	13
1 人口と子どものいる世帯.....	15
2 人口動態.....	17
3 保育サービス.....	18
4 幼稚園と小・中学校等.....	22
5 ニーズ調査からみる子どもの状況.....	24
第4章 施策目標と施策の方向性	33
1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために.....	35
2 働きと子育ての調和を応援するために.....	48
3 子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために.....	57
4 親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり.....	64
第5章 目標事業量の設定	71
1 人口・世帯の推計.....	73
2 特定12事業の種類.....	76
3 目標事業量.....	77
第6章 個別施策の展開	83
1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために.....	85
2 働きと子育ての調和を応援するために.....	97

3	子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために.....	101
4	親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり	108
第7章 計画の推進に向けて.....		113
1	子ども家庭応援室による推進	115
2	新座市次世代育成支援対策地域協議会の開催	115
3	関係機関との連携強化.....	116
4	計画の評価	116
第8章 計画策定に当たって.....		117
1	計画策定の趣旨.....	119
2	計画の位置付け.....	121
3	他計画との整合.....	122
4	計画策定の体制.....	123
5	計画の期間	124
資料編.....		125
1	事業の評価	127
2	新座市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	131
3	新座市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿.....	132
4	新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内検討会議設置要綱.....	133
5	新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定経過.....	134
6	諮問・答申	135
7	用語集.....	136

本文中に（※用語）を付けた言葉は、巻末の用語集で解説を載せています。

第1章

新座市が目指す 子育て応援都市

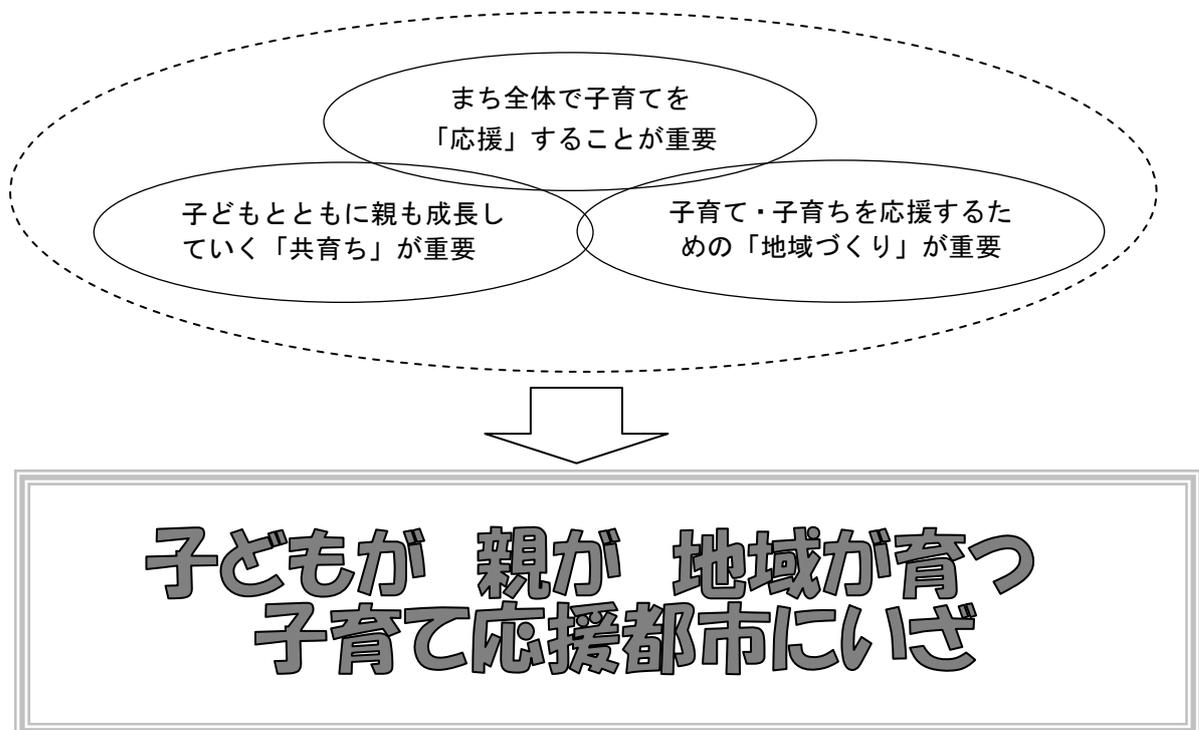
- 1 新座市次世代育成支援行動計画の基本理念
- 2 計画において大切にすべき視点
- 3 基本目標

1 新座市次世代育成支援行動計画の基本理念

基本理念は、「新座市次世代育成支援行動計画」の「基本的な考え方」を示しています。

平成16年3月に策定した、新座市次世代育成支援行動計画前期計画（以下「前期計画」という。）において定めた基本理念『子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ』を、新座市次世代育成支援行動計画後期計画（以下「この計画」という。）においても継承していきます。これまで私たち（以下「私たち」は市民を指す。）は、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、子どもとともに親も成長していく「共育ち」、子育て・子育てを応援するための「地域づくり」が重要であるとの考えのもと、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。

この基本理念には、行政の施策だけでなく、家族や地域の人々、行政や関係機関及び関係団体が互いに協力して、地域社会が一体となった子育て環境づくりを目指し、すべての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていききたいという願いが込められています。



2 計画において大切にすべき視点

この計画では、前期計画に続き、「計画において大切にすべき視点」として以下の三つの方向性を大切にしていきます。

1 すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことを保障されていなければなりません。

私たちのまちで生まれ、育っているすべての子どもは、家庭環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、その必要性に応じたサポートを受ける権利を持っています。私たち一人ひとりがこのような意識を持ち、すべての子どもが幸せに育つことを応援するまちをつくっていきます。

2 すべての親がゆとりを持って子育てできることを応援する視点

すべての親が、心身共にゆとりを持って子育てできるよう、様々なサービスを受ける機会や学習する機会と環境が保障されていなければなりません。

在宅で子育てをする家庭への支援は前期計画の6年間の間に充実してきましたが、これからも、すべての子育て家庭を対象として様々な取組をしていくことにより、すべての親が様々な面でゆとりを持ち、楽しく子育てができることを応援するまちをつくっていきます。

3 地域みんなが子育てを温かく見守り応援する視点

子育てにかかわるすべての人がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てを「温かく」かつ「積極的に」見守っていくよう、みんなで意識していかなければなりません。

これからの世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識して、子育て家庭を見守り、必要があれば手を差し伸べ、応援していけるようなまちをつくっていきます。

3 基本目標

計画の実現に向けて、前期計画で示した四つの基本目標について、一部見直しを行いました。この計画では、以下の目標を掲げることとし、これらにより総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために

家庭での育児や施設での養育等、すべての子育てをする人や子どもに対する様々な子育て支援サービスを、母子保健事業や小児医療に関する事業を含め充実を図っていきます。

また、関係機関との連携強化や事業の充実を図ることによって、多様な子どもの育ちに応じていきます。

- ◎地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ◎子どもの健康の確保
- ◎要支援児童への対応などきめ細かな取組
- ◎地域における子育て支援のネットワークづくり
- ◎子育て支援のためのICT^(※用語)活用

基本目標2 働きと子育ての調和を応援するために

働きと子育ての調和を応援するために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。

さらに、働き方の見直しを進めるため、企業や市民への広報・啓発活動に取り組んでいきます。

- ◎保育・放課後児童保育サービスの充実
- ◎仕事と子育ての両立の推進
- ◎男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
- ◎子育て中の親の就職支援

基本目標3 子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために

地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育み、自立した次代の担い手となるために、また、親自身が学び自らを高められるようにするため、地域社会の学習環境の整備を進めていきます。

- ◎子どもの豊かな心と体の育みの支援
- ◎子どもの育ちに応じた家庭教育への支援
- ◎親になるための学習環境の整備
- ◎子育て支援のための地元大学との連携の推進

基本目標4 親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり

子どもを安全に安心して産み育てることができる地域にするため、警察や保育園、幼稚園、学校、町内会等の地域の様々な団体・関係機関と地域の連携強化を行うとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた生活環境の整備や、犯罪を起こさせない住みやすいまちづくりを進めていきます。

- ◎子どもの権利を守るための環境整備
- ◎子育てを支援する生活環境の整備
- ◎子ども等の安全の確保

基本理念 子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

まち全体で子育てを「応援」

子どもとともに親も成長していく「共育ち」

子育て・子育てを応援するための「地域づくり」

計画において大切にすべき視点

以下に示す三つの方向性を「計画において大切にすべき視点」としました。

すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことを保障されていなければなりません。

すべての親がゆとりを持って子育てできることを応援する視点

すべての親が、心身共にゆとりを持って子育てができるよう、様々なサービスを受ける機会や学習する機会と環境が保障されていなければなりません。

地域みんなが子育てを温かく見守り応援する視点

子育てにかかわるすべての人がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てを「温かく」かつ「積極的に」見守っていくよう、みんなで意識していかなければなりません。

基本目標

基本理念を実現するために次の四つを「基本目標」とし、総合的に施策を推進していきます。

すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために

家庭での育児や施設での養育等、すべての子育てをする人や子どもに対する様々な子育て支援サービスを、母子保健事業や小児医療に関する事業を含め充実を図っていきます。
また、関係機関との連携強化や事業の充実を図ることによって、多様な子どもの育ちに応じていきます。

働きと子育ての調和を応援するために

働きと子育ての調和を応援するために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。
さらに、働き方の見直しを進めるため、企業や市民への広報・啓発に取り組んでいきます。

子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために

地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育み、自立した次代の担い手となるために、また、親自身が学び自らを高められるようにするため、地域社会の学習環境の整備を進めていきます。

親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり

子どもを安全に安心して産み育てることができる地域にするため、警察や保育園、幼稚園、学校、町内会等の地域の様々な団体・関係機関と地域の連携強化を行うとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた生活環境の整備や、犯罪を起させない住みやすいまちづくりを進めていきます。

施策目標

◎地域における様々な子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援サービスの充実と質の向上／相談機能と相談機会の充実／乳幼児から中・高生までの居場所づくり／子どもの健全育成／世代間交流の促進

◎子どもの健康の確保

子どもや保護者の心身の健康の確保／「食育」の推進／思春期保健対策の充実／小児医療の確保

◎要支援児童への対応などきめ細かな取組

児童虐待防止対策の充実／ひとり親家庭等の自立支援の推進／障がいのある子どもへの施策の充実

◎地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てにかかわるすべての人の多様な活動の支援／地域における子育て支援のネットワークの発展／子育て中の多様な親子の交流促進

◎子育て支援のためのICT活用

ICTを含む子育て情報の提供／子どもの情報モラル教育の推進

◎保育・放課後児童保育サービスの充実

保育サービスの充実／放課後児童保育サービスの充実／サービスの質の確保

◎仕事と子育ての両立の推進

◎男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性を含めた働き方の見直し／男性の子育て参加の促進

◎子育て中の親の就職支援

◎子どもの豊かな心と体の育みの支援

子どもの豊かな心を育むための取組／健やかな体の育成／確かな学力の向上／特色ある学校づくり／幼児教育の充実／いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応／引きこもりへの支援

◎子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供／地域の教育力の向上

◎親になるための学習環境の整備

◎子育て支援のための地元大学との連携の推進

◎子どもの権利を守るための環境整備

◎子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境の確保／安全な道路交通環境の整備／安心して外出できる環境の整備／子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◎子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進／子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進／被害に遭った子どもの保護の推進

第2章 具体化のための 三つの重点課題

- 1 ネットワーク機能の拡充
- 2 地域における子育て応援機運の醸成
- 3 子どもの視点の尊重

子育ての現況や前期計画の実施状況等を検証した結果、三つの重点課題を定めました。これは、基本理念を実現するための四つの基本目標に共通した取組の方針です。この三つの重点課題に取り組んでいくことにより、基本目標をより実効性のあるものとしていきます。

1 ネットワーク機能の拡充

私たちのまちでは、これまで全国に先駆け、市民グループによる子育てネットワークの活動が生まれ、母子保健や教育行政、保育園や学校、地元大学と連携し、先駆的な事業を展開してきました。

また、「ファミリー・サポート・センター」や「トワイライトステイ」、「お父さん応援隊」など、市民と行政が協働する事業も拡充してきました。

さらに、前期計画において計画の推進のために掲げられた「子ども家庭応援室」、「新座市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、庁内を始め関係機関との連携を進めています。

このように、地域における子育て支援の活動は、「点」から「線」へ、そして「面」へと広がりを見せています。

この広がりや、私たちや地域活動団体、関係機関、行政内部へ更に広げるため、ネットワーク機能を拡充し、よりきめ細かな子育て支援が行われるまちを目指します。

2 地域における子育て応援機運の醸成

不審者情報が相次ぐ中、地域では様々なグループが子どもたちのためにパトロール活動を実施するなど、子どもや子育て支援に対する関心は日々高まっています。

子どもたちのための活動を一過性のものにならないため、また、現在子育て支援活動にかかわっていない人たちを活動に巻き込んでいくために、まち全体で子育てを応援するという雰囲気づくりが大切です。

現在、商店等の協力により実施している「パパ・ママ応援ショップ事業」は、子育て家庭への経済的支援というよりも、今まで子育て支援活動に直接関係がなかった商

店等を発信源として、まち全体で子育てを応援していく機運をつくることが大きなねらいです。

また、近年言われている「仕事と生活の調和」には、職場だけでなく、地域の役割も重要です。働いている人たちが、地域の中で家族と共に過ごし、地域の一員としての役割を担える「居場所」をつくる必要があります。

このように、地域全体で子育てを応援する機運を醸成することで、子育てをしやすいまちをみんなで作っていきます。

3 子どもの視点の尊重

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要です。

そのために、私たちが何かを考え、行動する際には、大人や社会の都合だけを優先するのではなく、常に子どもの視点を持ち、子どもたちからも積極的に意見を聞き、子どもの立場からも検証し、様々な取組に反映させていきます。

第3章 新座市の現状

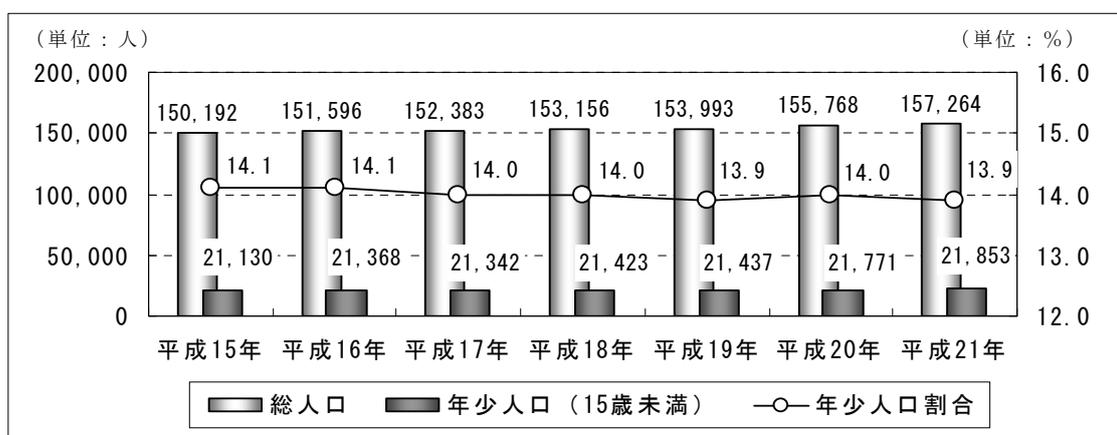
- 1 人口と子どものいる世帯
- 2 人口動態
- 3 保育サービス
- 4 幼稚園と小・中学校等
- 5 ニーズ調査からみる子どもの状況

1 人口と子どものいる世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の総人口及び年少人口（15歳未満）は、平成15年以降も増加傾向となっていますが、年少人口割合はほぼ横ばいとなっています。

図表3-1 総人口と年少人口の推移

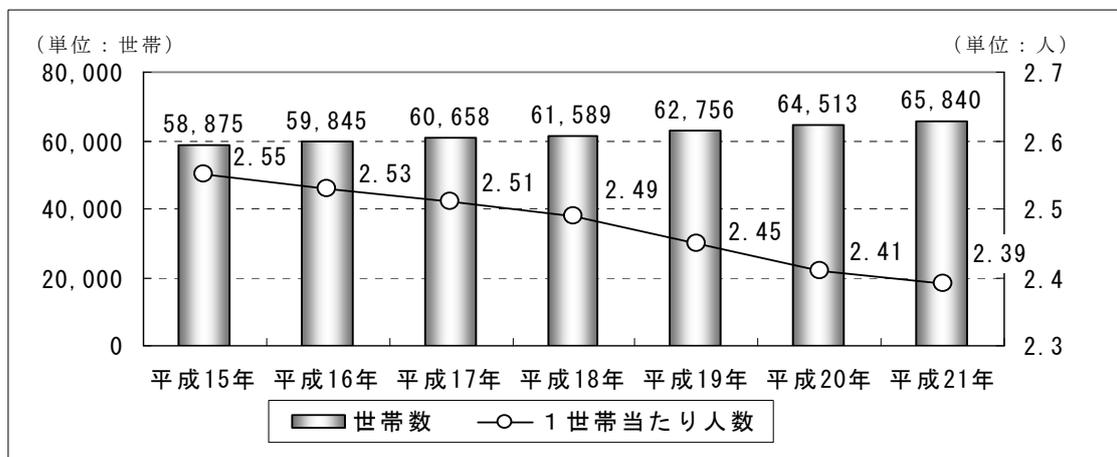


資料：埼玉県年齢別人口統計調査 各年1月1日基準

(2) 世帯数及び1世帯当たり人数の推移

世帯数も増加傾向で推移していますが、1世帯当たり人数は減少傾向であり、核家族化が進行していることがうかがえます。

図表3-2 世帯数及び1世帯当たり人数の推移



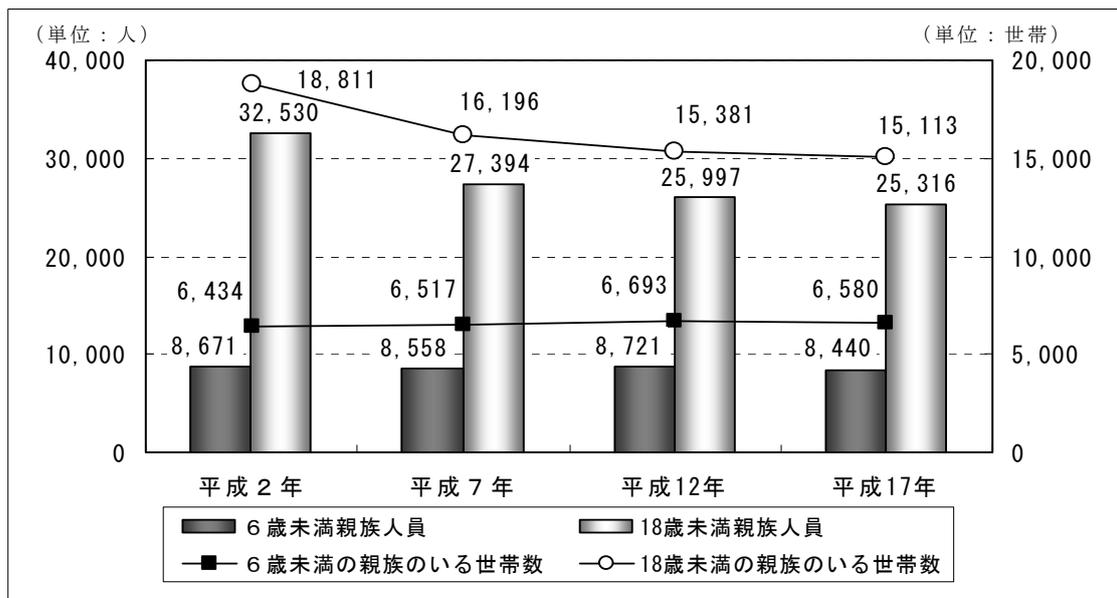
資料：埼玉県保健統計年報 各年1月1日基準

(3) 児童のいる一般世帯の推移

平成17年現在、6歳未満の親族のいる世帯は6,580世帯、世帯人員は25,503人、1世帯当たり3.9人となっています。これを総世帯数(60,048世帯)との比で見ると、総世帯数の11.1%と1割にとどまっています。6歳未満親族人員は8,440人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.3人となっています。

また、平成17年現在、18歳未満の親族のいる世帯は15,113世帯、世帯人員は59,544人、1世帯当たり3.9人となっています。総世帯数に占める割合は25.2%です。18歳未満親族人員は25,316人で1世帯当たりの18歳未満人数は、1.7人となっています。6歳未満に比べ18歳未満親族の数の減少が目立っています。

図表3-3 児童のいる一般世帯の推移



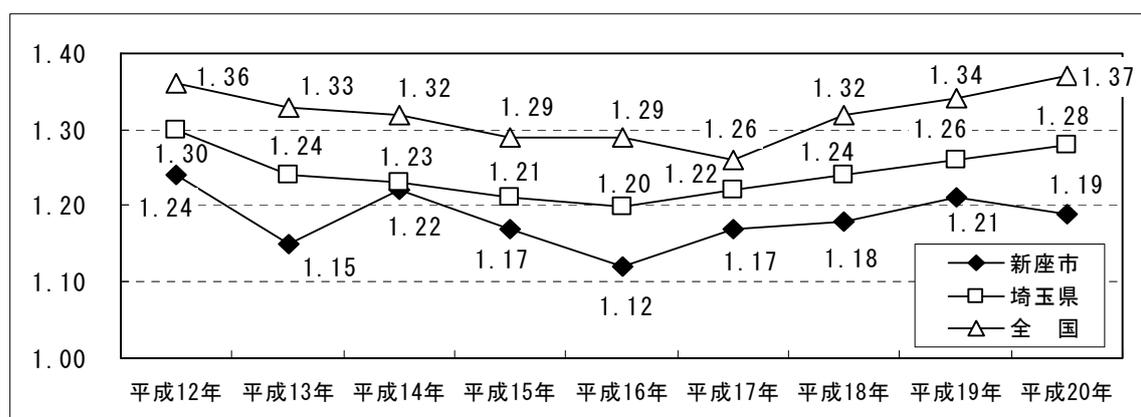
資料：国勢調査 各年10月1日基準

2 人口動態

(1) 合計特殊出生率

合計特殊出生率^(※用語)は、微減・微増を繰り返していますが、埼玉県及び全国
の値を一貫して下回っています。

図表3-4 合計特殊出生率の推移

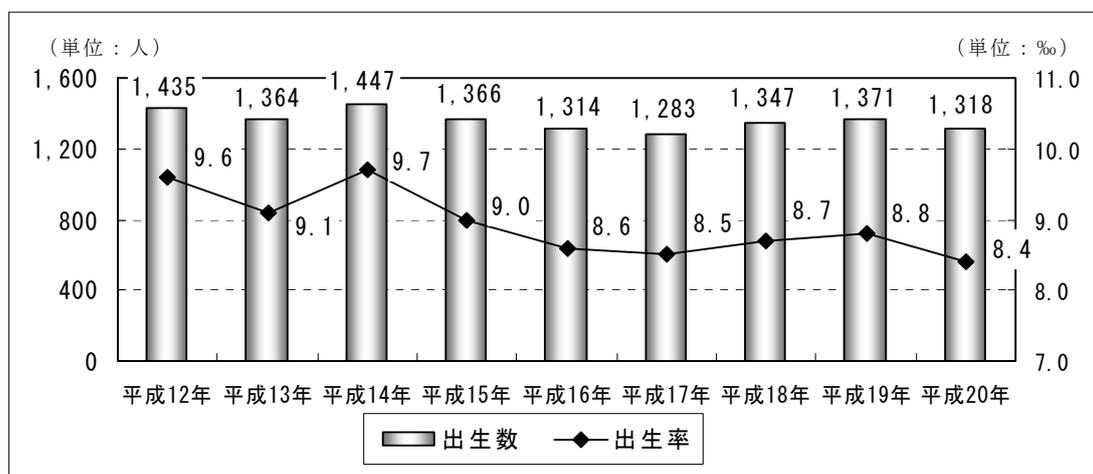


資料：人口動態統計

(2) 出生数、出生率の推移

出生数は減少傾向にあり、平成20年の出生率は人口1,000人当たり8.4人
なっています。

図表3-5 出生数・出生率の推移



資料：人口動態統計

※ %：パーミル、千分率、出生率は人口1,000人当たりの人数

3 保育サービス

(1) 保育園

平成16年には19園でしたが、前期計画に沿って順次整備を進め、平成20年には22園となっています。

しかし、人口の伸びと利用希望者の更なる増加により、待機児童数の減少には至っていません。

図表3-6 保育園の状況

(単位：園、人)

年次	園数	園児定員数				職員数
		計	3歳未満	3歳	4歳以上	
平成16年	19	1,334	501	264	569	298
平成17年	19	1,388	521	275	592	314
平成18年	19	1,449	542	288	619	309
平成19年	22	1,705	622	336	747	356
平成20年	22	1,735	631	343	761	369

資料：児童福祉課

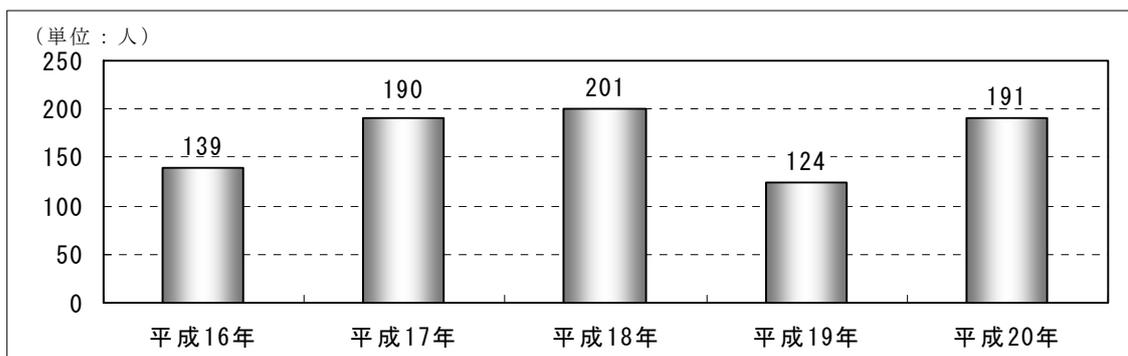
図表3-7 保育園の入所状況（市内）

(単位：人、%)

年次	3歳未満	3歳	4歳以上	合計			
				定員	申込数	入所数	入所率
平成16年	550	299	628	1,334	1,616	1,477	110.7
平成17年	573	297	618	1,388	1,678	1,488	107.2
平成18年	553	311	646	1,449	1,711	1,510	104.2
平成19年	645	359	746	1,705	1,874	1,750	102.6
平成20年	661	363	781	1,735	1,996	1,805	104.0

資料：児童福祉課

図表3-8 保育園の待機児童数



資料：児童福祉課

(2) 一時保育

保護者のパートタイム就労（週3回程度）、傷病、出産、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の理由から一時保育を受け入れており、一時保育の利用者数は増えていきます。

図表3-9 一時保育の利用者数

(単位：件)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延べ利用人数	10,281	9,206	10,502	12,118	10,780

資料：児童福祉課

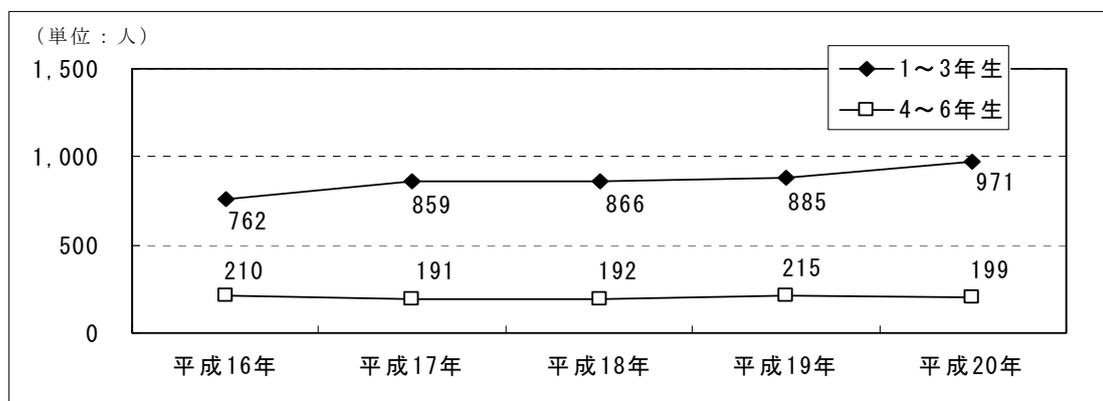
(3) 放課後児童保育室

市内各小学校区に設置されています。本市においては小学校4年生までを対象としていますが、1～3年生を中心に毎年利用希望者が増加しています。

図表3-10 放課後児童保育室の状況

(単位：箇所、人)

年次	施設数	指導員数	児童数		
			総数	1～3年生	4～6年生
平成16年	17	61	972	762	210
平成17年	17	62	1,050	859	191
平成18年	17	63	1,058	866	192
平成19年	17	71	1,100	885	215
平成20年	17	62	1,170	971	199



資料：児童福祉課

(4) ファミリー・サポート・センター

一時的な預かりや送迎などの援助活動を行っており、平成20年度には5,592件実施しました。

図表3-11 ファミリー・サポート・センターの活動

(単位：人、件)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用会員	292	380	440	482	553
協力会員	98	109	114	122	128
援助活動	3,746	3,925	5,988	5,564	5,592

資料：子ども家庭応援室

(5) 地域子育て支援センター

社会福祉法人及びNPO法人等に運営委託し、8か所で実施するほか、公民館等を利用して出前地域子育て支援センターを実施しています。利用者数は、施設数の増加に伴って増えており、平成20年度は60,311人でした。

図表3-12 地域子育て支援センターの利用状況

(単位：箇所、人)

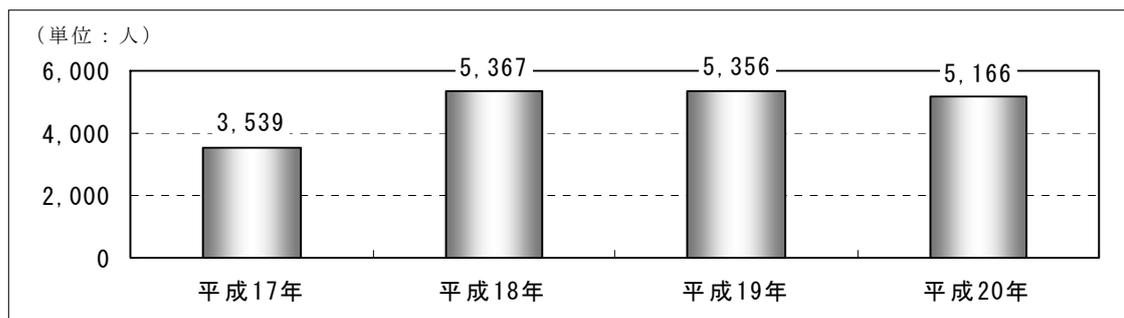
年度	施設	利用総数	利用内訳	
			子ども	保護者
平成16年度	3	27,786	14,860	12,926
平成17年度	4	36,682	19,011	17,671
平成18年度	6	51,017	27,086	23,931
平成19年度	7	57,872	30,437	27,435
平成20年度	8	60,311	31,913	28,398

資料：子ども家庭応援室

(6) つどいの広場

NPO法人に運営委託し、児童センター内に1か所設置しています。0～3歳の乳幼児を持つ家庭を対象に、親子が共に参加し、交流、情報交換、子育てに関する相談などを行っています。平成20年度には5,166人の利用者がいました。

図表3-13 つどいの広場の年間利用者数の推移



資料：子ども家庭応援室

(7) 児童相談

相談件数は、以下の図表のとおりです。平成20年度は、子ども家庭応援室において308件の相談があり、増加しています。

図表3-14 児童相談の件数

(単位：件)

年度	子ども家庭応援室 における相談	家庭児童相談室 における相談	児童相談所 における相談
平成16年度	198	3,099	236
平成17年度	158	2,796	217
平成18年度	125	3,064	321
平成19年度	267	2,980	261
平成20年度	308	3,031	260

資料：子ども家庭応援室

子ども家庭応援室における相談：初回相談件数

家庭児童相談室における相談：延べ相談件数

児童相談所における相談：所沢児童相談所で新座市の児童相談を受けた数

4 幼稚園と小・中学校等

(1) 幼稚園

幼稚園数は12園、毎年の園児数はおよそ2,850人から3,000人となっています。3歳児クラスは、平成16年の705人から平成20年には791人と12%の増加となっています。

図表3-15 幼稚園の状況

(単位：園、人、クラス)

年次	幼稚園数	教員数	学級数	園児数			
				3歳児	4歳児	5歳児	
平成16年	12	156	111	2,850	705	1,050	1,095
平成17年	12	152	110	2,905	775	1,072	1,058
平成18年	12	162	113	3,012	827	1,112	1,073
平成19年	12	165	111	2,965	770	1,086	1,109
平成20年	12	168	113	2,846	791	972	1,083

資料：埼玉県総務部統計課「学校基本調査」

(2) 小学校

小学校は17校で、うち5校に特別支援学級が設置されています。児童数は8,400人から8,600人前後で推移しています。

図表3-16 小学校の状況

(単位：校、人、クラス)

年次	学校数	教員数	学級数	児童数
平成16年	17	399	277(9)	8,494(39)
平成17年	17	406	283(10)	8,573(38)
平成18年	17	394	284(9)	8,593(37)
平成19年	17	402	279(10)	8,394(42)
平成20年	17	416	285(11)	8,496(50)

資料：埼玉県総務部統計課「学校基本調査」

() 内は特別支援学級の学級数及び児童数(内書き)

図表3-17 小学校児童数

(単位：人)

年次	総数						
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
平成16年	8,494(39)	1,404(3)	1,440(3)	1,395(7)	1,541(9)	1,380(10)	1,334(7)
平成17年	8,573(38)	1,410(5)	1,406(4)	1,440(4)	1,382(6)	1,547(9)	1,388(10)
平成18年	8,593(37)	1,366(4)	1,404(5)	1,422(6)	1,448(4)	1,385(8)	1,568(10)
平成19年	8,394(42)	1,371(11)	1,356(5)	1,402(5)	1,426(7)	1,449(6)	1,390(8)
平成20年	8,496(50)	1,444(12)	1,365(11)	1,375(5)	1,421(7)	1,433(9)	1,458(6)

資料：埼玉県総務部統計課「学校基本調査」

()内は特別支援学級の学級数及び児童数(内書き)

(3) 中学校

中学校は、公立6校、私立1校の7校となっています。学級数は、平成16年の116クラスから平成20年には125クラスとなり、9クラス増加しています。

図表3-18 中学校の状況

(単位：校、人、クラス)

年次	学校数	教員数	学級数	生徒数			
				1学年	2学年	3学年	
平成16年	7	221	116(4)	4,239(17)	1,447	1,357	1,435
平成17年	7	222	117(5)	4,174(23)	1,368	1,449	1,357
平成18年	7	229	119(6)	4,237(28)	1,435	1,360	1,442
平成19年	7	233	124(6)	4,372(30)	1,570	1,441	1,361
平成20年	7	255	125(6)	4,409(26)	1,401	1,564	1,444

資料：埼玉県総務部統計課「学校基本調査」

()内は特別支援学級の学級数及び生徒数(内書き)

(4) 高等学校、専門学校、大学

市内には県立及び私立の高等学校が5校、専門学校が1校、大学が3校あります。

5 ニーズ調査からみる子どもの状況

(1) 子どもの家族

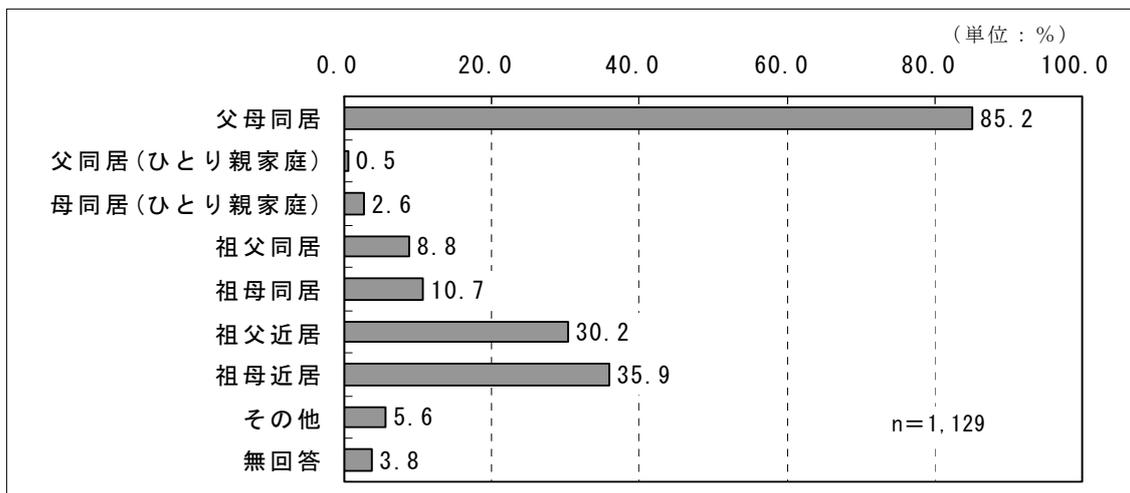
平成21年度2月に実施した、新座市子育て支援に関するニーズ調査^(※用語)によると、世帯の子どもの数では、小学生児童世帯で「2人」が55.2%、「1人」が25.6%と、2人以下の世帯の割合が約8割に達しており、「3人」は15.9%です。

また、世帯人数（同居者数）は、就学前児童世帯では「4人」が43.1%、「3人」が29.1%、一方、小学生児童世帯の結果でも、世帯人員が「4人」の世帯が46.0%となっており、「核家族世帯」が多くを占めている様子がうかがわれます。

また、ひとり親家庭は、母子家庭が就学前で2.6%、小学生で8.3%、父子家庭は就学前で0.5%、小学生で0.9%です。

祖父母については、「祖父が近くに住んでいる」又は「祖母が近くに住んでいる」の割合が、就学前児童世帯は3割を超え、小学生児童世帯も2割強となっていますが、祖父又は祖母が同居している世帯は1割前後にとどまっています。

図表3-19 子どもの同居・近居の状況（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

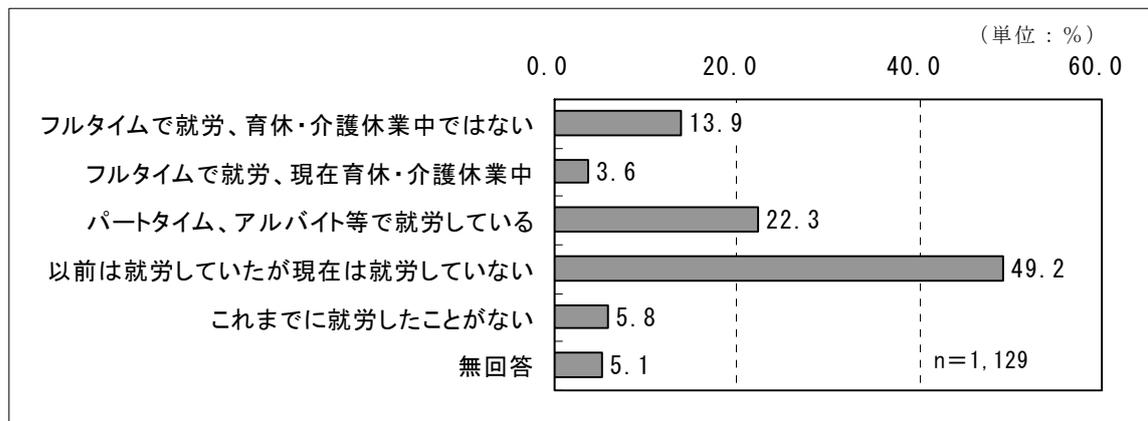
(2) 保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、父親の場合、就学前、小学生共にフルタイム就労者が大多数です。これに対し就学前児童の母親の場合は、「フルタイム（育児休業中を含む）」は17.5%にすぎず、「パートタイム・アルバイト」が22.3%、「無業」が55.0%となっており、小学生の母親は「パートタイム・アルバイト」が44.4%に増加し、「無業」が31.4%に低下しています。

母親の離職の状況をみると、出産時に「離職した」が39.9%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が37.9%となっており、「継続的に働いていた」は18.9%です。

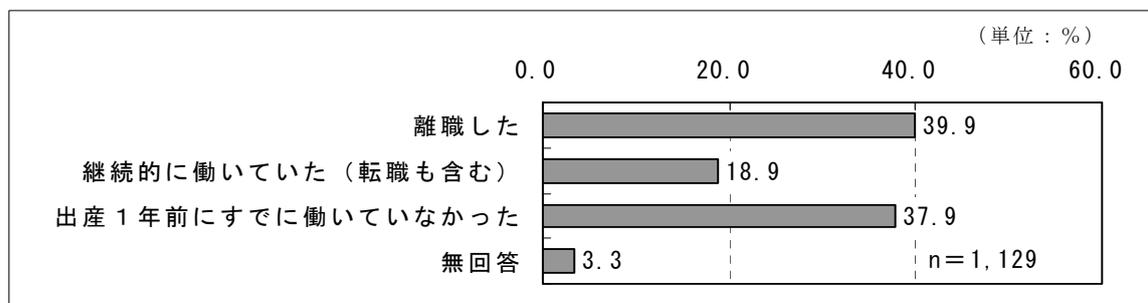
就労意向がありながらも、現在、就労していない主な理由としては、いずれの調査結果でも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多く、就学前児童世帯が43.5%、小学生児童世帯が46.9%となっています。

図表3-20 母親の就労状況（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表3-21 母親は出産後に離職したか（就学前児童保護者）



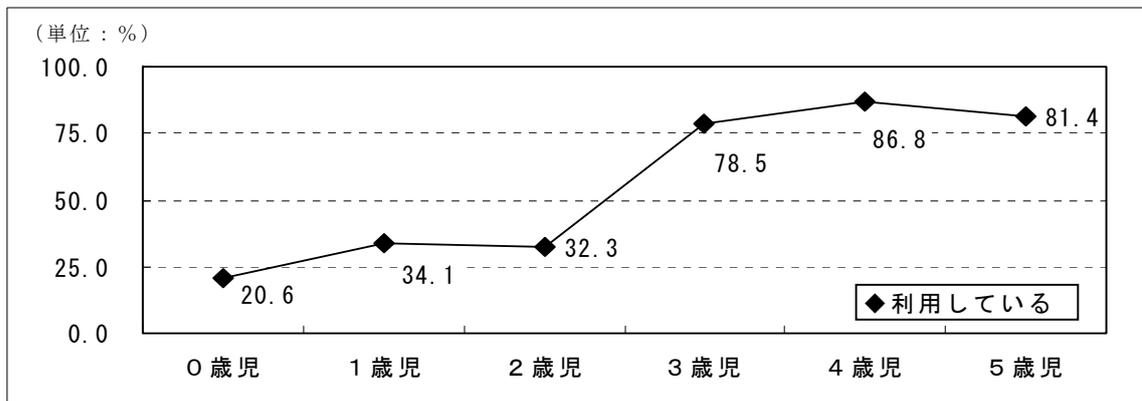
資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

(3) 保育サービス等の利用

就学前児童の保護者で保育サービスを利用している割合は51.6%となっています。このうち0歳児は20.6%、1歳児が34.1%、2歳児が32.3%、3歳児が78.5%、4歳児が86.8%、5歳児が81.4%となっており、3歳からの利用が大多数ですが、0歳児も2割が利用しています。

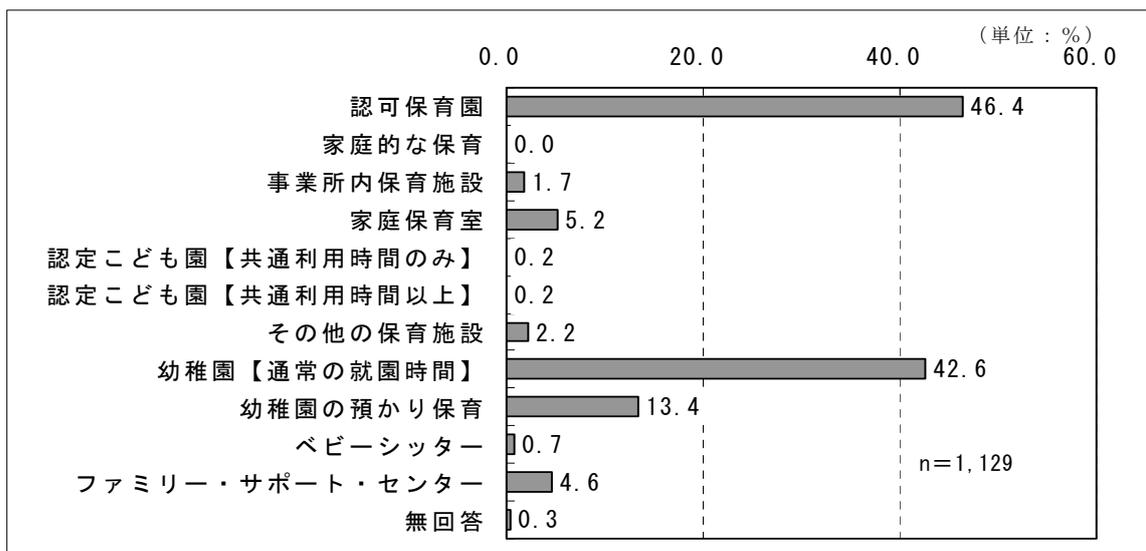
利用しているサービスでは「認可保育園」が46.4%、「幼稚園」が42.6%とサービスの中心となっています。その他では「預かり保育」が13.4%、「家庭保育室^(※用語)」が5.2%、「ファミリー・サポート・センター」が4.6%などとなっています。

図表3-22 保育サービスの利用（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表3-23 現在利用している保育サービス（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

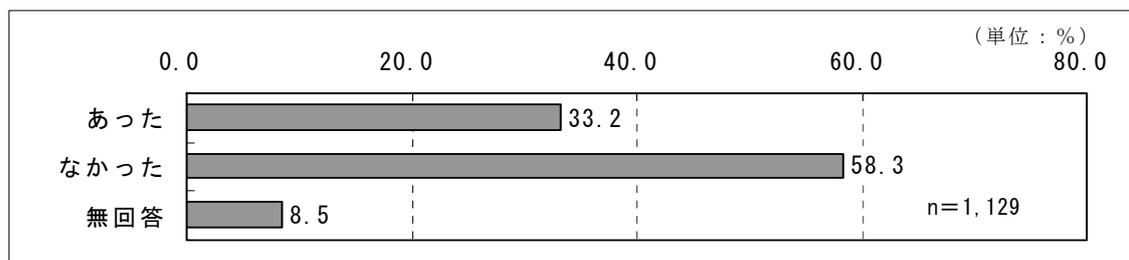
(4) 緊急時の対応

この1年間で子どもの病気やけがのために保育サービスなどの預かりサービスが利用できなかったことがあったり、子どもの病気やけがで学校を休んだことがあった人の割合は就学前児童世帯が33.2%、小学生児童世帯が45.8%となっています。

この1年間で、家族以外に一時的に子どもを預けなければならなかった経験が「あった」割合は、就学前児童世帯が33.0%、小学生児童世帯が23.5%となっています。

また、泊まりがけで子どもを保護者以外に預けざるを得なかった経験が「あった」割合は就学前児童世帯が8.4%、小学生児童世帯が11.0%ほどで、その際にはいずれの児童世帯も約9割が「家族がみたり、親族・知人に預けた」としています。

図表3-24 預かりサービスが利用できなかったこと（就学前児童保護者）



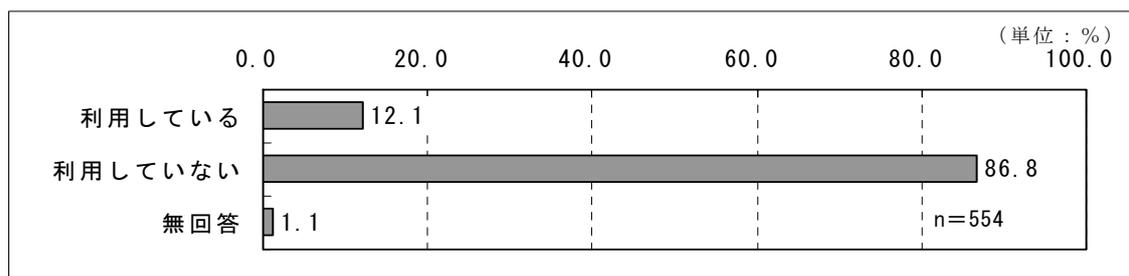
資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

(5) 放課後児童保育室

小学生の放課後児童保育室の利用状況は「利用している」が12.1%、「利用していない」が86.8%となっています。

また、現在利用していない人のうち、就労等の理由で今後は利用したいとする人は8.7%です。

図表3-25 放課後児童保育室の利用（小学生児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

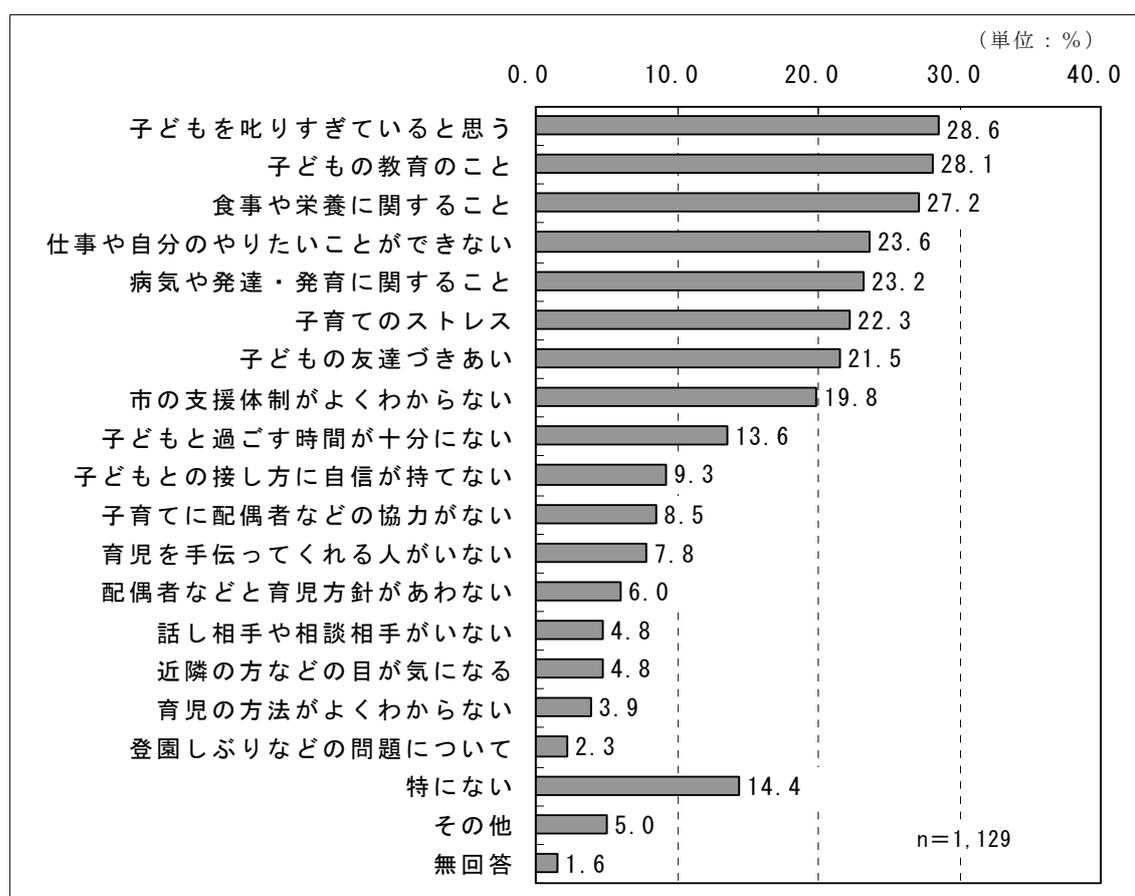
(6) 子育ての悩みと相談

就学前児童を持つ保護者の子育てに関する悩みは、「子どもを叱りすぎていると思う」が28.6%、「子どもの教育のこと」が28.1%、「食事や栄養に関すること」が27.2%、「仕事や自分のやりたいことができない」が23.6%、「病気や発達・発育に関すること」が23.2%、「子育てのストレス」が22.3%などで上位ですが、どの回答も20%台で、回答は分散しています。また、「市の支援体制がよくわからない」は19.8%です。

「その他」の回答では「アレルギー体質」「近所に子育ての友達がいない。子どもの友達もいないので小学校に入るときに心配である」「教育費用が高い」など回答は多様です。

こうした悩みの相談相手は、「配偶者」「友人・知人」「親・兄弟姉妹・親戚など」が中心となっています。

図表3-26 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること（就学前児童保護者）



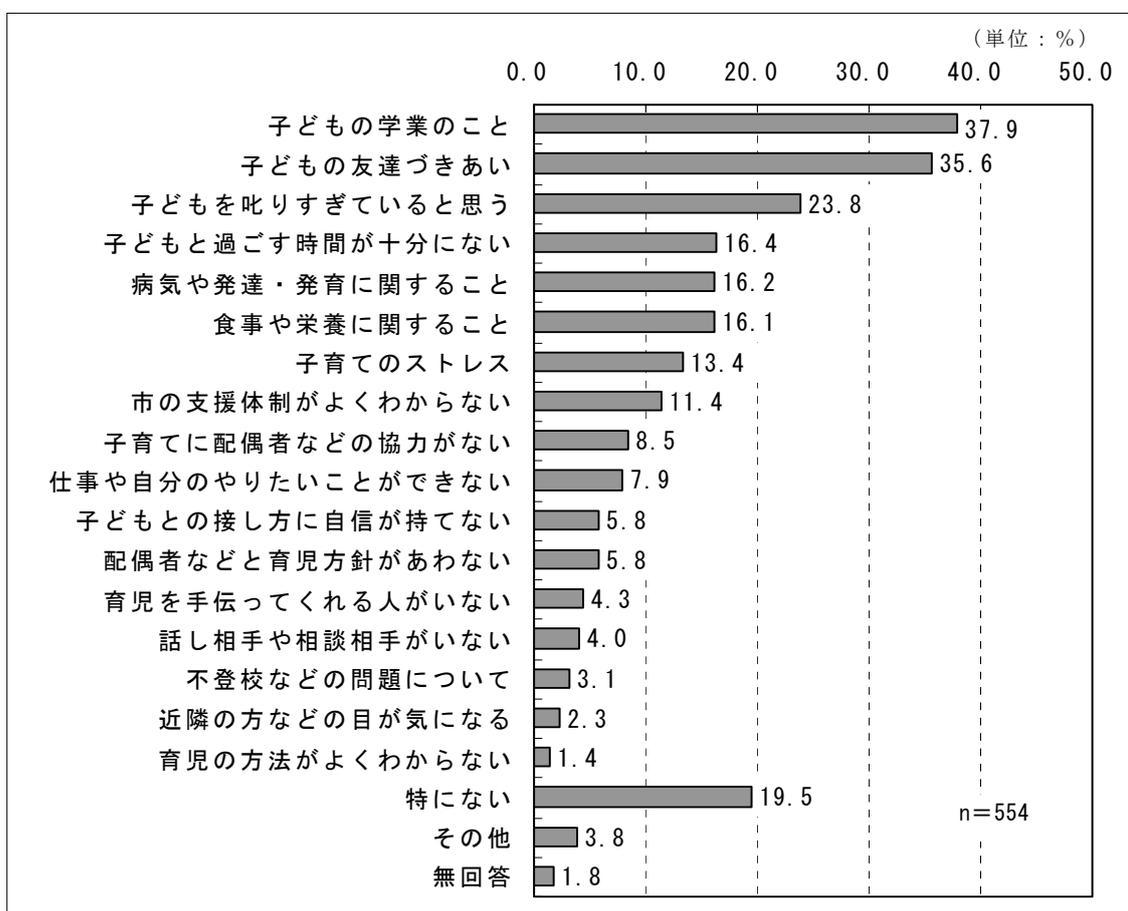
資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

小学生を持つ保護者の悩みは、「子どもの学業のこと」(37.9%)と「子どもの友達つきあい」(35.6%)が最も多くみられます。第3位は「子どもを叱りすぎていると思う」(23.8%)となっています。

また、「子育てのストレス」は13.4%、「子どもとの接し方に自信が持てない」は5.8%、「不登校などの問題について」は3.1%などとなっています。「特にない」は2割(19.5%)です。

「その他」の回答は、「放課後児童保育室の行事の多さ」「仕事で学校行事になかなか行けない」「小学校の担任との関わり方」「子どもの性格」「学費(教育)にお金がかかること」などがみられます。

図表3-27 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること(小学生児童保護者)



資料: 新座市子育て支援に関するニーズ調査

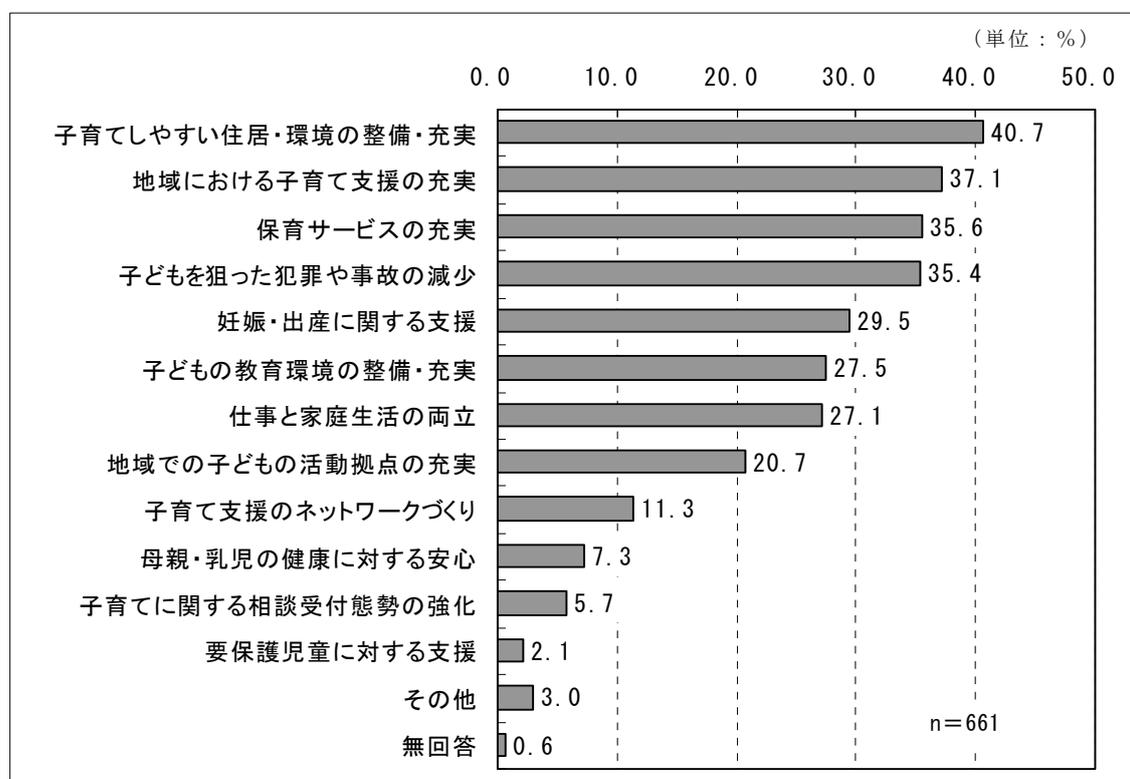
(7) 子育てのために有効な支援・対策

子育てのために有効な支援・対策としては、就学前児童の保護者では「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」が40.7%で最も多く、「地域における子育て支援の充実」(37.1%)と「保育サービスの充実」(35.6%)、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」(35.4%)が30%台です。次いで「妊娠・出産に関する支援」が29.5%、「子どもの教育環境の整備・充実」が27.5%、「仕事と家庭生活の両立」が27.1%、「地域での子どもの活動拠点の充実」が20.7%などとなっています。

また、小学生を持つ保護者では「子どもを狙った犯罪や事故の減少」が最も多く56.0%、「子どもの教育環境の整備・充実」が47.6%、「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」が36.8%などで上位となっています。

次いで、「地域における子育て支援の充実」(27.7%)、「地域での子どもの活動拠点の充実」(21.8%)、「仕事と家庭生活の両立」(21.2%)が20%台となっています。

図表3-28 子育てをする中で有効な支援・対策（就学前児童保護者）

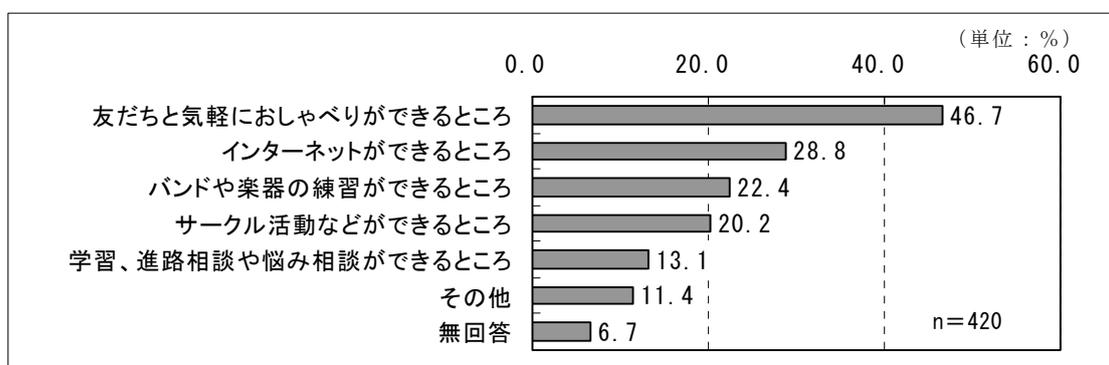


資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

(8) 中学生・高校生の居場所

今回、子どもの視点を加えるために中・高生にもニーズ調査^(※用語)を行いました。「児童センターや公民館、図書館、体育館などの公共施設で、どのようなところがあればよいと思いますか。」という問いに対する中・高生の回答は、「友だちと気軽におしゃべりができるところ」が46.7%で最も多く、「インターネットができるところ」が28.8%、「バンドや楽器の練習ができるところ」が22.4%、「サークル活動などができるところ」が20.2%などとなっています。

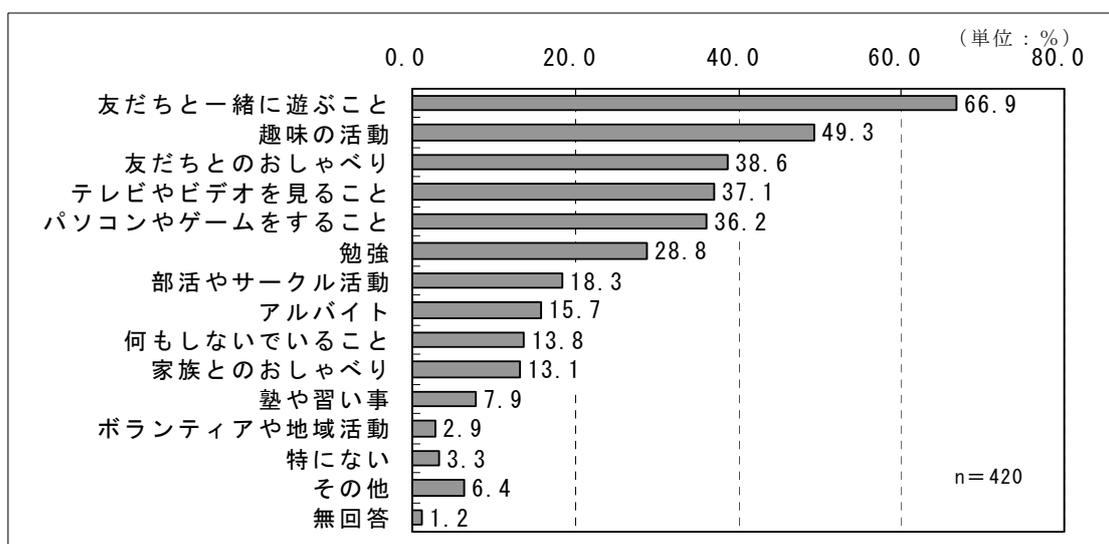
図表3-29 希望する公共施設（中学生・高校生）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

また、もっと時間をかけたいことは、「友だちと一緒に遊ぶこと」が66.9%で最も多く、「趣味の活動」が49.3%、以下「友だちとのおしゃべり」（38.6%）、「テレビやビデオを見ること」（37.1%）、「パソコンやゲームをすること」（36.2%）などとなっています。

図表3-30 時間をかけたいこと（中学生・高校生）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

第4章 施策目標と 施策の方向性

- 1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために
- 2 働きと子育ての調和を応援するために
- 3 子どもがいいきと育ち、親が学び高まることを応援するために
- 4 親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり

1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために

(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

子どもを安心して育てるためには、地域において子育てを支援する仕組みが必要です。私たちのまちでは、平成15年度から「地域子育て支援センター」を開設し、全国に先立って次世代育成支援行動計画を策定し、「ファミリー・サポート・センター」や「子育てサロン」など、多様な子育て支援サービスをスタートあるいは拡大させてきました。

しかし、量的な整備が進む一方で、地域的な偏りや機能の強化などの課題もみられ、時期的には事業のスタート期から拡充期へさしかかっているといえます。

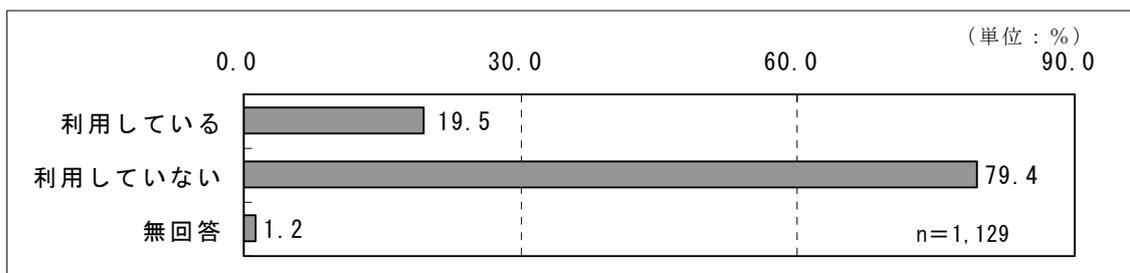
今後は、地域格差のない、どこでも質の高いサービスが受けられるよう子育て支援サービスの普及・充実を図っていくことが大きな課題となっています。

子どもが友達との交流や遊びなどを通して、判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは、将来にわたっていきいきと暮らしていくための大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、地域や社会活動の場への参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で子どもを育てていくことが必要です。

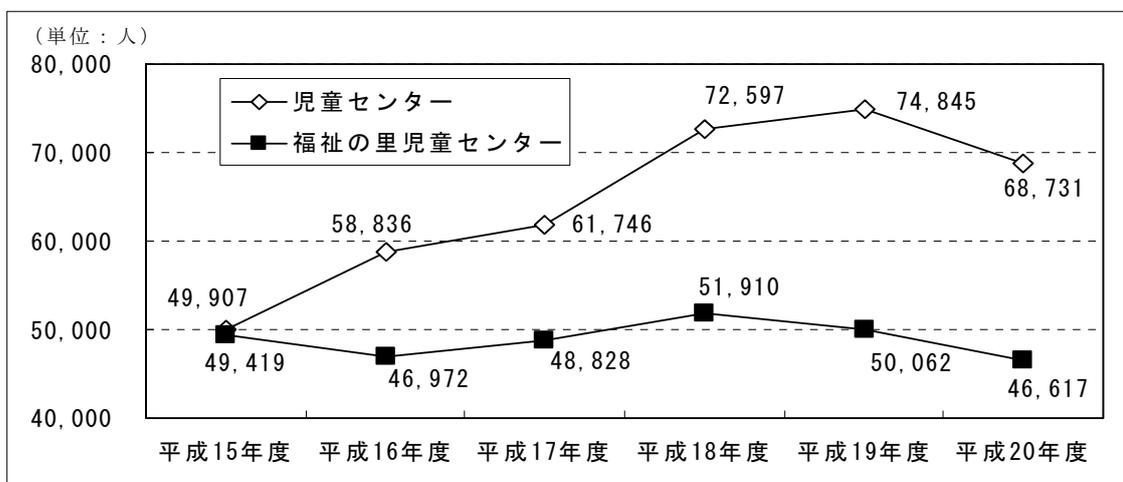
このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに居場所や遊び場の整備、世代間の交流・仲間づくりが行えるような機会や場の提供が求められています。

図表4-1 地域子育て支援センターやつどいの広場を利用しているか（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表4-2 児童センターの利用者数



資料：児童センター、福祉の里児童センター

《施策の方向性》

ア 地域における子育て支援サービスの充実と質の向上

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の、地域格差のない基盤整備に引き続き取り組んでいきます。

地域子育て支援センターなどの「地域子育て支援拠点事業」は施設整備と併せ、質の向上を図っていきます。

また、「ファミリー・サポート・センター」では病児保育の実施についても検討していきます。

一時保育は、働く人だけでなく、リフレッシュなど多様な保育需要の受け皿になっているため、保育園の整備と併せた総合的な対応に努めていきます。

イ 相談機能と相談機会の充実

身近な場所で集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフによる相談事業の充実や、各相談機関の連携についても、一層充実させていきます。

また、県の「子育てマネージャー制度^(※用語)」についても定着を図り、人材の活用を図っていきます。

ウ 乳幼児から中・高生までの居場所づくり

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、子どもの心身の発達や社会性の獲

得の土台となる重要な体験です。そして学童期・思春期において、学校の枠を越えた交流の広がりや多様な経験、人間関係の広がり、異世代との交流、居場所の存在などは、子どもから大人へ成長する上で重要な要素です。

しかし現在は、このような子どもが育つための地域の「栄養素」ともいえる環境が、社会やコミュニティの変化とともに希薄化しています。

中・高生の居場所については、ニーズ調査^(※用語)における中・高生の回答結果からみても、自由意見を中心に大きな課題として挙げられ、中でも文化施設・スポーツ施設等の充実に対する要望が多く聞かれます。

また、乳児の保護者が子育ての仲間をつくったり、子どもと共に過ごせる居場所も大切です。

次世代の「育ちの場」として、いま改めて地域の「子育て力」をとらえ直し、私たちのまちにふさわしい形で「乳幼児から中・高生までの居場所づくり」など、子どもが育つための環境整備について検討を進めていきます。

エ 子どもの健全育成

私たちのまちには、現在二つの児童センターが設置されていますが、「子どもの健全育成」という観点から、子どもや子育てを取り巻く様々な課題に対応していくことが強く求められています。児童センターを、子どもの健全育成を支える重要な施設と位置付け、時代にふさわしい運営や事業を提供できるよう改善を図るとともに、子どもの意見や視点が十分に尊重され、様々な体験やワークショップ、教育プログラムが提供され、市民や学生ボランティアとの協働の場となるよう努力します。

また、地域内で子どもを取り巻く状況などについては、行政や学校、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員ばかりでなく、私たち一人ひとりも参加して相互に情報を交換し、認識を共通化するといったことにも積極的に取り組んでいきます。

オ 世代間交流の促進

性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流することにより、子どもも社会の一員であることや文化の伝承について学んでいける場の提供を進めていきます。高齢者との交流だけでなく、乳幼児や地元大学に通う学生との交流も進めていきます。

(2) 子どもの健康の確保

《現状と課題》

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の確保が不可欠です。

また、これとともに、子どもを健やかに育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要です。

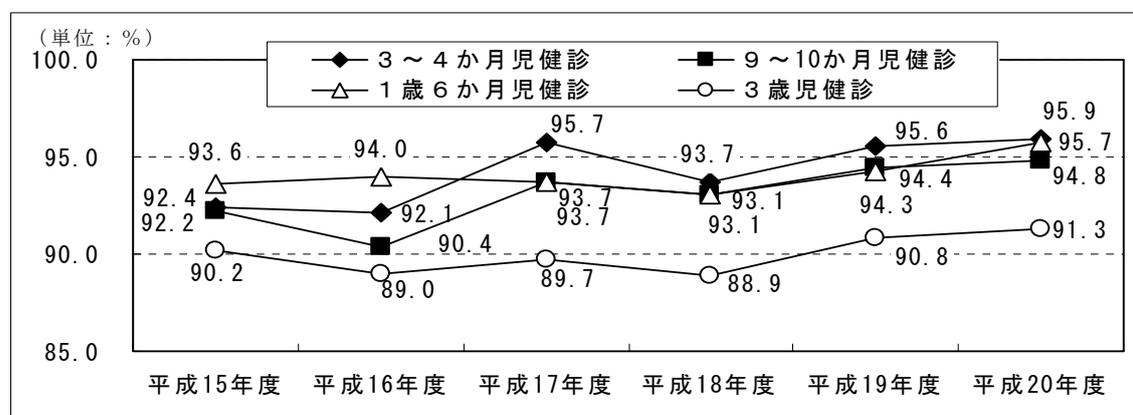
現在、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、様々な母子保健事業を実施しています。

一方、子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応を迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。近年、産婦人科と小児科専門医の減少が進んでおり、小児医療は危機的な状況に陥っています。

また、救急車の安易な使用が社会問題化していますが、その背景として、親の経験不足や、核家族化による親の学習機会の不足等も考えられます。そのため、子どもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるように情報提供の充実を図り、加えて疾病などに関する学習機会を設ける必要があります。親が子どもの疾病などについて学ぶことは、医療費の抑制という視点からも大切なことです。

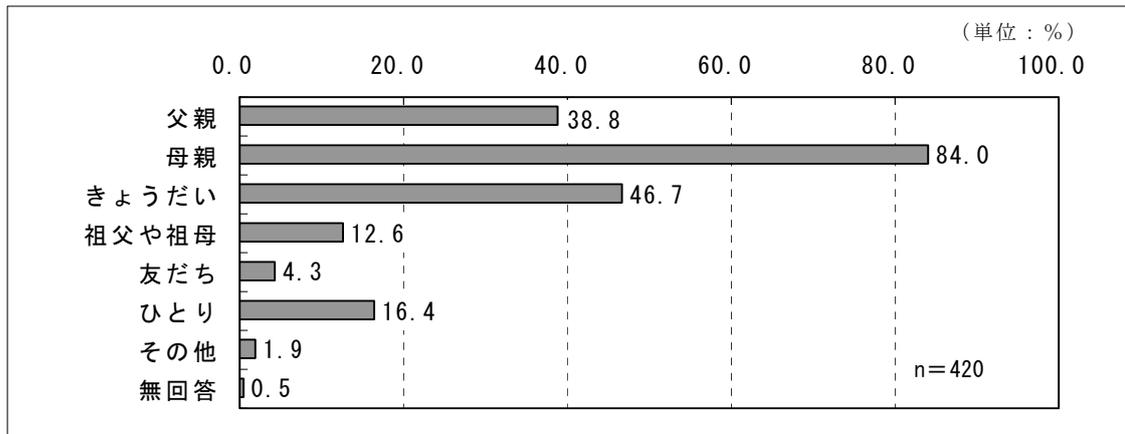
さらに、妊娠中は様々な要因により精神的に不安定になったり、又は出産後は子育てにおける肉体的・精神的負担により孤独感を感じたりすることもあるため、これらの負担や孤独感を和らげると同時に、特に子どもの健康に関する必要な知識を学ぶためにも、各種相談事業や親同士の交流の場をつくる必要があります。

図表4-3 乳幼児健診の受診率



資料：保健センター

図表4-4 平日の夕食を誰と食べているか（中学生・高校生）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

《施策の方向性》

ア 子どもや保護者の心身の健康の確保

妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、安心して出産ができるよう、出産準備教育や相談事業を実施していきます。

出産後は、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）^{（※用語）}」による全戸訪問を行い、子どもと保護者の心身の健康の確保に努めます。

さらに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭には、「養育支援訪問事業^{（※用語）}」により養育に関する相談、指導、助言やその他必要な支援をしていきます。

また、多くの親子が集まる場として乳幼児健康診査がありますが、その場を活用して、日ごろの子育てに関する不安や悩み等に対する相談にに応じていきます。

同時に、子育て中の保護者が孤独感に陥らないよう、地域の仲間づくり等に関する情報を提供していきます。

これらの取組は、主として行政が行っているものですが、私たち一人ひとりも、相談を受けたり、体験を語ったり、情報を提供したりすることができるような機会をつくっていくことも大切です。

イ 「食育」の推進

食は、人間性の形成と家族関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

また、食べ物がどこでどのように生産されているかを知るために、農業生産の

場や流通について学ぶことも重要です。

そこで子ども自身が、自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、保育園や小・中学校で行われている給食への取組の充実（旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入、生産者・調理員・栄養士との交流など）を始め、幼稚園や保健センターにおいても、食に関する学習の場や実習、情報の提供に取り組んでいきます。

一方、妊産婦については、特に栄養面での相談・指導が必要となることから、パパママ学級の間等で食生活の改善に向けた学習の機会や情報を提供していきます。

ウ 思春期保健対策の充実

性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っていきます。

これらのことは、学校のカリキュラムの中で取り上げられているものではありませんが、指導内容の更なる向上に努めます。加えて、乳幼児期から保護者も含めた学習機会を提供できるよう検討していきます。

また、不安を持った子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実にも取り組んでいきます。

エ 小児医療の確保

小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるものです。そこで、小児科医を中心とした子どもの健康を守るためのネットワーク構築に取り組むことにより、日ごろの健康管理をバックアップしていきます。

さらに、救急医療については、埼玉県南西部消防本部や近隣市の医療機関との関係をより一層強化し、万が一の場合にも安心できるような体制づくりに取り組んでいくとともに、「埼玉県小児救急電話相談（#8000）^{（※用語）}」の周知など情報提供にも努めていきます。

一方、保護者の医療費負担の軽減を図るため、これまでも積極的にこども医療費対象年齢の引上げを行ってきましたが、今後、更なる拡大についても検討していきます。

(3) 要支援児童への対応などきめ細かな取組

《現状と課題》

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大する中、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、子どもの発達状況などの様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待が起きています。児童虐待の防止には、児童虐待をその家庭だけの問題と捉えるのではなく、民生委員・児童委員、主任児童委員等を始め、地域社会全体で子どもの異変などに気づき、支援をしていくことが必要です。

近年、離婚率の上昇に伴って、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に、母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢の中、就業面で不利な傾向にあり、また、養育費も得られにくいなど、経済的基盤が弱くなりがちのため、その生活は厳しいものとなっていますが、加えて育児の負担なども両親のいる家庭と比べ大きくなっています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが求められています。

さらに、近年の不況により生活保護世帯が増加の一途をたどるなど、子どもたちの生活にも影響を及ぼしています。

加えて、障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。市には、障がい児の通園施設として、みどり学園（肢体不自由児通園施設）・わかば学園（障がい児通園施設）があり、保育園や地域との交流を行っています。障害者自立支援法の施行により、障がい者・障がい児に対する施策も大きく変わってきています。

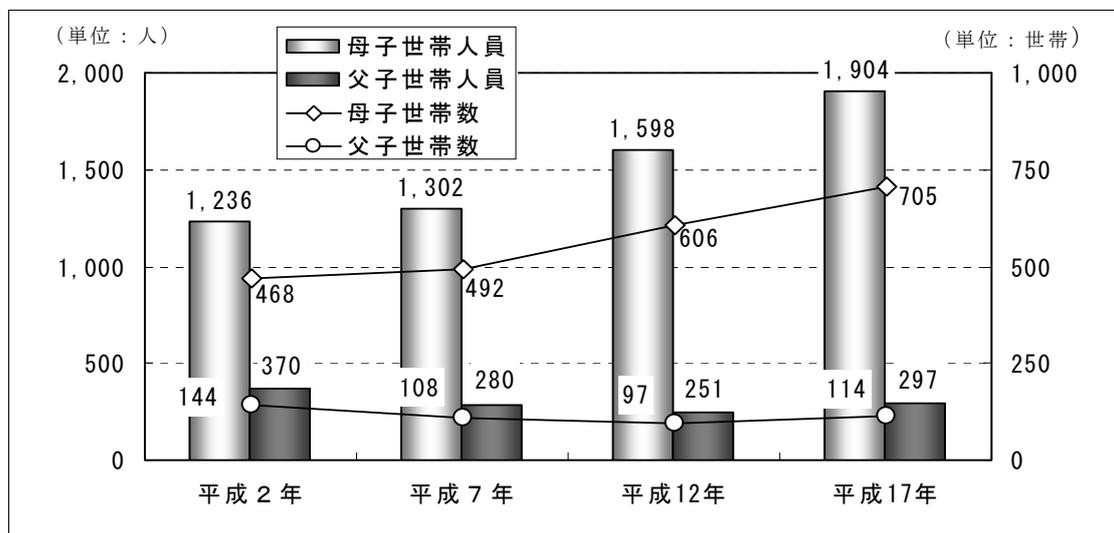
今後も、各家庭の状況に応じて適切なサービスが受けられるよう、対応していく必要があります。

近年では、学習障がい^(※用語)、注意欠陥・多動性障がい^(※用語)、高機能自閉症^(※用語)など療育や教育の場において、特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもへの対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。今後は、障がいの早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図ることが求

められています。

さらに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

図表4-5 ひとり親家庭の状況



資料：国勢調査

《施策の方向性》

ア 児童虐待防止対策の充実

「新座市要保護児童対策地域協議会」を充実させることにより、児童虐待問題に対応する機能を持つ各課、児童相談所、保健所、警察などの関係機関が連携して、私たちのまちが一体となって子どもや家庭への援助の方法や対策を考え、対処していきます。また、児童虐待の防止、早期発見・対応とともに、被害に遭った子どもたちの保護・支援、アフターケアなど、児童虐待に対して総合的に対応していくため、私たち一人ひとりが地域の状況に目を配っていきます。

さらに、子ども自身が自分の身を守るためのプログラムの普及にも継続して努めていきます。

イ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭については、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援に取り組んでいきます。

特に就労支援については、母子家庭を対象に、就業支援や資格取得に関する費用の給付などを引き続き行っていきます。

ウ 障がいのある子どもへの施策の充実

(ア) 障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見・治療

妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査の充実により、疾病の予防や障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子ども及び発達に問題があると思われる子どもに関しては、関係機関の連携により、最善の方向を探っていきます。

(イ) 障がいのある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現

障がいのある子どもが地域で安心して共に生活できるよう、在宅福祉サービスを充実させることは当然のことですが、地域においては私たち一人ひとりが見守り、サポートしていきます。

(ウ) 各種子育て支援事業との連携

障がい福祉計画の中でも触れられている「共に学び育つ地域づくり」の実現に向け、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと地域で共に保育・教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化していきます。

(4) 地域における子育て支援のネットワークづくり

《現状と課題》

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっている中、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報の氾濫、相談機会の不足などが懸念されています。

私たちのまちでは、全国に先駆け、市民による子育てネットワーク活動が生まれ、行政や専門機関、地元大学などと連携しながら、「子育て応援都市」として事業を進めてきました。

こうした活動を更に拡大し、地域と行政、各専門機関との連携により、すべての子育てを支えるネットワークづくりを一層進めていくことが求められます。

《施策の方向性》

ア 子育てにかかわるすべての人の多様な活動の支援

この計画の実現にはすべての市民の協力が不可欠です。そのためには、子育てに関する市民活動を奨励し、多様なボランティアやグループ、NPOを育成していくことが必要です。すべての市民を「子育て応援都市にいざ」を共に築く協働のパートナーとしてとらえ、活動場所や情報の提供、事業の委託など具体的支援に取り組んでいきます。

また、「地域子育て支援拠点事業」などそれぞれの活動の場をいかした保護者のグループづくりを促進し、積極的な活動支援を行っていきます。

イ 地域における子育て支援のネットワークの発展

現在私たちのまちには、「新座市要保護児童対策地域協議会」や「新座市子育て支援ネットワーク推進委員会」が行政に設置されていますが、こうしたネットワークを更に拡充させていきます。

加えて、地域の様々なグループが、ネットワークを持ち、相互に連携しながら活動の発展ができるよう、活動の支援も充実させていきます。人や情報、知恵や経験が共有されることで、相乗効果を促し、この活動がより豊かに広がり、きめ細かな子育て支援や対応が展開されることを目指します。

ウ 子育て中の多様な親子の交流促進

子育て中の親が孤独感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、特別ニーズ、外国人、若年・高齢出産など、だれもが気軽に訪れ、交流を図り、子育てに関する相談が気軽にできる「地域子育て支援拠点」といった場や機会を身近につくっていきます。

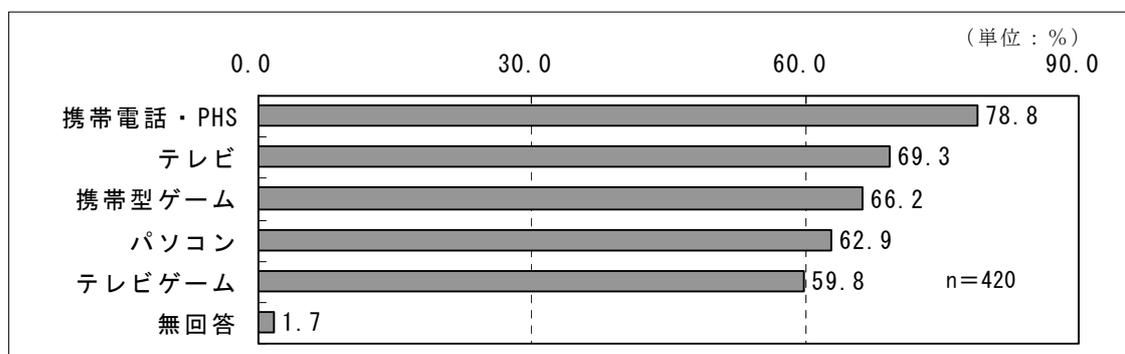
(5) 子育て支援のためのICT活用

《現状と課題》

近年では、IT（情報と通信技術）からコミュニケーション（C）を重視したICT（※用語）の考え方が重要視されています。各家庭にパソコンと携帯電話が普及し、ホームページや電子メールなどが日常的に使われるようになり、子育て情報をインターネットから得ている人も増えています。このような状況に対応できるよう、インターネット等を通じた子育て情報の提供が求められます。

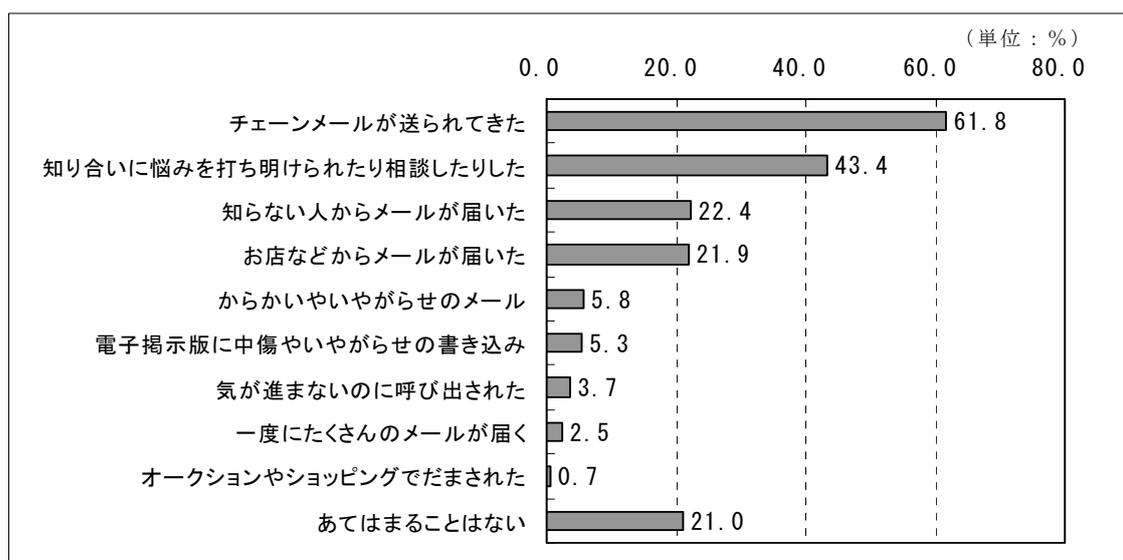
また、子どもたちにもパソコンや携帯電話が普及し、友達とのコミュニケーションの方法を大きく変えています。

図表4-6 自由に使える情報機器等（中学生・高校生）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表4-7 携帯電話を使っていて起きたこと（県内公立中学校）



資料：埼玉県県民生活部青少年課 携帯電話に関する実態調査（平成20年7月）

《施策の方向性》

ア ICTを含む子育て情報の提供

「にいざ子育て情報誌」「子育て通信」は、乳幼児を子育てする親に広く活用されてきました。

こうした情報誌を、引き続き市内の子育て情報の基幹メディアと位置付け、内容の充実を図っていくとともに、ホームページによる情報の提供を行っていきます。

イ 子どもの情報モラル教育の推進

学校では、教職員に対してコンピュータの知識と技能に関する研修会を引き続き行っていきます。

また、子どもたちに対しては、校内LANを活用した情報教育を推進するとともに、インターネットの危険性についても学べる授業を実施していきます。

さらに、家庭においては、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用実態を把握し、利用について子どもと一緒に考えるとともに、子どもたちを有害情報から守るため、フィルタリングソフト^(※用語)やサービスの普及に努めていく必要があります。

2 働きと子育ての調和を応援するために

(1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

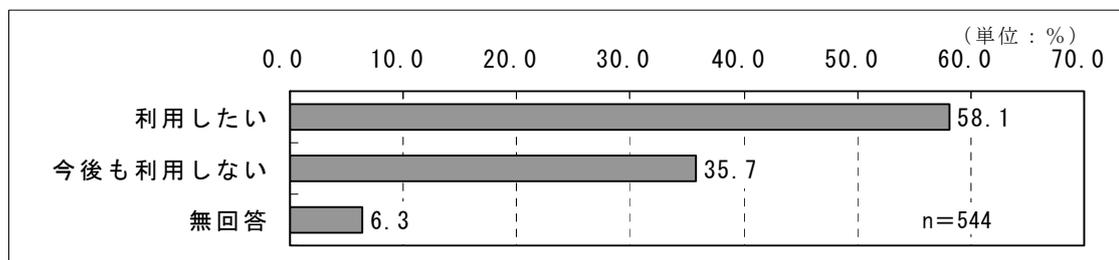
《現状と課題》

保育園の待機児童解消を図るため、これまでも保育園の新設、増改築、定員の弾力化などを行ってきましたが、不況による母親の就労希望者の増加などにより、待機児童は、3歳未満児を中心として解消には至っていません。待機児童の解消に向けては、今後とも、市が直接的な責任をもって保育の質を保障し運営する認可保育園の新設を軸にしつつ、家庭保育室^(※用語)への助成や保護者負担の軽減等を図っていくことが必要です。

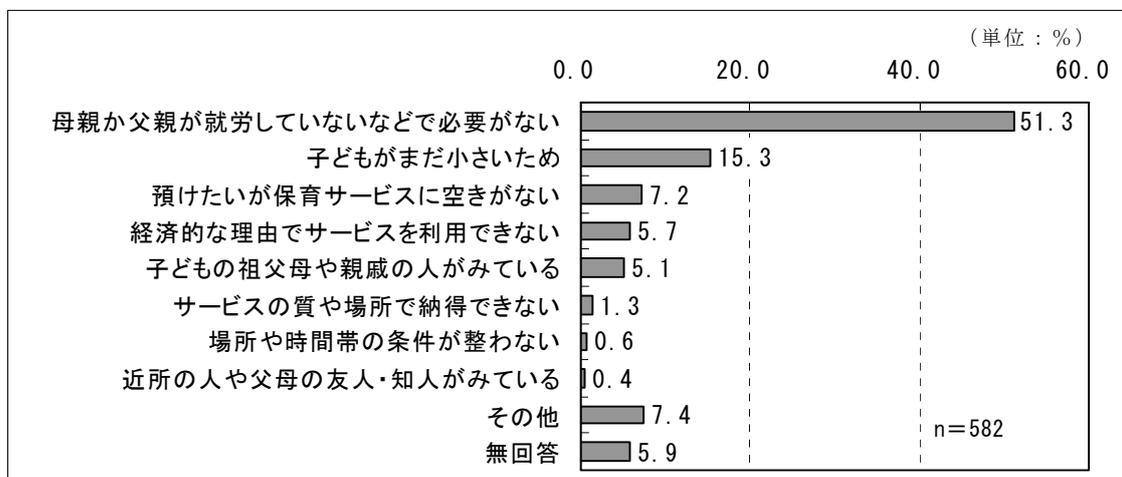
また、放課後児童保育室も大規模化、狭あい化が進んできており、その解消を図ることが課題です。

加えて、多様化する市民のニーズに合わせた保育サービスの充実も課題です。

図表4-8 今後の保育サービスの利用希望（就学前児童保護者）



図表4-9 保育サービスを利用していない主な理由（就学前児童保護者）



《施策の方向性》

ア 保育サービスの充実

本来、保育が必要であるにもかかわらず保育を受けることができていない待機児童を始めとして、児童や保護者のニーズを把握・検討し、子どもが等しく、また、安全で安心な保育を受けることができるように保育サービスの充実に取り組むことが必要です。

今後とも社会福祉法人等と連携を図り、保育園の整備を支援し、認可保育園で行われている通常保育サービスの充実に努めるとともに、低年齢児保育の充実や、就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制の整備（延長保育や一時保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育等）について、状況を見据えながら進めていきます。

加えて、保育園機能を補完する保育サービスとなる家庭保育室^{（※用語）}についても、事業の充実に努め、助成の拡大についても検討します。

さらに、幼稚園の預かり保育の拡充など、幼稚園においても働きと子育ての調和を応援していきます。

また、保育園での養護と教育が、小学校就学後の生活や学習にスムーズにつながるよう、教育内容や指導方法の充実に努めていきます。

イ 放課後児童保育サービスの充実

小学生全学年を対象とした放課後児童対策を重要課題として取り組んでいきます。

また、適正とされる児童数の規模や保育対象学年、確保することが望ましい児童1人当たりの保育面積等を示した国・県のガイドライン^{（※用語）}を尊重しながら、当面は狭あい化した施設への対応を優先して進めていきます。

加えて、指導員の確保や研修の充実を進めていきます。

さらに、障がい児学童保育室の設置及び中学生以上の障がいのある子どもたちの放課後の受入先として、障がい児学童保育室に対しての助成や設置について検討する必要があります。具体的にどのようなニーズがあるのかについて、保護者のニーズ調査^{（※用語）}・聞き取り調査などを通して把握し、広域的な取組も視野に入れ進めていきます。

ウ サービスの質の確保

これまでは、主としてサービスの量の確保を重視した取組がなされてきましたが、今後は量的な確保に加え、質の確保・向上についても検討していく必要があります。

サービスの質の確保・向上という視点に立ったとき、保育・放課後児童保育においては、子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成を保障するとともに、家庭との連携を図り、ニーズに即したサービスを提供することが求められます。

そのためには、保育士・指導員へ様々な研修の機会を提供するとともに、保護者と保育士・指導員との間で、また、専門職の間で保育の目的と理念が共有される必要があります。

また、現行の保育・放課後児童保育サービスの在り方について評価することも検討する必要があります。評価に際しては、子どもにとって本当に何が必要かといった、子どもの目線に立ったサービス内容の評価という視点も大切なことです。そして、得られた評価については、保育・放課後児童保育サービスの質の確保・向上のために、十分に活用することが重要です。さらに、サービス内容の改善に当たっては、保護者、関係機関等からの意見も十分に踏まえて取り組んでいきます。

こうした取組を進めていくに当たっては、保育・放課後児童保育サービスの情報を漏れなく提供できるよう心掛けていきます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

《現状と課題》

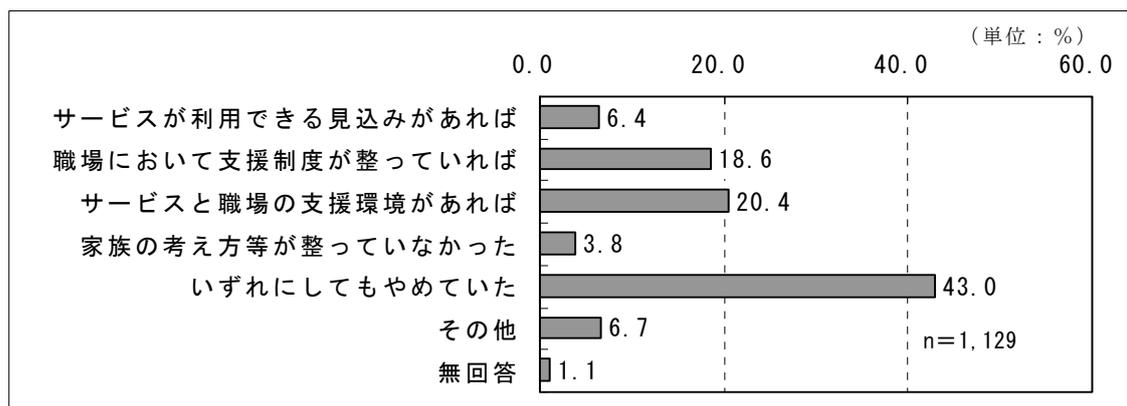
生活意識や価値観が変化し、生活様式が多様化していく現代において、結婚、出産後も仕事を続けることを望む女性が増えています。

また、男性においても、仕事のみでなく、子育てを担いたいという人が増えており、仕事と子育てが両立できる社会づくりが求められています。

仕事と子育てが両立できる社会の実現のためには、保育の充実に加え、男性を含めた働き方の見直しを進めることが必要であり、子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備、家族の協力体制の確立が課題となっています。

制度面では育児・介護休業法の改正により充実してきましたが、運用面で、特に男性の育児休業の取得率の低さなど多くの課題を残しています。

図表4-10 出産前後に就労を継続したか（就学前児童保護者）



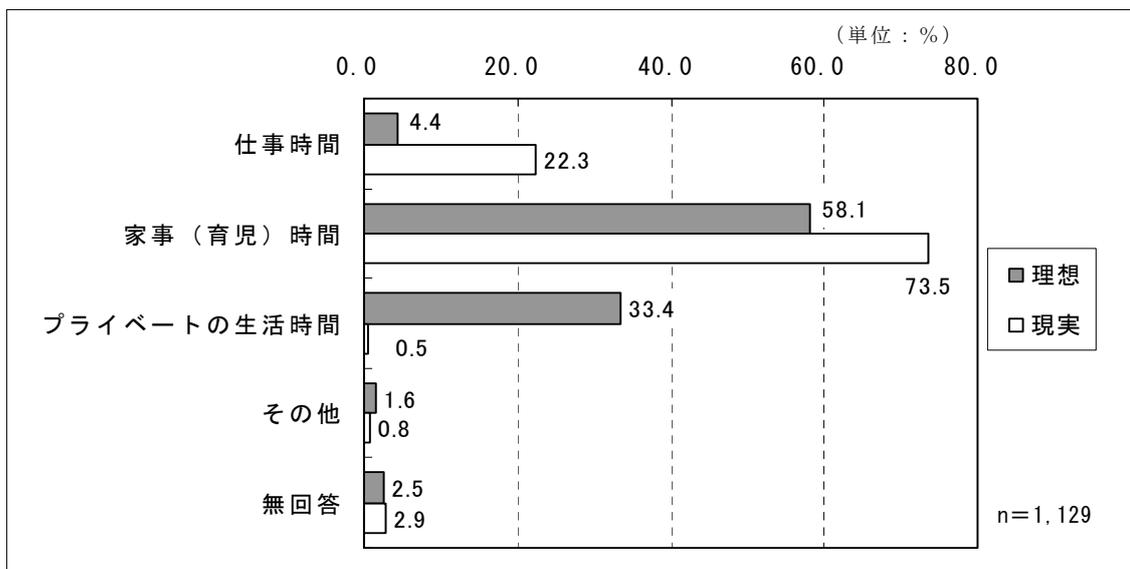
資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

《施策の方向性》

働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割き、なるべく長く子どもと同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、事業主に対して促すとともに、働いている人に各種制度の周知や情報提供を市の広報活動等を通じて行っていく必要があります。

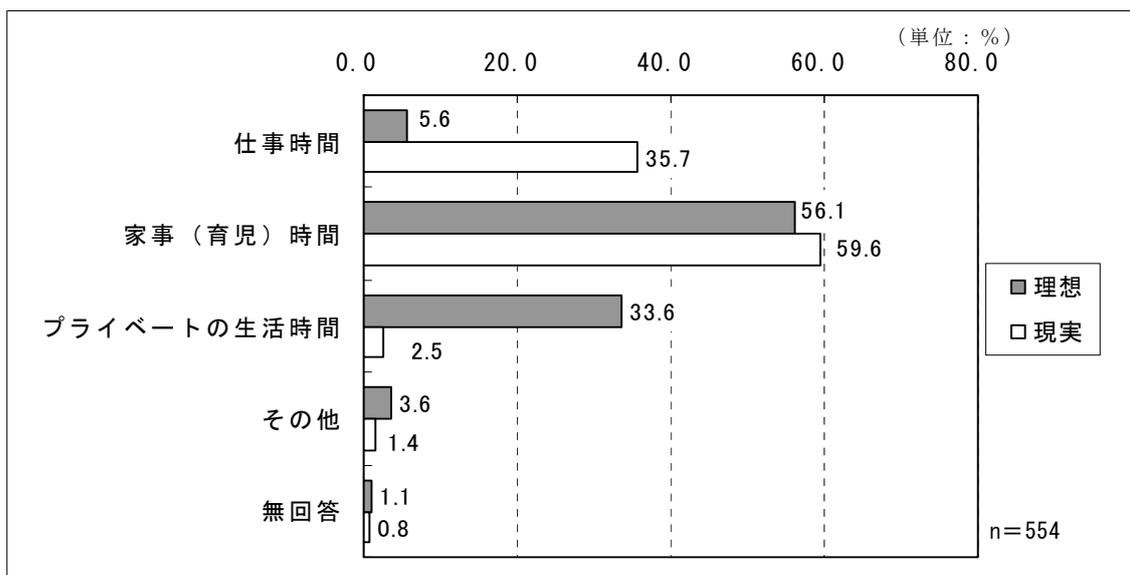
さらに、育児休業等の制度の活用や業務の効率化を図るための工夫、働きながら子育てをしている人への配慮と協力を図っていきます。

図表4-11 仕事と家事（育児）等の優先度（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表4-12 仕事と家事（育児）等の優先度（小学生児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

(3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

《現状と課題》

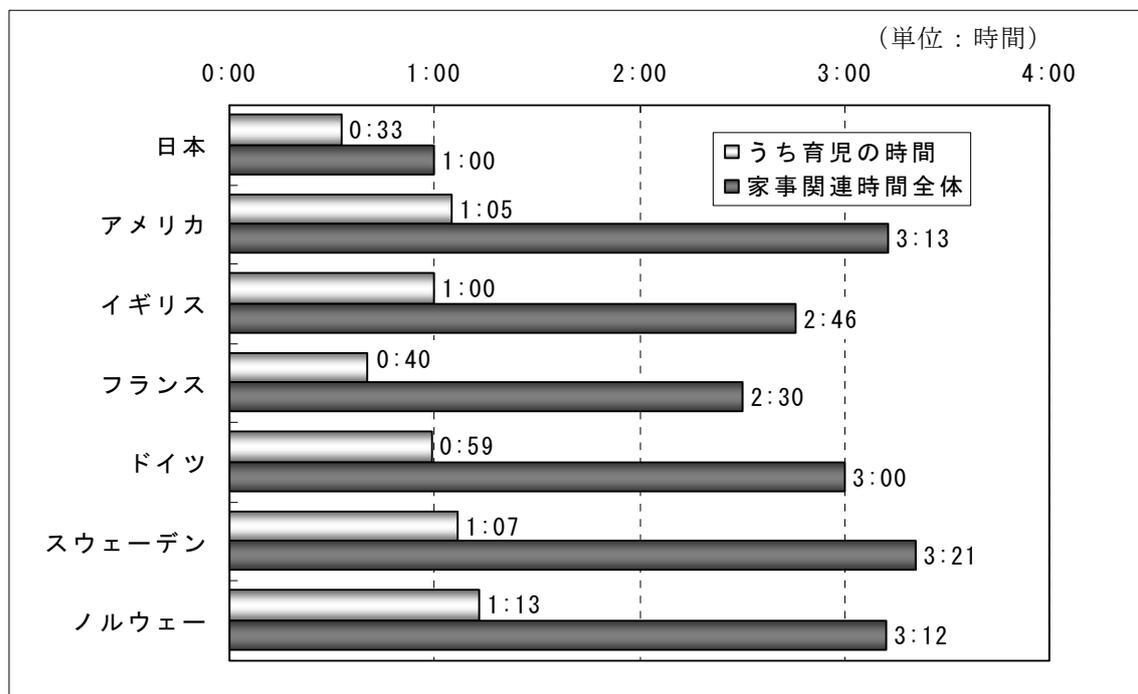
「次世代育成支援対策推進法」では、国や地方公共団体だけでなく、事業主に對しても「一般事業主行動計画」の策定を求めています。

法改正により、平成21年4月以降は策定の努力義務を300人以下の労働者を雇用する事業主に、平成23年4月以降は策定の義務化を101人以上の労働者を雇用する事業主に課しています。

こうした状況を踏まえ、市内の事業所にも呼びかけ、地域全体で仕事と子育ての両立について考える場を整備していくことが重要となっています。

私たちのまちでは、男性の子育て参加を促進するため、「お父さん応援隊」など父親を対象にした事業にも取り組んでいます。こうした取組や地域活動の場を通して、父親が子育てに参加する機運を高めるとともに、父親にとっても魅力的な地域をつくっていくことが求められています。

図表4-13 6歳未満児を持つ男性の育児・家事関連時間（週全体）



資料：平成21年版 少子化社会白書

《施策の方向性》

ア 男性を含めた働き方の見直し

市役所を始めとした市内の事業所において「特定事業主行動計画」「一般事業主行動計画」の策定に努め、それぞれに設けられた育児休業取得率等の目標達成を目指していきます。そのためには、事業者に対しても様々な働きかけを行い、そしてこの制度の趣旨と目的を明確に理解してもらうよう取り組んでいきます。

それと同時に、男性に対して、子育て家庭における働き方と子育ての在り方について、男性同士で、職場や家庭内で、そして私たちのまち全体で一緒に考える機会を設けるとともに、共に子育て参加に取り組む姿勢が持てるよう、子育ての楽しさを伝えていきます。

イ 男性の子育て参加の促進

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育てや家事の役割分担を自覚し、そして実際に家族全体で協力して子どもを産み育てていくことを目指します。

そのためには、父子手帳の配布や父親対象の育児教室の充実など、行政や子育てサークルなどと一体となって男性の子育て参加の意識を高めていく事業を実施します。そして子育て参加、社会参加を行う際にはなるべくスムーズな参加が図られるよう、事業の実施日時や事業の内容を工夫していきます。

(4) 子育て中の親の就職支援

《現状と課題》

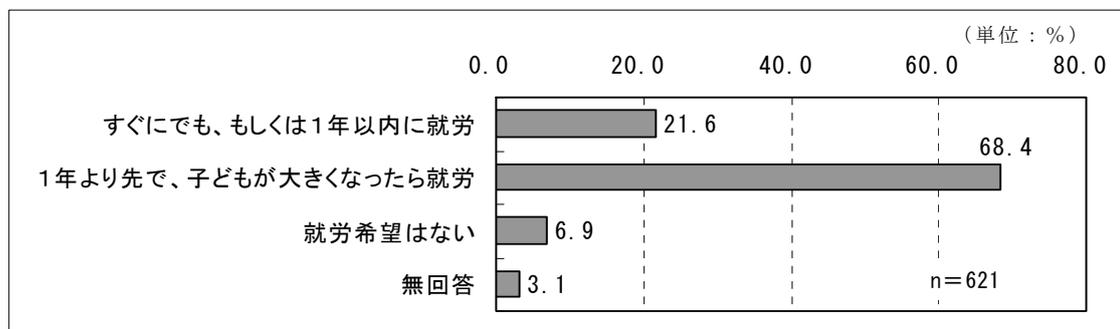
出産・育児に伴い、それまで働いていた職場を辞め子どもの保育に専念してきた親が、子育ても一段落したところに再び働く機会を求める声は大きく、多くの方が就労の意向を持っています。

しかし、就職に至るまでのハードルは決して低いものではないため、就労前の段階から必要な技術等を修得し、その後のスムーズな就職・勤務に移行できるよう、必要なサポート体制を整えておくことが必要です。

市では、内職相談事業や、朝霞公共職業安定所（ハローワーク）と連携して求人情報の提供を行う「新座市地域職業相談室」を設け、情報提供や相談業務を行っています。

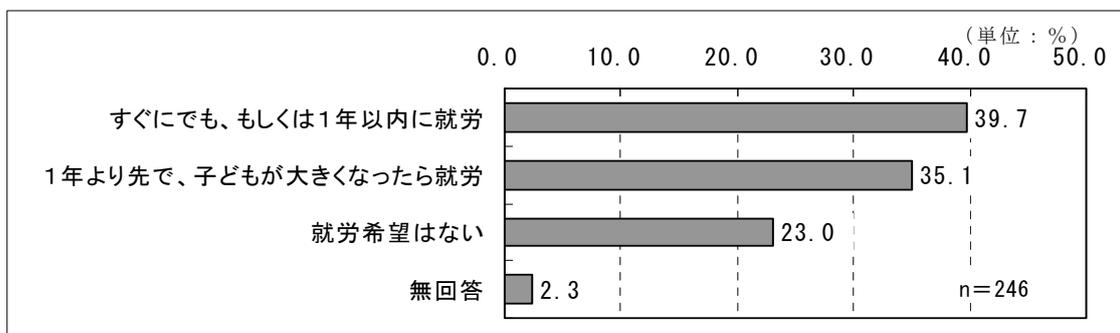
さらに、就職支援セミナー、職業能力開発のための講座も実施していますが、受講人数等は伸び悩んでいます。今後は、保育付講座にするなど、子育て家庭が参加しやすい内容になるよう工夫していく必要があります。

図表4-14 就労していない母親の今後の就労希望（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

図表4-15 就労していない母親の今後の就労希望（小学生児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

《施策の方向性》

就職を希望する子育て家庭の一人でも多くの方が職に就き、そして豊かな就労生活と子育て生活を送ることができるよう、行政や事業者、関係機関が力を合わせて様々な協力のもとにこの問題に取り組んでいきます。

そのためには、まず行政機関同士の連携ということでは、市とハローワークとの連携による情報提供や相談事業の更なる充実を図り、また私たちのまち全体で子育て家庭を応援する視点に立って、就職に関する情報交換や、就職に必要な技術を得る機会の提供等について充実を図っていきます。

さらに、マザーズハローワーク^(※用語)や求職中でも保育園が利用できる制度の周知にも努めていきます。

3 子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために

(1) 子どもの豊かな心と体の育みの支援

《現状と課題》

子どもたちが豊かな心と体を育てていくためには、遊びを通じた人間関係の形成、社会性の発達、規範意識の醸成と体力の向上を進めるとともに、自然体験・社会体験やクラブ活動などの様々な体験をしていくことが重要です。

しかし、実際には、屋外での遊びや集団遊びが減り、テレビゲームやパソコンなど屋内での一人あるいは少人数での遊びが増え、また、塾や習い事に通うため、遊び時間そのものが取れない子どもたちもいます。

私たちのまちでは、「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ事業」などで、子どもたちに様々な体験の場や機会を提供してきました。今後は、週末だけでなく、子どもたちの放課後の過ごし方も視野に入れ、「放課後子どもプラン^(※用語)」の実施について検討していくことが必要です。

一方では、学校におけるいじめや不登校、少年非行といった問題への対応も課題となっています。こうした問題を起こさないための家庭教育の充実とともに、家族や地域住民の乳幼児期からの子どもとのかかわり方を見直していく必要があります。

また、問題の早期発見、早期対応を進めるため、常に子どもたちの様子に気を配り、家族だけでなく、地域、学校などみんなで対処することが必要です。

私たちのまちでは、こうした問題のためにスクールカウンセラー^(※用語)を設置していますが、保護者も含めて、こうした制度をより積極的に活用できるよう、相談機能を一層充実していくことが重要です。

教育現場においては、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が進められてきました。一方で、学力低下が問われてきたことから、ゆとり教育の見直しなど、教育内容についても大きく改正が加えられることとなっています。こうした中で、より子どもたちの「生きる力」を育む教育や地域の特色を生かした教育の充実が

求められています。

《施策の方向性》

ア 子どもの豊かな心を育むための取組

子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校の連携により多様な体験活動を推進していきます。

特に、すべての子どもたちが放課後を安心して過ごせるよう、放課後や週末に子どもたちが地域で様々な体験活動ができる場の提供を目指していきます。なお、プログラムの策定等に当たっては、子ども自身や保護者、地域住民等の参画を検討していきます。

イ 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、学校における運動にかかわる環境の充実を図っていきます。

また、心身の健康のために、健康教育を推進していきます。

ウ 確かな学力の向上

知識・技術の確実な修得と思考力、判断力、表現力を育成するため、子どもや学校、地域の実態を踏まえ、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化を図ります。

エ 特色ある学校づくり

学校における教育環境を整備するに当たっては、指導方法に弾力性を持たせるとともに、「学校ふるさと構想^(※用語)」や国際理解教育、環境教育、「学校応援団」の推進など、地域の特色を生かした地域に根付いた学校づくりを目指します。

また、「学校評議員制度^(※用語)」や「学校評価^(※用語)システム」の活用により、開かれた学校づくりを進めます。

オ 幼児教育の充実

就学前の幼児期の子どもたちにとっては、幼稚園での日ごろの生活や体験は非常に重要な意味を持つものです。幼稚園就園費の補助など、保護者負担の軽減に引き続き努めていきます。

また、幼稚園と保育園が連携を図りながらそれぞれの機能を生かし、指導法の

共有、児童の交流、教員、指導員の交流、共催イベントの開催など就学前の子どもがスムーズに小学校生活に移行できるような取組を進めていきます。

カ いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応

いじめ、少年非行や不登校の問題に対応するために、専門的な相談員やカウンセラーを適切に配置し、指導・助言・情報交換等のネットワーク化を図ります。

また、こうした相談員の資格を幼稚園や学校の教員も取得できるよう、必要な講座の開設やカリキュラムを考えていきます。

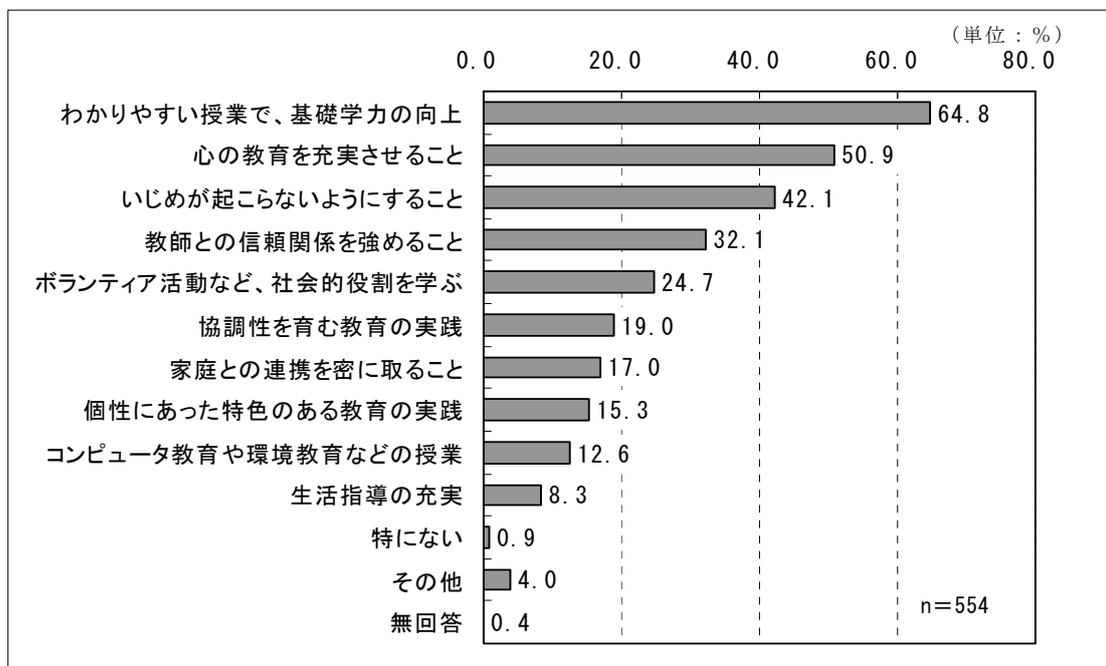
さらに、学校だけではなく、専門機関との連携や大学生の「ピア・サポーター(※用語)」を活用するなどして、その児童に最も適したアプローチで立ち直りをサポートしていけるような役割分担についても検討を進めていきます。

キ 引きこもりへの支援

朝霞保健所や地域の関係団体などの関係機関と連携を図りながら、相談機会の充実と情報提供を図っていきます。

また、地域においても理解を図り、見守っていく必要があります。

図表4-16 学校への期待（小学生児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

(2) 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

《現状と課題》

子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任を持って社会生活を送るために、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあり、また、自立心や道德規範の獲得といった精神的な成熟がないまま、親になるケースもあるなど、家庭における教育力の低下が懸念されています。

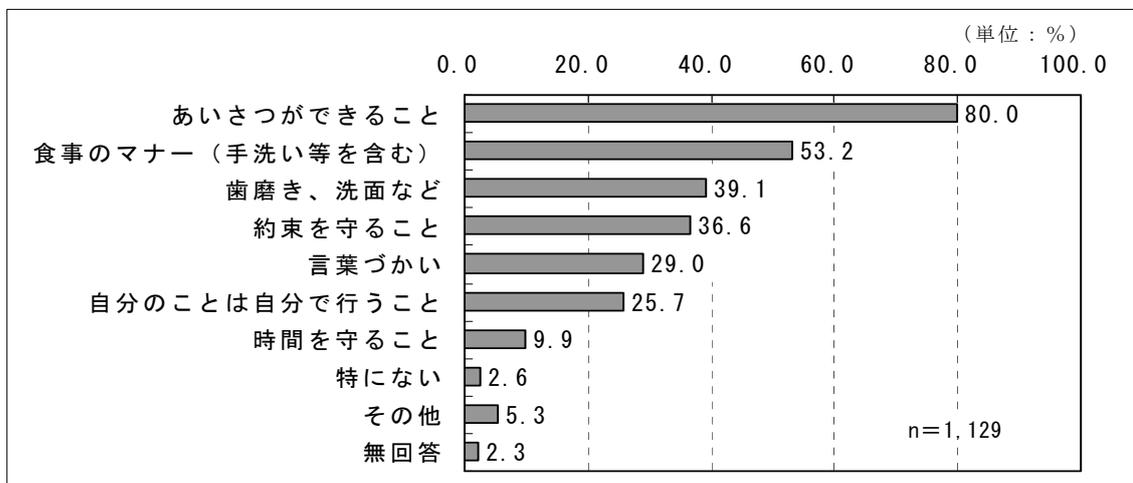
一方、子どもたちは学校を離れても、遊びという現場の中で多くのことを体験し、成長してきましたが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの人と交流し、経験を積み重ねる機会が少なくなっています。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の更なる向上が求められています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行っていくことが必要であり、加えて、地域社会がかかわりを持ちながら子どもを育てる取組を進める必要があります。

私たちのまちでは、幅広い育児関連講座や子育て講座を実施してきましたが、子育てや学校の現場にあった講座の充実を更に進めることが課題です。

図表4-17 気を配っているしつけ（就学前児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

《施策の方向性》

ア 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供

子育て家庭が抱えている悩みやニーズは、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するため、学校や地域子育て支援拠点と連携をしながら、育児関連講座や子育て講座の充実を図ります。

また、これら家庭教育に関する学習情報の提供を充実させていきます。

イ 地域の教育力の向上

子どもが生きる力を身に付けるためには、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会で育てていく必要があることから、地域の資源を活用した多様な体験活動の提供、学校施設の地域開放、地域のスポーツ、文化芸術環境の整備を更に充実させることなどにより地域の教育力の向上を図っていきます。

(3) 親になるための学習環境の整備

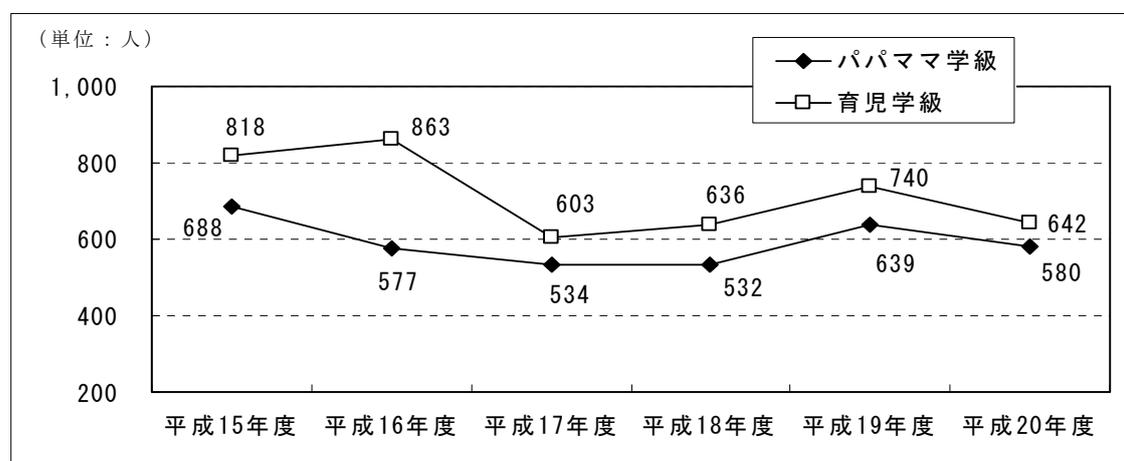
《現状と課題》

核家族化の進展、地域社会での付き合いの希薄化などにより、子育て世代の子育ての知恵や体験の継承や交流が薄れてきています。こうしたことから、パパママ学級・育児学級、家庭教育に関する学級・講座などを開催してきましたが、参加者は一部に限られています。

そのため、こうした講座などの開催に加え、様々な場面において子育てに関する学習や体験ができるよう、交流事業による子育ての先輩からのアドバイス、相談機能の拡充、仲間づくりの場の整備などが求められます。

また、将来親になる中・高生に対しても、子育てに対する心構えと共に、喜びや楽しさを知ってもらうための取組が必要です。現在、「地域子育て支援センター」の協力を得て、乳幼児と中学生の触れ合い交流事業を実施していますが、このような機会をより広く提供していく必要があります。

図表4-18 パパママ学級・育児学級の受講者数



資料：保健センター

《施策の方向性》

現在子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して家庭で子育てを行えるような相談・指導・学習機会・支援事業等の充実や情報交換ができる仲間づくりを進めていきます。

また、次代の親となる中・高生に対しては、子どもを産み育てる喜びを私たち一人ひとりが伝え、豊かな人間性やたくましく生きる力を育むような場の提供に取り組んでいきます。

(4) 子育て支援のための地元大学との連携の推進

《現状と課題》

私たちのまちには、大学が3校も存在するという非常に恵まれた環境にあります。その大学に通い、様々な子育て活動を実施し、活動を支援する大学生は、彼らが活動に傾けるエネルギーも大きく、子どもたちと比較的年代が近く与える影響は大きいと、大いに期待を抱かせる存在です。そして、支援する側の大学生にとっても、現在の活動が次代の親として来るべき自らの子育てに活用されることが期待されます。

また、育児・教育・学校問題を専門とする大学教員の存在は、子育て支援を求める家庭・学校・地域にとっての講師役、相談役として適任と言えます。

子育てを地域ぐるみで支援していくという観点に立ったとき、地元大学は地域資源の一翼を担う重要な存在で、今後その役割はより大きくなると考えられます。最近では、市と大学が連携協力包括協定を締結するなど、より連携が進んできましたが、学校や地域においても地元の大学と連携を図っていくことが求められていると言えます。

《施策の方向性》

各種イベントにおいては、大学生にボランティアとして参加を仰いだり、不登校の児童生徒や集団不適應の児童生徒への対応では、ピア・サポーター^(※用語)としてその活動の支援を仰いだり、さらには大学の教員から専門的な立場から私たちのまちの子育てに対する助言をしてもらったりと、協働して私たちのまちの子育て支援を充実させていけるよう、地元大学との連携の強化に引き続き取り組んでいきます。

4 親も子ども住みやすい安全・安心なまちづくり

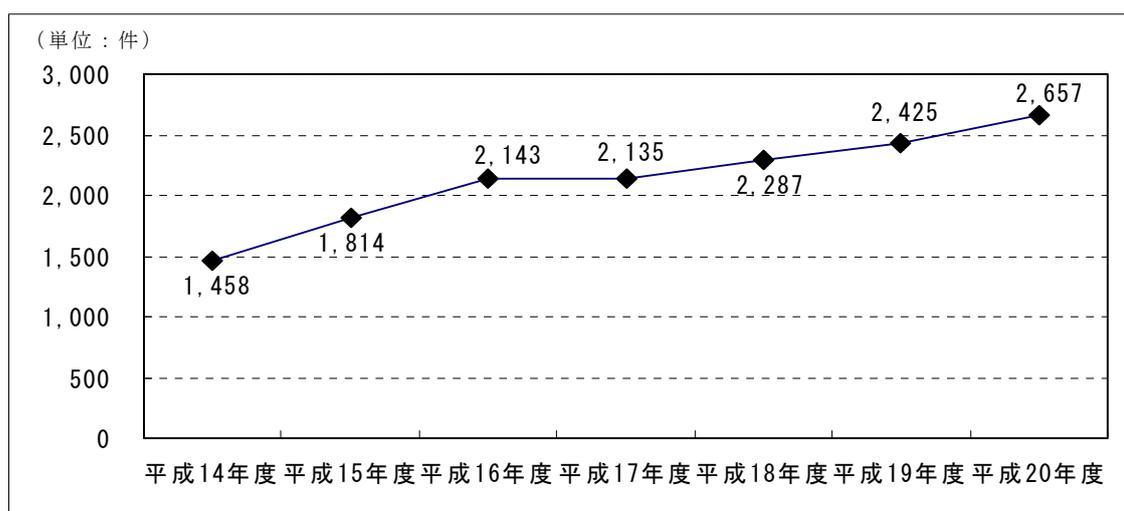
(1) 子どもの権利を守るための環境整備

《現状と課題》

児童虐待については、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（養育の放棄）」の4種類に分けられますが、実際はこれらが組み合わさっていることが多い状況です。こうした児童虐待の問題は、家族内だけでは解決できないため、子どもの権利も尊重しながら地域や学校、児童相談所など専門的な機関との連携を更に進める必要があります。

国の行動計画策定指針^(※用語)においては、「子どもの視点」が基本的視点として掲げられており、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが求められています。子どもの権利条約では、育つ権利として教育を受けること、休んだり遊んだりすることや、また、自分の考えや信じる事が守られることが掲げられています。子どもたちが自分の意思に反して、親族からの虐待や、学校などでいじめを受けることのないようにみんなで見守っていくとともに、常に子どもの意向を尊重した保育・教育・遊びの場などを提供していくことが重要です。

図表4-19 県内の児童相談所における虐待相談受付件数



資料：埼玉県こども安全課

《施策の方向性》

虐待や人権侵害に遭うおそれのある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うことができるような体制づくりを目指します。「新座市要保護児童対策地域協議会」を充実させることにより、児童虐待に対応する機能を持つ、各課、児童相談所、保健所、警察などの関係機関が連携して、私たちのまちが一体となって子どもや家族への援助の方法や対策を考え、対処していきます。

さらに、私たちには児童の虐待を発見したとき、通報する義務があることを認識し、児童虐待の予防とともに、虐待があったときはそれに気付くことができる地域を一人ひとりがつくっていきます。

また、広報活動等により「児童の権利に関する条約^(※用語)」の内容の啓発・普及に努めていきます。

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

《現状と課題》

子どもが私たちのまちで健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりある生活空間が必要となります。

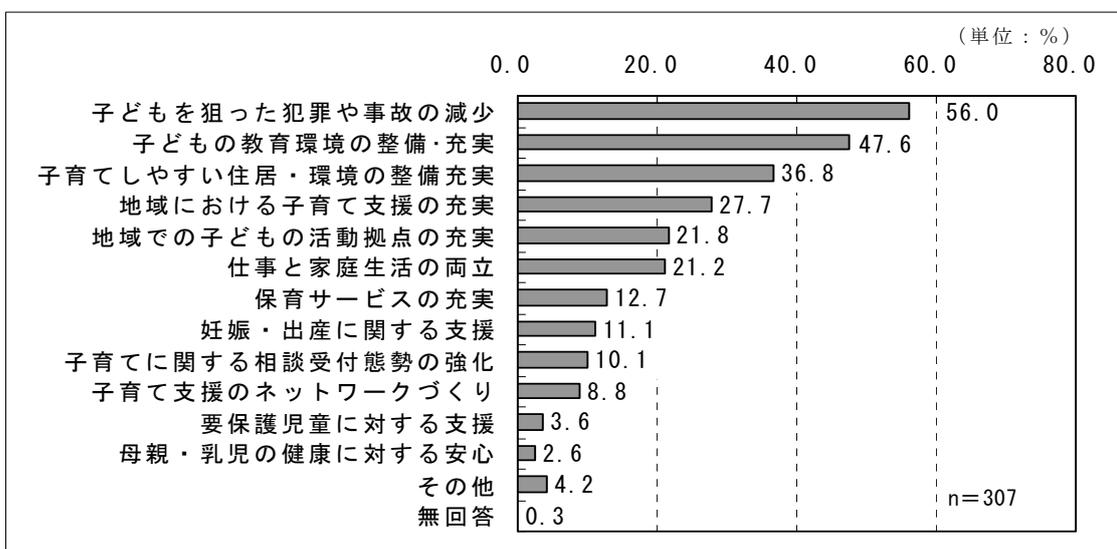
自宅においてはまず、余裕のある安全な住空間が確保されている必要があり、行政には、優良な安心できる住宅情報を提供することが求められています。

また、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関において建物等のユニバーサルデザイン^(※用語)化、子育て世帯に優しいトイレ等の整備を進めるとともに、これにより実現されたユニバーサルデザイン情報を、ひとりでも多くの人に知ってもらうため、様々な方法によって一層の普及啓発が図られる必要があります。

一方、子どもの成長にとって有害な情報がまん延する場所に対しては、子どもたちが近寄れないようにするなどの配慮をし、地域による子どもの見守り活動、有害な図書等の区分陳列の状況調査などを行うとともに、埼玉県青少年健全育成条例の遵守を徹底していく必要があります。

また、携帯電話やパソコンの普及により、以前にも増して有害な情報は子どもたちの手の届きやすい範囲に存在するようになってきています。これは防犯上の観点からも深刻な事態になっており、市や警察、そして市民一人ひとりが一体となって、子どもの健全な成長が期待できるような環境をつくっていくことが必要です。

図表4-20 子育てをする中で有効な支援・対策（小学生児童保護者）



資料：新座市子育て支援に関するニーズ調査

《施策の方向性》

ア 良好な居住環境の確保

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、シックハウス対策や、良質な住宅に関する情報提供を行うとともに、地域の実情を踏まえた都市計画マスタープランとの整合性を保ちながら、居住建物を含めた総合的なまちづくりを検討していきます。

イ 安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。幅員の狭い道路の拡幅事業については、身近な生活道路から計画的に実施していきます。

ウ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親を始め、高齢者・障がい者に至るすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていかなければなりません。そのためには、公共機関や公共建築物におけるユニバーサルデザイン^(※用語)化に引き続き取り組んでいきます。

それらの情報は、子育て情報誌等に掲載するなどし、情報提供を行います。

さらに、妊産婦等への理解を深める心のバリアフリーにも私たち一人ひとりが取り組まなければなりません。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、市や警察等だけではなく、私たち一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかけるなどの事前対策にも取り組んでいきます。

また、啓発活動や講習会の開催など、子どもにとって好ましくない環境にどのように対応していくか、家庭や地域においても考えていきます。

(3) 子ども等の安全の確保

《現状と課題》

防犯上の観点から地域の安全性に不安を抱く声が多く挙げられています。子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、またその行動範囲も拡大することから、子どもを対象とした犯罪や事故に遭う危険性が増加します。そこで、様々な人の目が行き届くまちづくりを目指す必要があります。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには市や警察を始めとする関係機関・団体と一体となって協力し、私たちのまち全体で安全体制・防犯体制を整備しなければなりません。

現在、私たちのまちでは、交通安全や犯罪対策にかかわる様々な事業が、市や警察等との連携により実施されています。加えて、特に、防犯パトロールについては、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、町内会を始め様々な地域の団体で実施されています。これからも子どもの安全を確保していくためには、学校やPTA、そして私たち一人ひとりの力で自分たちの住むまちを安全にするという意識を常に持ち、それを実践していく必要があります。また、その中では、事件や事故を未然に防ぐために、子ども自身においても少しでも自分の身を守る方法を学んでおくことが求められています。

そして万が一、実際に被害に遭ってしまった子どもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻り、その後の健全な育成をサポートするようなバックアップのシステムをあらかじめ考えておくことが大切です。そのため、専門機関や専門家等との連携を強化して、カウンセリングの充実に努める必要があります。

《施策の方向性》

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行い、伸び伸びと育っていけるようなまちを目指します。そのために、市や警察を始めとする様々な機関は、交通安全教室の開催や交通指導員を配置するなど、子どもに交通安全意識を植え付ける事業に取り組んでいきます。

また、私たち一人ひとりも、交通安全教室に積極的に参加するなどして、日ごろから子どもの安全を意識していきます。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもは、自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。そのために、市や警察が関係機関・団体との連携を強化し、例えば防犯灯の設置や不審者対応マニュアルの作成などにより、犯罪の抑止・撲滅を図ります。さらに、各町内会を中心とした自主防犯組織の活動を支援し、防犯パトロールの充実・強化に努め、犯罪の発生を未然に防ぐ活動を強化します。

また、「子ども110番の家」等のボランティア活動についても市民の参加を促し、まち全体としての防犯体制を強化します。私たちの住むまちの安全は私たち自身の手によって守る、という意識を持つことが大切です。

加えて、子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、親が様々な機会をとらえて教えることはもちろん、専門家の講習やCAP（Child Assault Prevention：子どもへの暴力防止）プログラムの実施等に引き続き取り組んでいきます。

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもが犯罪等の被害に遭ったときには、子どもが一刻も早く救済され、そして立ち直っていけるよう、専門機関や専門家との連携によるバックアップ体制を考えていくことを目指します。そのために、子どもだけでなくその家族に対してもきめ細かな支援が必要なため、適切な相談事業の実施やカウンセラーの活用に取り組んでいきます。

第5章

目標事業量の設定

- 1 人口・世帯の推計
- 2 特定12事業の種類
- 3 目標事業量

1 人口・世帯の推計

目標事業量の設定に当たり、人口推計とニーズ調査^(※用語)を用いて、家族類型の推計を行っています。人口推計は、コーホート法^(※用語)により行っています。

(1) 総人口の推計

本市の人口は、住民基本台帳ベースで、平成21年3月末の157,679人から平成26年には163,976人になると推計されます。この5年間では、およそ6,300人、4.0%の増加が見込まれます。第2次ベビーブームの世代が30代後半にさしかかり、今後大きな出生数の増加が見込まれないことから年少人口に関しては微減傾向となり、平成21年の21,910人から平成26年には21,580人と推計され、330人の減少が見込まれます。

また、総人口に占める年少人口の割合は、13.9%から13.2%へ低下が見込まれます。

生産年齢人口の負担をみる年少人口指数は、今後ともおおよそ20%で推移し、大きな変化は予想されませんが、老年化指数は、今後、急速に上昇し、高齢化が進むことにより、平成29年には192.4となり、将来的に子どもの数が高齢者の半分になることも予想されます。

図表5-1 年齢階層別の将来人口推計

(単位：人、%)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 29年度
総人口	157,679	159,121	160,446	161,698	162,888	163,976	166,781
年少人口	21,910 (13.9)	21,817 (13.7)	21,839 (13.6)	21,766 (13.5)	21,696 (13.3)	21,580 (13.2)	21,178 (12.7)
生産年齢人口	105,481 (66.9)	105,716 (66.4)	106,156 (66.2)	106,165 (65.6)	105,481 (64.8)	105,083 (64.1)	104,846 (62.9)
老年人口	30,288 (19.2)	31,588 (19.9)	32,451 (20.2)	33,767 (20.9)	35,711 (21.9)	37,313 (22.7)	40,757 (24.4)
年少人口指数	20.8	20.6	20.6	20.5	20.6	20.5	20.2
老年化指数	138.2	144.8	148.6	155.1	164.6	172.9	192.4

注：()内は対総人口比

年少人口指数 = (年少人口 / 生産年齢人口) × 100

老年化指数 = (老年人口 / 年少人口) × 100

※各年4月1日基準

※平成21年度は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、平成22年度以降は、コーホート変化率法による推計値

(2) 就学前児童、小学生児童、中学・高校生等の推計

今後、出生数が減少することが予想されるため、低年齢児を中心に就学前児童の数は減少が見込まれます。

一方、現在は、第2次ベビーブーム世代の子どもたちにあたる小学校低学年が最も多く、小学生の数は転入者の増加と併せ、今後も増加が見込まれます。

さらに、今後は、中学生はやや減少、高校生はやや増加、その上の18～20歳の世代でも増加が見込まれます。

図表5-2 年齢別の将来人口推計

(単位：人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 29年度
就 学 前 児 童	0歳	1,325	1,296	1,248	1,228	1,210	1,183
	1歳	1,464	1,403	1,373	1,322	1,300	1,281
	2歳	1,476	1,497	1,435	1,404	1,352	1,330
	3歳	1,452	1,496	1,518	1,454	1,423	1,370
	4歳	1,435	1,466	1,510	1,533	1,469	1,437
	5歳	1,449	1,442	1,472	1,517	1,540	1,475
	合計	8,601	8,600	8,556	8,458	8,294	8,076
小 学 生 児 童	6歳	1,535	1,453	1,445	1,476	1,522	1,544
	7歳	1,492	1,539	1,457	1,449	1,480	1,526
	8歳	1,415	1,503	1,551	1,468	1,460	1,491
	9歳	1,410	1,419	1,508	1,556	1,473	1,465
	10歳	1,472	1,419	1,428	1,518	1,566	1,482
	11歳	1,471	1,486	1,433	1,442	1,532	1,581
	合計	8,795	8,819	8,822	8,909	9,033	9,089

※各年4月1日基準

※平成21年度は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、平成22年度以降は、コーホート変化率法による推計値

図表5-3 児童の年齢階層別の将来人口推計

(単位：人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 29年度
3歳未満児 0-2歳	4,265	4,196	4,056	3,954	3,862	3,794	3,623
3歳以上児 3-5歳	4,336	4,404	4,500	4,504	4,432	4,282	4,008
小学校低学年 6-8歳	4,442	4,495	4,453	4,393	4,462	4,561	4,338
小学校高学年 9-11歳	4,353	4,324	4,369	4,516	4,571	4,528	4,636
中学生 12-14歳	4,514	4,398	4,461	4,399	4,369	4,415	4,573
高校生世代 15-17歳	4,279	4,437	4,517	4,586	4,468	4,533	4,487
18-20歳	4,543	4,605	4,557	4,661	4,825	4,922	4,938

※各年4月1日基準

※平成21年度は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、平成22年度以降は、コーホート変化率法による推計値

(3) 家族類型の見通し

家族類型については、この計画の策定に当たり、国から示された「行動計画策定指針^(※用語)」により、ニーズ調査^(※用語)結果から求めています。「潜在」は現在働いていない人に将来の就労希望等をたずねて求めた理論値です。

したがって、現在専業主婦の人が、将来的にフルタイムやパートタイムで働く見通しを入れてあります。

図表5-4 就学前児童の家族類型の見通し

(単位：人)

区分	現状	潜在					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
ひとり親家庭	272	274	276	274	270	262	246
フルタイム×フルタイム	1,365	1,629	1,619	1,599	1,568	1,527	1,444
フルタイム×パートタイム	1,872	2,509	2,519	2,501	2,456	2,385	2,246
専業主婦（主夫）	4,431	3,503	3,461	3,410	3,340	3,259	3,088
パートタイム×パートタイム	31	32	31	31	31	30	28
無業×無業	25	25	25	25	25	24	22
その他	604	628	625	617	605	589	557

注) 家族類型は、ニーズ調査結果と人口推計から求められた計算値

図表5-5 小学生児童（1～3年生）の家族類型の見通し

(単位：人)

区分	現状	潜在					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
ひとり親家庭	492	498	493	486	494	505	480
フルタイム×フルタイム	702	1,616	1,601	1,579	1,604	1,640	1,560
フルタイム×パートタイム	1,720	1,368	1,355	1,337	1,358	1,388	1,320
専業主婦（主夫）	1,457	960	951	938	952	974	926
パートタイム×パートタイム	18	18	18	18	18	18	17
無業×無業	53	35	35	34	35	36	34
その他	0	0	0	0	0	0	0

注) 家族類型は、ニーズ調査結果と人口推計から求められた計算値

2 特定12事業の種類

「行動計画策定指針^(※用語)」では、保育関連事業のうち12の事業について、特定12事業として全国共通でニーズ調査^(※用語)等をもとに、目標事業量を設定することとしています。この計画で目標を設定する特定12事業は、以下のとおりです。

図表5-6 後期計画で目標を設定する特定12事業の現況

事業名	内 容	設置か所数
①通常保育事業	家庭で児童の保育に当たるものが、労働・疾病・看護等の理由により保育できない場合に、その児童を保育園において保育します。	22
②特定保育事業	就労形態の多様化(パートの増大等)に伴う保育需要の変化に対応するため、週2～3日程度又は午前か、午後のみ及び保護者の勤務形態に応じて、柔軟に預けられることができる事業です。	12
③延長保育事業	保育園の通常保育時間外の保育ニーズに対応します。(午前7時から午後7時まで又は午後8時まで)	22
④夜間保育事業	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、午後10時頃まで保育を行う事業です。保育時間は午前11時から午後10時までの11時間とされています。	0
⑤夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、協力家庭等にて生活指導、夕食の提供等を行います。	31
⑥休日保育事業	保護者が日曜・祝日等における勤務等で平日同様の保育が困難な場合に預かります。	1
⑦病児・病後児保育事業	保育園内の専用スペースにおいて、病期中又は病気回復期にある児童を一時的に預かり、子育てと仕事等の両立をサポートします。	1
⑧一時保育(預かり)事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ等の事由により、児童の保育が困難になったときに、保育園等で一時的に児童を預かります。	12
⑨短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切にできる施設において養育・保護を行います(原則として7日以内)。	0
⑩放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年～4年生(場合により6年生まで)までの児童を対象に、授業の終了後、放課後児童保育室において保育を行います。	17
⑪地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型)	親子の交流の場の提供や育児相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施、子育てサークルの活動支援などを行っています。	9
⑫ファミリー・サポート・センター事業	講習会を修了した協力会員(育児の援助を行う人)と利用会員(育児の援助を受けたい人)、両方会員(育児の援助と依頼を両方行う人)で組織を構成して、会員同士で地域における育児の相互援助活動を有償で行います。	1

3 目標事業量

目標事業量の設定に当たっては、人口推計やニーズ調査^(※用語)等により把握した各事業のニーズに基づき、市の地域特性を考慮した上で、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）^(※用語)」の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。

その上で、この計画期間（平成22～26年度）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて決めました。

(1) 通常保育

国のワークシートに従ってニーズ量を推計し、必要な供給量を検討しています。

本市では平成15年度には認可保育園は19園、定員は1,447人でしたが、前期計画に沿って整備を進め、平成20年には22園で、定員1,735人まで整備が進められてきました。

しかしながら、人口の増加と保育サービスの利用希望がこれを上回って増加しており、平成20年度は、利用希望者1,996人に対し、入所者は1,805人となり、待機児童191人が発生しています。

こうしたことから、平成26年度の目標は、3歳未満児865人、3歳以上児1,303人の計2,168人の入所を目指した施設整備を行うため、民間保育所の整備支援を引き続き行うこととします。

図表5-7 通常保育事業の目標事業量

区分	内容	単位	現状	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
3歳 未満児	認可保育所（園）	人	742	742	865	987
	家庭的保育事業 ^(※用語)	人	0	0	0	0
3歳 以上児	認可保育所（園）	人	1,162	1,162	1,303	1,444
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0
	認可保育所（園）＋家庭的保育事業＋幼稚園の預かり保育	人	1,290	1,290	1,431	1,572

(2) 特定保育事業

保護者がパート等の就労により保育が困難な児童に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。現在一時保育に含めて実施していますが、実施園を12園から15園に拡大します。

図表5-8 特定保育事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
特定保育事業	人			150	
	箇所	12		15	

(3) 延長保育事業

午前7時から午後7時まで全園で実施しています。平成26年度には、24園での実施を目指します。

また、午後8時までの延長保育は、現在2園で行っています。

図表5-9 延長保育事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
延長保育事業	人	825	932	1,045
	箇所	22	24	24

(4) 夜間保育事業

ニーズ調査^(※用語)でも午後10時までの希望が少しありますが、今期は見込まないものとします。

図表5-10 夜間保育事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
夜間保育事業	人	0	0	0
	箇所	0	0	0

(5) トワイライトステイ事業

トワイライトステイは、51か所での実施を目指します。

図表5-11 トワイライトステイ事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
トワイライト ステイ事業	人	3	3	3
	箇所	31	51	51

(6) 休日保育事業

休日保育については、現在、北野の森保育園1園で実施していますが、平成26年度には更に1園での実施を目指します。

図表5-12 休日保育事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
休日保育事業	人	32	74	83
	箇所	1	2	2

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、医療機関との連携により、平成26年以降に1か所の実施を目指します。

図表5-13 病児・病後児保育事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
病児対応型・病後児対応型	箇所	1	1	2
うち体調不良型	日数	0	0	0
	箇所	0	0	0
うち病児対応型・病後児 対応型	日数	—	480	960
	箇所	1	1	2

(8) 一時預かり事業

一時預かり保育については、平成21年4月に児童福祉法・社会福祉法の改正により制度の見直しが行われ、保育園を利用するもの（保育所型）と地域子育て支援センター等を利用するもの（地域密着型）に分類されています。

現在、本市においては、保育園12園において一時保育事業を実施していますが、平成26年度までに14か所での実施を目指します。

図表5-14 一時預かり事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
一時預かり事業	日数	—	33,600	36,000
	箇所	12	14	15
うち保育所型・地域密着型	箇所	12	14	15
うち地域密着Ⅱ型	箇所	0	0	0

(9) ショートステイ事業

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において一時的に預かるサービスであり、事業実施に当たっては、受け入れ先の施設の整備が必要となります。

したがって、平成26年度までに1か所の整備を目指します。

図表5-15 ショートステイ事業の目標事業量

区分	単位	現状		平成26年度 目標事業量		平成29年度 目標事業量
		場所数	施設数	場所数	施設数	場所数
ショートステイ事業	箇所	0	0	1	1	1

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童保育室）

現状では、すべての小学校区で実施されています。入室児童数が増加傾向にあり、大規模化、狭あい化が進む所もあります。国・県のガイドライン^(※用語)を尊重しながら、当面は狭あい化した施設への対応を優先して進めます。

図表5-16 放課後児童健全育成事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
放課後児童健全育成事業	人	1,370	1,426	1,453	1,423
	箇所	17	17	17	17
うち1～3年生	人	1,170	1,218	1,240	1,215

注) 新座市においては、1年生から4年生までが対象であるが、国の基準は1年生から3年生までであるため、その人数も設定している。

(11) 地域子育て支援拠点事業

ひろば型（つどいの広場）については、児童センター内に設置し、NPO法人に事業委託をしています。

また、センター型（地域子育て支援センター）は、社会福祉法人等に委託して保育園等8か所に設置しています。

今後、平成26年度までには更に5か所の設置を目指し、平成29年度までには小学校区に1か所の設置を目指します。

図表5-17 地域子育て支援拠点事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 実績予定
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	14	17
うちひろば型	箇所	1	1	
うちセンター型	箇所	8	13	

(12) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、平成14年度に設置しています。

図表5-18 ファミリー・サポート・センター事業の目標事業量

区分	単位	現状	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
ファミリー・サポート・センター事業	箇所	1	1	1

第6章

個別施策の展開

- 1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために
- 2 働きと子育ての調和を応援するために
- 3 子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために
- 4 親も子どもも住みやすい安全・安心なまちづくり

1 すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために

(1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

ア 地域における子育て支援サービスの充実と質の向上

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-ア-①	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-②	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭への集いの場の提供、交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供、講習の実施等を行う「地域子育て支援センター」及び「つどいの広場」を設置する。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-③	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助をすることで子育て支援を図る。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-④	一時保育の充実	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスの拡充を検討し、推進する。	保育課
1-(1)-ア-⑤	子育て支援ネットワーク事業「子育て支援交流事業」の実施	乳幼児とその保護者を対象に「子育てサロン」「ステップ・サロン」を実施する。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-⑥	子育て支援総合コーディネート事業	子ども家庭応援室が主な窓口となり、地域における多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-⑦	保育園園庭開放	保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。	保育課
1-(1)-ア-⑧	保育園地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育園の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図る。	保育課
1-(1)-ア-⑨	幼児教育についての情報提供	市内幼稚園の情報など幼児教育についての情報提供を行う。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ア-⑩	幼稚園長時間預かり保育補助事業	保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し人件費等の補助を行う。	保育課
1-(1)-ア-⑪	子ども手当の支給	子ども手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図る。	児童福祉課

イ 相談機能と相談機会の充実

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-イ-①	児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子ども家庭 応援室 保育課
1-(1)-イ-②	家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。 さらに、必要があれば専門機関への紹介も行う。	子ども家庭 応援室
1-(1)-イ-③	でんでんむしの家	発達支援や育児支援の必要とされる児童及び親(家庭)に対して、集団指導や相談活動を通して支援を行う。	子ども家庭 応援室
1-(1)-イ-④	でんでんむしの家卒業児等フォロー事業	でんでんむしの家の卒業児及び3歳児、4歳児で家庭児童相談員と係わりのある親子を対象に個別的、集団的なテーマを通して子どもの成長を促す。	子ども家庭 応援室
1-(1)-イ-⑤	乳幼児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進する。	保健セン ター
1-(1)-イ-⑥	栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談及び、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行う。	保健セン ター
1-(1)-イ-⑦	思春期保健相談体制支援事業	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。	保健セン ター 教育相談セ ンター
1-(1)-イ-⑧	教育相談事業の充実	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談セ ンター
1-(1)-イ-⑨	保育・教育相談窓口の整備	教育相談センターでは、障がいのある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。 また、福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努める。	障がい者福 祉課 生活福祉課 子ども家庭 応援室 教育相談セ ンター
1-(1)-イ-⑩	各種市民相談事業	法律相談(弁護士)、人権相談(人権擁護委員)、行政相談(行政相談委員)、税務相談(税理士)等の各種相談事業を実施する。	コミュニ ティ推進課
1-(1)-イ-⑪	女性困りごと相談事業	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された市民からの相談を受ける。	コミュニ ティ推進課
1-(1)-イ-⑫	子どもの健全育成事業	被保護世帯の子どもが、健全に育成される環境を整備するため、子ども育成支援相談員を生活福祉課に配置し、支援する。	生活福祉課
1-(1)-イ-⑬	子育てマネジャーの配置	県が実施する子育てマネジャー研修の修了生を地域子育て支援拠点等に配置する。	子ども家庭 応援室

ウ 乳幼児から中・高生までの居場所づくり

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-ウ-①	放課後児童保育室事業の充実	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育室の充実を図る。	保育課
1-(1)-ウ-②	児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課
1-(1)-ウ-③	学校施設の開放	学校施設や余裕教室を活用して整備したコミュニティ施設等として開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育総務課
1-(1)-ウ-④	新座っ子ばわーあっぷくらぶ事業	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習課
1-(1)-ウ-⑤	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て家庭への集いの場の提供、交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供、講習の実施等を行う「地域子育て支援センター」及び「つどいの広場」を設置する。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ウ-⑥	児童センター業務の充実	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子ども家庭 応援室
1-(1)-ウ-⑦	社会教育施設での体験学習の開催	公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催する。	中央公民館

エ 子どもの健全育成

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-エ-①	児童センター業務の充実（再掲）	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子ども家庭 応援室
1-(1)-エ-②	主任児童委員連絡会議	委員間の情報交換や研修の場として、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図る。	生活福祉課
1-(1)-エ-③	学校懇談会	市内各小・中学校の教員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。	指導課
1-(1)-エ-④	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図る。	生活福祉課
1-(1)-エ-⑤	子どもの健全育成事業（再掲）	被保護世帯の子どもが、健全に育成される環境を整備するため、子ども育成支援相談員を生活福祉課に配置し、支援する。	生活福祉課

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-エ-⑥	青少年市民会議の推進	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行う。	生涯学習課
1-(1)-エ-⑦	新座市PTA・保護者会連合会活動の推進	市内公立小・中学校をもって組織され、保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援し、推進する。	生涯学習課
1-(1)-エ-⑧	ふれあい地域連絡協議会活動の推進	地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、地域内の学校、各種団体、関係機関等によりネットワークを形成し、地域の教育力の向上を目指した「ふれあい地域連絡協議会（各中学校区に設置）」の様々な活動を支援し、推進する。	生涯学習課
1-(1)-エ-⑨	青少年団体の育成	子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。	生涯学習課
1-(1)-エ-⑩	新座市小学生議会・中学生議会	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映するとともに、市政に対する子どもたちの理解と関心を深めることを目的に、市議会議場を使用して開催する。	秘書広聴課
1-(1)-エ-⑪	小・中学生夏休み一日新座市長	小・中学生を一日市長に委嘱し、市長の公務を実際に体験してもらうことにより、市政に対する理解を深めるきっかけとする。	コミュニティ推進課
1-(1)-エ-⑫	カブトムシの里づくり事業	観光都市づくりアクションプランにおける「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくりの一環として、観光都市づくりを広くPRすることを目的に、市内の雑木林で育成しているカブトムシを市内の子どもたちに配布し、親とともにカブトムシの里親として飼育してもらう。カブトムシを育て観察日記をつけてもらうことで、命の大切さを学び、環境教育の一環とする。	観光都市づくり推進室
1-(1)-エ-⑬	こどもエコクラブ事業の充実	次世代を担う子どもたちが、地域で楽しく自主的に環境学習や環境保全活動に取り組めるよう、子どもたちを対象とした「こどもエコクラブ」事業の充実を図り、子どもたちの多彩な活動を支援する。 環境学習に役立つ案内や、キットの配布、交流会の実施や新座市エコクラブニュースの発行を行う。	環境対策課

オ 世代間交流の促進

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-オ-①	すこやか広場事業	商店街の空き店舗を活用し、商店街で買物をする者の休憩の場、地域の高齢者の仲間づくりの場及び商店会、町内会等地域の団体及び市民の活動の場、健康増進の場を提供する。	経済振興課
1-(1)-オ-②	高齢者いきいき広場	現在整備されている高齢者いきいき広場（5か所）を充実させ、介護予防、健康づくり、世代間交流等を行う。	長寿支援課

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(1)-オ-③	子どもの芸術文化環境の充実	文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	生涯学習課
1-(1)-オ-④	子育て支援ネットワーク事業「子育て講座」	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」、「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育て理解に関する講座を実施する。	子ども家庭応援室
1-(1)-オ-⑤	ピア・サポーター派遣事業	地域の大学の臨床心理学部等と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不適應児童生徒への支援活動を行う。 また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター

(2) 子どもの健康の確保

ア 子どもや保護者の心身の健康の確保

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-ア-①	こども医療費の助成	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。	児童福祉課
1-(2)-ア-②	乳幼児健康診査の充実	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施する。	保健センター
1-(2)-ア-③	乳幼児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士による集団ブラッシング指導を実施する。	保健センター
1-(2)-ア-④	乳幼児相談の充実(再掲)	保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進する。	保健センター
1-(2)-ア-⑤	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、助産師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行う。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から生後3か月までの乳児を対象に「お誕生連絡票」に基づき新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とする。	保健センター
1-(2)-ア-⑥	妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進する。	保健センター
1-(2)-ア-⑦	妊婦HIV抗体検査の実施	妊娠届出時の受診票の利用拡大を図り、防止対策を実施する。	保健センター
1-(2)-ア-⑧	妊婦超音波検査の実施	すべての妊婦が受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図る。	保健センター

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-ア-⑨	B型肝炎母子感染防止の推進	妊娠届出時の受診票の利用拡大を図り、防止対策を実施する。	保健センター
1-(2)-ア-⑩	パパママ学級	第1子出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。 また、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行う。	保健センター
1-(2)-ア-⑪	育児学級	生後3～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供し、育児不安の軽減を図るとともに地域の仲間づくりの機会とする。	保健センター
1-(2)-ア-⑫	母子愛育会活動の助成	母と子の保健を中心に地域の健康づくりを推進している活動を支援する。	保健センター

イ 「食育」の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-イ-①	栄養相談・栄養指導の実施（再掲）	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行う。	保健センター
1-(2)-イ-②	乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行う。	保健センター
1-(2)-イ-③	パパママ学級（再掲）	第1子出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。 また、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行う。	保健センター
1-(2)-イ-④	保育園における食育の推進	保育園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成する。	保育課
1-(2)-イ-⑤	学校における食育の推進	子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることができるように、農業体験の実施や、地域の協力を得ながら、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。	指導課
1-(2)-イ-⑥	食育事業（エプロンシアター）	市内幼稚園児及びその保護者、保育園児に対し、栄養士によるエプロンシアターの実演を行い、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図る。 公立7保育園及び希望する幼稚園に対して地域活動栄養士会と協働し、エプロンシアターを実施する。	保健センター 保育課
1-(2)-イ-⑦	食生活改善推進員協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進員協議会を育成し、活動を支援する。	保健センター
1-(2)-イ-⑧	食事づくり等体験活動の開催支援	食生活改善推進員協議会の開催する調理実習（男の料理教室、子ども食育料理教室等）の活動支援を行い、男性や子どもが食事づくりに参加する機会を設ける。	保健センター 保育課

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-イ-⑨	保健、教育等の連携の推進	保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進める。	保健センター 指導課
1-(2)-イ-⑩	地産地消の推進	地域の農業団体等との連携により、市内の農家が生産した農作物の学校給食への活用を進める。	学務課

ウ 思春期保健対策の充実

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-ウ-①	思春期保健相談体制支援事業（再掲）	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。	保健センター 教育相談センター
1-(2)-ウ-②	教育相談事業の充実（再掲）	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
1-(2)-ウ-③	学校カウンセリング研修事業	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。	教育相談センター

エ 小児医療の確保

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(2)-エ-①	小児救急医療支援事業	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、「小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図る。	保健センター
1-(2)-エ-②	救急医療対策協議会	保健所（県）が主催する救急医療対策協議会に委員として職員を派遣する。	保健センター
1-(2)-エ-③	医療情報の提供	広報及びホームページを通じて休日診療・救急病院等の情報提供を行う。	保健センター
1-(2)-エ-④	こども医療費の助成（再掲）	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。	児童福祉課

（3）要支援児童への対応などきめ細かな取組

ア 児童虐待防止対策の充実

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-ア-①	新座市要保護児童対策地域協議会	要保護児童を支援するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	子ども家庭 応援室
1-(3)-ア-②	緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行う。	子ども家庭 応援室

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-ア-③	児童相談の充実(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子ども家庭 応援室 保育課
1-(3)-ア-④	家庭児童相談室(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。 さらに、必要があれば専門機関への紹介も行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-ア-⑤	乳幼児相談の充実(再掲)	保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進する。	保健セン ター
1-(3)-ア-⑥	地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て家庭への集いの場の提供、交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供、講習の実施等を行う「地域子育て支援センター」及び「つどいの広場」を設置する。	子ども家庭 応援室
1-(3)-ア-⑦	CAPプログラムの実施	いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。	子ども家庭 応援室

イ ひとり親家庭等の自立支援の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-イ-①	児童扶養手当	ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給を行う。	児童福祉課
1-(3)-イ-②	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭に対して、医療費の支給を行う。	児童福祉課
1-(3)-イ-③	女性・母子相談	女性・母子(ひとり親家庭含む)に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-④	母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所を行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑤	ひとり親家庭児童就学支度金(県事業)	中学校に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して、申請に基づき支給する。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑥	母子・寡婦福祉資金貸付(県事業)	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑦	JR通勤定期乗車券の割引制度	児童扶養手当の受給世帯員に対し、JR通勤定期乗車券の割引制度を利用する際に必要となる「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行する。	児童福祉課
1-(3)-イ-⑧	ひとり親家庭親子のつどい	ひとり親家庭に対してレクリエーションを実施し、親子又はひとり親家庭の相互交流と親睦を図る。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑨	新座市母子・父子及び寡婦福祉会事務局	新座市母子・父子及び寡婦福祉会の活動を支援する。	子ども家庭 応援室

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-イ-⑩	ひとり親家庭等児童 夜間養護事業（トワイ ライトステイ）	父親や母親の帰宅が仕事などの都合で遅いため、夕刻を一人で過ごしているような家庭の児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供する。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑪	母子自立支援プロ グラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。 さらに、必要に応じ生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携しつつ、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑫	母子自立支援教育訓 練給付	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格の無い母子家庭の母に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を負担することによって資格取得を支援する。	子ども家庭 応援室
1-(3)-イ-⑬	母子家庭高等技能訓 練促進費等給付	母子家庭の母の就労に直結する高等技能資格取得を促進するため、2年以上養成機関などで修業する場合に生活を支援する目的で促進費等を支給する。	子ども家庭 応援室

ウ 障がいのある子どもへの施策の充実

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-ウ-①	乳幼児健康診査の充 実（再掲）	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施する。	保健セン ター
1-(3)-ウ-②	家庭児童相談員の健 診事業等への参加	1歳6か月児健診や3歳児健診の会場で発達や育児の相談を受け、必要に応じ健診事後指導グループにつなげたり、専門機関へ紹介を行うなど関係機関と連携を図りながら支援を行う。	子ども家庭 応援室
1-(3)-ウ-③	妊婦一般健康診査の 充実（再掲）	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進する。	保健セン ター
1-(3)-ウ-④	定期健康診断事業	市内小・中学校において、児童生徒の心と体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努める。	学務課
1-(3)-ウ-⑤	肢体不自由児通園施 設みどり学園、障が い児通園施設わかば 学園の充実	みどり学園、わかば学園の療育基盤整備を図り、療育機能を充実する。	障がい者福 祉課
1-(3)-ウ-⑥	在宅福祉サービスの 推進	障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスを更に充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進する。	障がい者福 祉課
1-(3)-ウ-⑦	障がい者医療とリハ ビリテーションの充 実	幼児期から成人期、高齢期にわたって地域の医科、歯科医療ケア体制の充実と日常的な医学的リハビリテーション体制の整備を行うとともに、県総合リハビリテーションセンター等の専門機関との情報交換などのネットワークづくりを推進する。	障がい者福 祉課

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(3)-ウ-⑧	地域療育支援センターの設置	療育相談、指導訓練等が必要な児童を総合的に支援する地域療育支援センターの設置について、広域的な視点で総合福祉センター内に併設整備を検討する。	障がい者福祉課
1-(3)-ウ-⑨	保育・教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健・医療の連携を更に強化し、障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努める。 また、障がいや障がいのある子どもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やす。	教育相談センター 教育総務課 保育課 障がい者福祉課
1-(3)-ウ-⑩	保育・教育相談窓口の整備（再掲）	教育相談センターでは、障がいのある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。 また、福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努める。	障がい者福祉課 生活福祉課 子ども家庭応援室 教育相談センター
1-(3)-ウ-⑪	障がい児保育の充実	障がいのある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障がい児保育の充実を図る。	保育課
1-(3)-ウ-⑫	障がい児保育研究会	障がい児保育をめぐる諸問題を研究協議し、障がい児保育を推進する。	保育課
1-(3)-ウ-⑬	介助員制度	肢体の不自由等で車椅子を使用する児童生徒に対して、学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。	教育相談センター
1-(3)-ウ-⑭	巡回相談カウンセラー制度	通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援について指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。	教育相談センター

(4) 地域における子育て支援のネットワークづくり

ア 子育てにかかわるすべての人の多様な活動の支援

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(4)-ア-①	子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークル等の活動する機会や場所の提供を行う。	子ども家庭応援室 中央公民館 コミュニティ推進課
1-(4)-ア-②	元気の出るまちづくり出前講座	市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。	生涯学習課
1-(4)-ア-③	パパ・ママ応援ショップ事業（県事業）	妊娠中又は中学生までの子どもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等の優待が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。	子ども家庭応援室

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(4)-ア-④	子育てNPOの活動支援	NPO法人の活動を活性化するため、活動の場を提供するとともにNPO活動への市民の理解を深めるための情報提供を行う。 また、分野の異なる団体同士の相互交流を実施していく。	子ども家庭 応援室 コミュニ ティ推進課
1-(4)-ア-⑤	ボランティア活動の支援	ボランティアや地域活動を行う市民の支援とボランティア等に関する情報提供を行う。	コミュニ ティ推進課

イ 地域における子育て支援のネットワークの発展

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(4)-イ-①	新座市子育て支援ネットワーク推進委員会	家庭教育及び地域での子育て支援を図るために家庭・学校・幼稚園・保育園・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施し、市内の子育て支援体制を整備する。	子ども家庭 応援室
1-(4)-イ-②	各子育て支援サービス間の連携	各子育て支援サービス間で連携を図り、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの向上を図る。	子ども家庭 応援室
1-(4)-イ-③	子育てNPOの活動支援（再掲）	NPO法人の活動を活性化するため、活動の場を提供するとともにNPO活動への市民の理解を深めるための情報提供を行う。 また、分野の異なる団体同士の相互交流を実施していく。	子ども家庭 応援室 コミュニ ティ推進課
1-(4)-イ-④	新座市要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童を支援するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	子ども家庭 応援室

ウ 子育て中の多様な親子の交流促進

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(4)-ウ-①	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て家庭への集いの場の提供、交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供、講習の実施等を行う「地域子育て支援センター」及び「つどいの広場」を設置する。	子ども家庭 応援室
1-(4)-ウ-②	子育て支援ネットワーク事業「子育て支援交流事業」、「地域交流事業」の実施	子育て支援交流事業では、乳幼児を持つ親が子どもと共に集い、子育てに関する喜びや悩みを共有し合い、子育てサポーターからアドバイスを受けながら手遊びなどで楽しい時間を過ごす「子育てサロン」「ステップ・サロン」を開設する。 地域交流事業では、関係団体・機関を招き子育てに関する情報交換、運動会、アトラクションなどを実施する「子育てネットワークフェスティバル」を開催する。	子ども家庭 応援室

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(4)-ウ-③	“すぐそこ新座”春まつり	菜の花まつり、にいざシティウォーキング、森の音楽会など、春のイベントを統合したイベントとして開催する。	観光都市づくり推進室
1-(4)-ウ-④	“すぐそこ新座”ひまわりまつり	本多の森お花畑におけるヒマワリの開花時期に合わせ、ヒマワリ迷路、はしご車体験、写生教室などのイベントを開催する。	観光都市づくり推進室

(5) 子育て支援のためのICT活用

ア ICTを含む子育て情報の提供

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(5)-ア-①	子育て支援ネットワーク事業「子育て情報提供事業」の実施	子育て中の親が必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設案内、幼稚園・保育園情報等）を収集し、編集した「子育て情報誌」「子育て通信」を発行する。 また、上記紙面の内容をホームページに掲載する。	子ども家庭応援室
1-(5)-ア-②	「民生委員・児童委員だより」の配布	民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の活動内容（子育て支援ほか）の紹介の便りを委員が担当地域内の各家庭を訪問配布し、地域への周知を図る。	生活福祉課
1-(5)-ア-③	子育てバリアフリー情報の提供	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリアフリー情報を提供する。	子ども家庭応援室
1-(5)-ア-④	インターネット等を利用した子育て情報の提供	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が得られるよう、インターネットでの情報提供事業を行う。	子ども家庭応援室

イ 子どもの情報モラル教育の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
1-(5)-イ-①	情報モラル教育の推進	小・中学校において、情報モラル教育を推進する。	指導課
1-(5)-イ-②	情報教育の推進	子どもの情報活用能力を育成するメディアリテラシー教育の実施とともに、情報機能のネットワーク化を図る。	指導課
1-(5)-イ-③	教育インターネット環境の充実	小・中学校間のみならず他の教育機関も含めたインターネット環境を整備することで、教育指導や授業方法等の充実を図る。	教育総務課
1-(5)-イ-④	コンピュータ教育の充実	情報化の進展に対応した学習環境を推し進めるため、小・中学校の授業等に校内LANを活用し、よりわかりやすい授業を実施する。	教育総務課

2 働きと子育ての調和を応援するために

(1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

ア 保育サービスの充実

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(1)-ア-①	保育園の運営	保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育園での保育を実施する。	保育課
2-(1)-ア-②	保育園の新設	保育需要が高い地域に保育園を建設し、入所待機児童の解消を図る。	保育課
2-(1)-ア-③	保育園の建替え	老朽化した保育園を順次建て替える。	保育課
2-(1)-ア-④	育休明け入所予約事業	育休休業明けにスムーズな入所が図れるよう、入所予約の導入を実施する。	保育課
2-(1)-ア-⑤	病後児保育の充実	病気の回復期にある子どもの保育体制を充実する。	保育課
2-(1)-ア-⑥	休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、法人保育園で実施する。	保育課
2-(1)-ア-⑦	時間延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う。	保育課
2-(1)-ア-⑧	夜間保育の検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子どものために夜間保育の実施を検討する。	保育課
2-(1)-ア-⑨	特定保育の充実	保護者の就労などにより家庭での保育が困難な児童に対して、週2、3日又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う特定保育を実施する。	保育課
2-(1)-ア-⑩	一時保育の充実(再掲)	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスの拡充を検討し、推進する。	保育課
2-(1)-ア-⑪	産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	保育課
2-(1)-ア-⑫	障がい児保育の充実(再掲)	障がいのある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障がい児保育の充実を図る。	保育課
2-(1)-ア-⑬	保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	保育課
2-(1)-ア-⑭	幼稚園長時間預かり保育補助事業(再掲)	保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し人件費等の補助を行う。	保育課
2-(1)-ア-⑮	幼保小交流研修会の充実	幼稚園・保育園と小学校の職員が一堂に会して円滑な移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。 また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	指導課 子ども家庭 応援室 保育課
2-(1)-ア-⑯	家庭保育室委託事業の充実	保護者の就労・疾病等により、保育に欠ける乳幼児の保育業務を保育室に委託し、実施する。	保育課

イ 放課後児童保育サービスの充実

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(1)-イ-①	放課後児童保育室事業の充実(再掲)	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育室の充実を図る。	保育課

ウ サービスの質の確保

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(1)-ウ-①	保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。	保育課
2-(1)-ウ-②	サービス評価の仕組みの導入・実施	保育サービスの評価等の仕組みの導入・実施について取組を進める。	保育課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(2)-①	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子ども家庭 応援室
2-(2)-②	保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実	保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実により、仕事と子育ての両立支援を図る。	保育課
2-(2)-③	労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を実施する。 また、ノー残業デーの推進を図る。	経済振興課 人事課
2-(2)-④	男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。	経済振興課 人事課

(3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

ア 男性を含めた働き方の見直し

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(3)-ア-①	男性の育児休業取得の推進（再掲）	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。	経済振興課 人事課
2-(3)-ア-②	男女共同参画意識の啓発	就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。 また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。	コミュニ ティ推進課 男女共同参 画推進ブラ ザ
2-(3)-ア-③	働き方の見直し	市民に対しワーク・ライフ・バランスの考え方について、積極的な広報・啓発活動を行う。	経済振興課

イ 男性の子育て参加の促進

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(3)-イ-①	父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	保健セン ター
2-(3)-イ-②	育児学級・パパママ学級への参加啓発	夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の参加を促進するとともに、父親が積極的に参加できるよう講座内容を検討する。	保健セン ター
2-(3)-イ-③	お父さん応援隊事業	父親の子育てへの意識啓発を図ることを目的に会議や事業の企画・運営を行う。	子ども家庭 応援室
2-(3)-イ-④	お父さんの読み聞かせ講座	家庭でお父さんが子どもに行う読み聞かせの入門講座を開催する。	中央図書館

(4) 子育て中の親の就職支援

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(4)-①	求人情報相談の充実	身近に求人情報が得られるように情報提供システムの充実を図る。 また、女性、高齢者、障がい者などの就業機会の確保を図るため、ハローワークとの連携を密に、女性職業サービスルーム等の相談業務の活用を促進する。	経済振興課 就労支援セ ンター
2-(4)-②	内職相談事業	家庭外で働くことが困難な市民で、内職を希望する者に対し、内職に関する相談及び内職のあっせんを行い、もって市民の福祉を増進する。	経済振興課
2-(4)-③	資格・技能情報の収集と提供	適性に見合った職業選択、有効な資格や技能の取得ができるよう、情報収集し市民に提供する。	経済振興課 子ども家庭 応援室

記号	事業名	事業内容	所管課
2-(4)-④	職業能力開発のための講座・講習会の充実	商工会及び事業所との連携を推進し、各種講習会を開催する。 また、公民館等においてパソコン講習会等を実施する。 さらに、市内の大学、専門学校等と連携し、講座・講習会を実施する。	経済振興課 生涯学習課 中央公民館
2-(4)-⑤	転職・再就職講座の開催	転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催する。	経済振興課 中央公民館
2-(4)-⑥	再雇用制度の普及	再雇用を進めるため、事業所に対して再雇用制度の普及啓発をする。	経済振興課
2-(4)-⑦	国・県の機関との連携	労働関連法規や処遇の改善等を身近に相談できる窓口の紹介と周知を図る。	経済振興課
2-(4)-⑧	母子自立支援プログラム策定事業(再掲)	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。 さらに、必要に応じ生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携しつつ、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	子ども家庭 応援室
2-(4)-⑨	母子自立支援教育訓練給付(再掲)	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格の無い母子家庭の母に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を負担することによって資格取得を支援する。	子ども家庭 応援室
2-(4)-⑩	母子家庭高等技能訓練促進費等給付(再掲)	母子家庭の母の就労に直結する高等技能資格取得を促進するため、2年以上養成機関などで修業する場合に生活を支援する目的で促進費等を支給する。	子ども家庭 応援室

3 子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために

(1) 子どもの豊かな心と体の育みの支援

ア 子どもの豊かな心を育むための取組

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-ア-①	総合的な学習の時間の支援	新学習指導要領による総合的な学習の時間の活動を支援する。	指導課
3-(1)-ア-②	教育副読本の整備	小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行う。 また、体育副読本の整備を通して、児童・生徒の体育に関する基礎技能の定着及び体力向上を図る。	指導課
3-(1)-ア-③	教育資料の整備・活用	教育情報に関する資料室を整備し、各校での研究成果や、発表等について情報収集するとともに、冊子や書籍等を整備する。 また、インターネットで各校と接続し、資料の共有化を図る。	指導課
3-(1)-ア-④	学校サポート推進事業（キャリア教育職場体験）	キャリア教育の視点である、「生きること、学ぶこと、働くこと」の大切さを学習する機会とするため、全中学校の2年生が3日間、地域の中で様々な社会体験活動に取り組む。	指導課
3-(1)-ア-⑤	地域ふれあい講演会	学校と地域が連携し多様な体験を持つ方に講演を頂き、中学生に豊かな心を育むとともに広い意味での進路指導を行う。	指導課
3-(1)-ア-⑥	小学校第1学年副担任事業	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、市内17小学校に第1学年の学級担任の補助として副担任を配置する。（児童数及び学校の状況により配置人数の変動がある。）	学務課
3-(1)-ア-⑦	国際理解教育の推進	地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	指導課
3-(1)-ア-⑧	環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	指導課
3-(1)-ア-⑨	学校ふるさと構想の推進	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校教育農園、学校教育林等の学校教育の環境の充実を図る。	指導課
3-(1)-ア-⑩	地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に生かすことにより、児童生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図る。	指導課
3-(1)-ア-⑪	情報教育の推進（再掲）	子どもの情報活用能力を育成するメディアリテラシー教育の実施とともに、情報機能のネットワーク化を図る。	指導課

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-ア-⑫	子どもの芸術文化環境の充実（再掲）	文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	生涯学習課
3-(1)-ア-⑬	新座っ子ばわーあっぷくらぶ事業（再掲）	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習課
3-(1)-ア-⑭	社会教育施設での体験学習の開催（再掲）	公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催する。	中央公民館

イ 健やかな体の育成

記号	事業名	事業内容・事業内容	所管課
3-(1)-イ-①	軽スポーツ・レクリエーション教室の開催	市民が求めるスポーツを振興するため、(財)新座市体育協会と連携を図り、ニュースポーツを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室を開催する。 また、各小学校単位での地域スポーツ教室を開催していく。	スポーツ振興課
3-(1)-イ-②	指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のために講座等を充実させる。	スポーツ振興課
3-(1)-イ-③	健康教育の推進	子どもたちの体力向上、健康の増進を図るため、体育的活動を充実させ、外遊びを奨励する。	指導課
3-(1)-イ-④	新座市民健康体操普及事業	市内各地において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民を対象に健康体操の普及を目指す。	保健センター スポーツ振興課

ウ 確かな学力の向上

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-ウ-①	確かな学力の向上	市内の小・中学校の学力の向上を目指し、基礎・基本の習得に力を入れた授業の充実を目指す。 また、学校と家庭との連携を密にして、家庭学習の充実を目指した取組を進める。	指導課

エ 特色ある学校づくり

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-エ-①	学区域の弾力的運用	地域の実情に即した学区域の弾力的運用を図るため、検討委員会を設置する。	学務課
3-(1)-エ-②	学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を各学校に設置する。	指導課
3-(1)-エ-③	教育インターネット環境の充実（再掲）	小・中学校間のみならず他の教育機関も含めたインターネット環境を整備することで、教育指導や授業方法等の充実を図る。	教育総務課

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-エ-④	コンピュータ教育の充実(再掲)	情報化の進展に対応した学習環境を押し進めるため、小・中学校の授業等に校内LANを活用し、よりわかりやすい授業を実施する。	教育総務課
3-(1)-エ-⑤	21世紀教育研究の推進	社会の急激な変化や、学校教育に対する様々な期待に対応し、学校、グループ、個人で時代に合わせたテーマを定め、研究を進める。	指導課
3-(1)-エ-⑥	学校サポート推進事業(キャリア教育職場体験)(再掲)	キャリア教育の視点である、「生きること、学ぶこと、働くこと」の大切さを学習する機会とするため、全中学校の2年生が3日間、地域の中で様々な社会体験活動に取り組む。	指導課
3-(1)-エ-⑦	にいざの輝く学校プラン事業	教職員や児童生徒が創意工夫を生かし、輝く学校を目指して創造活動、文化的活動、ボランティア活動等を行う。	指導課
3-(1)-エ-⑧	国際理解教育の推進(再掲)	地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	指導課
3-(1)-エ-⑨	環境教育の推進(再掲)	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	指導課
3-(1)-エ-⑩	学校ふるさと構想(再掲)	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校教育農園、学校教育林等の学校教育の環境の充実を図る。	指導課
3-(1)-エ-⑪	学校応援団の推進	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民の活動を推進する。	指導課
3-(1)-エ-⑫	学校評価システムの推進	学校運営の改善と発展を目指し、教育水準の向上と保障を図るため、学校評価を行う。	指導課

オ 幼児教育の充実

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-オ-①	幼稚園教育の推進事業	私立幼稚園就園奨励費補助金、就園費補助金、幼稚園入園費補助金等の拡充等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、心身共に穏やかな発達ができるよう幼稚園への就園を奨励する。	児童福祉課
3-(1)-オ-②	幼保小交流研修会の充実(再掲)	幼稚園・保育園と小学校の職員が一堂に会して円滑な移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。 また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	指導課 子ども家庭 応援室 保育課
3-(1)-オ-③	幼児教育についての情報提供(再掲)	市内幼稚園の情報など幼児教育についての情報提供を行う。	子ども家庭 応援室

カ いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-カ-①	教育相談事業の充実(再掲)	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
3-(1)-カ-②	登校支援事業	新座市教育相談室で教育相談員(3人)と学校カウンセラー(1人)が電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。	教育相談センター
3-(1)-カ-③	いじめ等青少年の問題行動対策事業	いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、6人のさわやか相談員が相談活動を行うとともに、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導が行えるよう学校カウンセリング研修会を開催する。	教育相談センター
3-(1)-カ-④	ピア・サポーター派遣事業(再掲)	地域の大学の臨床心理学学部等と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不登校児童生徒への支援活動を行う。 また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター

キ 引きこもりへの支援

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(1)-キ-①	思春期保健相談体制支援事業(再掲)	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。	保健センター 教育相談センター
3-(1)-キ-②	教育相談事業の充実(再掲)	教育相談員を配置し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
3-(1)-キ-③	児童相談の充実(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子ども家庭 応援室 保育課
3-(1)-キ-④	家庭児童相談室(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。 さらに、必要があれば専門機関への紹介も行う。	子ども家庭 応援室

(2) 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

ア 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(2)-ア-①	育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	子ども家庭 応援室 中央公民館

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(2)-ア-②	子育て支援ネットワーク事業「子育て講座」(再掲)	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」、「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育て理解に関する講座を実施する。	子ども家庭 応援室
3-(2)-ア-③	元気の出るまちづくり出前講座(再掲)	市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。	生涯学習課
3-(2)-ア-④	ブックスタート事業(はじめてブック)	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、保健センターで行う乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。	中央図書館
3-(2)-ア-⑤	出産祝い品(絵本)の配布	ブックスタート事業と連携して、“親子が絵本を介して向かい合い、温かくて楽しいことばのひとつを保持”きっかけとなる絵本を、出生祝い品として新座市に出生届出をされた人に、窓口において配布する。	市民課
3-(2)-ア-⑥	絵本講座	幼児期に絵本を読み聞かせることは、子どもにどのような影響を与えるのか、また周りの大人は子どもにどのような絵本を与えたらよいのか、読み聞かせの大切さや絵本の持つ力についての講座を実施する。	中央図書館
3-(2)-ア-⑦	お父さんの読み聞かせ講座(再掲)	家庭でお父さんが子どもに行う読み聞かせの入門講座を開催する。	中央図書館
3-(2)-ア-⑧	子ども読書ボランティア養成講座	中央図書館で行っている学級訪問等で読み聞かせ、ブックトークを行うボランティアのスキルアップ研修又は新規養成を行う講座を開催する。	中央図書館
3-(2)-ア-⑨	家庭児童相談室(再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。 さらに、必要があれば専門機関への紹介も行う。	子ども家庭 応援室
3-(2)-ア-⑩	インターネット等を利用した子育て情報の提供(再掲)	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が得られるよう、インターネットでの情報提供事業を行う。	子ども家庭 応援室
3-(2)-ア-⑪	子育て支援ネットワーク事業「子育て支援交流事業」の実施(再掲)	乳幼児とその保護者を対象に「子育てサロン」「ステップ・サロン」を実施する。	子ども家庭 応援室
3-(2)-ア-⑫	子育て支援ネットワーク事業「子育て情報提供事業」の実施(再掲)	子育て中の親が必要な様々な情報(子育て支援サービス、公共施設案内、幼稚園・保育園情報等)を収集し、編集した「子育て情報誌」「子育て通信」を発行する。 また、上記紙面の内容をホームページに掲載する。	子ども家庭 応援室
3-(2)-ア-⑬	学校施設の開放(再掲)	学校施設や余裕教室を活用して整備したコミュニティ施設等として開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育総務課
3-(2)-ア-⑭	生涯学習ボランティアバンクの充実	市民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習ボランティアバンクとしての制度の充実を図る。	生涯学習課

イ 地域の教育力の向上

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(2)-イ-①	児童センター業務の充実(再掲)	子どもに豊かな生活を提供できるよう、スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子ども家庭 応援室
3-(2)-イ-②	社会教育施設での体験学習の開催(再掲)	公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催する。	中央公民館
3-(2)-イ-③	新座っ子ばわーあっぷくらぶ事業(再掲)	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習課
3-(2)-イ-④	ちびっこふるさと探検隊事業	新座市と那須塩原市にある史跡や文化を楽しみながら学ぶことを通して、将来のまちづくりを担う子どもたちに、豊かな心とふるさと意識が芽生えていくことを願って開催する。	コミュニ ティ推進課
3-(2)-イ-⑤	新座市国際交流協会への支援事業	市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解を深め、世界の人々の友好親善を図るとともに、世界に開かれたまちづくりのために、市民の国際認識や国際理解の高揚していくことを目的とする。	コミュニ ティ推進課
3-(2)-イ-⑥	新座市青少年海外派遣事業	市内在住の中学生を海外へ派遣し、ホームステイなどを通じて、国際理解を図るとともに、これを契機に市民に対して国際意識の啓発を図る。	コミュニ ティ推進課
3-(2)-イ-⑦	子どもの芸術文化環境の充実(再掲)	文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	生涯学習課
3-(2)-イ-⑧	新座市小学生議会・中学生議会(再掲)	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映するとともに、市政に対する子どもたちの理解と関心を深めることを目的に、市議会議場を使用して開催する。	秘書広聴課
3-(2)-イ-⑨	新座市観光ボランティアガイド事業	子どもたちを始め多くの市民に新座の自然、文化、歴史を伝え、ふるさと意識の醸成を図ることを目的に観光ボランティアガイドによるガイド事業を展開する。	観光都市づ くり推進室

(3) 親になるための学習環境の整備

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(3)-①	育児関連講座の充実 (再掲)	乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	子ども家庭 応援室 中央公民館
3-(3)-②	子育て支援ネットワーク事業「子育て講座」(再掲)	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」、「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育て理解に関する講座を実施する。	子ども家庭 応援室

(4) 子育て支援のための地元大学との連携の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
3-(4)-①	大学公開講座	市内3大学と行政の連携を図り、各大学において公開講座を実施する。	生涯学習課
3-(4)-②	新座市民総合大学	市内3大学と行政が連携し、市民に自分を高め地域を高める学習の場を提供し、学んだことを地域で生かし、生き生きとした人生を送れるよう開校する。	生涯学習課
3-(4)-③	ピア・サポーター派遣事業(再掲)	地域の大学の臨床心理学学部等と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不適応児童生徒への支援活動を行う。 また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター
3-(4)-④	学生ボランティアの活用	各種催しや事業において学生ボランティアの活用を進める。	子ども家庭 応援室 生涯学習課 指導課
3-(4)-⑤	市内3大学との連携の推進	子育て支援に関する調査・研究及び事業の推進に当たり、様々な機会をとらえて市内3大学との連携を図る。	子ども家庭 応援室
3-(4)-⑥	市内3大学学生と市長との懇談会	柔軟な思考により斬新なアイデアの提案ができる大学生から市政に対する提言等を得るため、市内3大学に通学する学生を対象として開催する。	秘書広聴課
3-(4)-⑦	インターンシップ実習生の受入れ	公務職場での就業体験を希望する学生を受け入れ、公務に対する理解を深めてもらうとともに、学校卒業後の就職のイメージをつかんでもらい、学生生活の充実と就業に向けた意識・啓発を図る。	人事課

4 親も子ども住みやすい安全・安心なまちづくり

(1) 子どもの権利を守るための環境整備

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(1)-①	児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。	子ども家庭応援室
4-(1)-②	新座市要保護児童対策地域協議会(再掲)	要保護児童を支援するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	子ども家庭応援室

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良好な居住環境の確保

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(2)-ア-①	優良な賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度紹介を行う。	まちづくり計画課
4-(2)-ア-②	知っておきたい!! 住宅制度の周知	公営住宅の利用方法、住宅資金融資制度、建物の改造・改築への助成制度などを紹介した「みんなでつくる 元気の出るまちづくり 知っておきたい!! 住宅制度」をホームページに掲載、窓口にて閲覧に供する。	まちづくり計画課
4-(2)-ア-③	新座市都市計画マスタープランの推進	「みずとみどりに恵まれた心地よいまちをめざして」を基本理念に、恵まれた自然環境を生かしながら、安全性、利便性、快適性のバランスのとれたまちづくりを推進する。	まちづくり計画課
4-(2)-ア-④	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質(ホルムアルデヒド・クロルピリホス)による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないように、建築材料及び換気設備について審査を行う。	建築審査課

イ 安全な道路交通環境の整備

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(2)-イ-①	道路改良10か年基本計画PART IIの推進	「まちづくりは道路から」を基本に、計画的に道路の拡幅や歩道の設置等を行い、安全で快適な道路行政の推進のもと危険箇所や交通渋滞の解消を図る。	道路課

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(2)-イ-②	生活道路拡幅整備事業	新座市道で1.8m以上4.8m未満の道路を生活道路として位置付け、建築行為等に際して道路中心から2.4mの後退を推進し、建築主の理解と協力のもと、交通安全上の配慮はもとより、災害時の避難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図る。	道路課
4-(2)-イ-③	カーブミラーの整備	交通事故防止のため、必要に応じて、公道との交差点に整備する。	市民安全課
4-(2)-イ-④	生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制	生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図る。	市民安全課
4-(2)-イ-⑤	交通安全看板等の設置	市内における交通事故等の抑止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置する。	市民安全課
4-(2)-イ-⑥	夜間の交通事故防止対策	夜間の交通事故防止のため、必要に応じて、道路照明灯を整備する。	市民安全課

ウ 安心して外出できる環境の整備

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(2)-ウ-①	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。 学校施設では、障がいのある児童生徒に対応するためのバリアフリー化を進める。	道路課 教育総務課
4-(2)-ウ-②	ノンステップバス購入費の補助	ノンステップバスの普及を促進するため、バス事業者に対して、国、県と協調してバス購入費の補助を行う。	市民安全課
4-(2)-ウ-③	赤ちゃんの駅	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	子ども家庭 応援室
4-(2)-ウ-④	子育てバリアフリー情報の提供（再掲）	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリアフリー情報を提供する。	子ども家庭 応援室

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(2)-エ-①	健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。 また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ禁止法を普及啓発する。	生涯学習課
4-(2)-エ-②	青少年育成推進員活動への支援	青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年育成埼玉県民会議会長から委嘱された青少年育成推進員による様々な活動を支援する。	生涯学習課

(3) 子ども等の安全の確保

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(3)-ア-①	交通指導員の配置	主に小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。	市民安全課
4-(3)-ア-②	交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	市、新座警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会により、四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。	市民安全課
4-(3)-ア-③	交通安全推進団体への補助金の交付	交通安全協会、交通安全母の会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。	市民安全課
4-(3)-ア-④	交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。 また、元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。	市民安全課
4-(3)-ア-⑤	放置自転車対策の推進	良好な駅前環境を保持するため、自転車等の誘導業務を実施するとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うなど、放置自転車対策を推進する。	市民安全課
4-(3)-ア-⑥	放置自動車対策の推進	所有者等の確認できない自動車が放置された場合、放置自動車廃物判定委員会を開催し、適切な処理を推進する。	市民安全課

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(3)-イ-①	防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、新座警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進する。	市民安全課
4-(3)-イ-②	防犯協会、暴力排除推進協議会への補助金の交付	新座市防犯協会、新座市暴力排除推進協議会に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進する。	市民安全課
4-(3)-イ-③	防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、市民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行う。	市民安全課
4-(3)-イ-④	防犯灯設置及び維持管理費補助金	夜間における犯罪等の防止を図るため、私道に防犯灯を設置し、管理する町内会に補助金を交付する。	コミュニティ推進課
4-(3)-イ-⑤	不審者対応マニュアルの作成	学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し小・中学校に配布する。	指導課
4-(3)-イ-⑥	保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進する。	指導課 生涯学習課
4-(3)-イ-⑦	CAPプログラムの実施(再掲)	いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。	子ども家庭 応援室
4-(3)-イ-⑧	PTA保護者会、町内会が行う防犯活動への支援	PTA保護者会、町内会に対し、「自主防犯パトロール活動」のための資機材の貸与、傷害保険の加入を行うなど、防犯活動を支援する。	市民安全課

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(3)-イ-⑨	職員によるパトロールの実施	青色回転灯を設置した公用車によりパトロールを実施し、更なる犯罪の抑止に努める。	市民安全課

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

記号	事業名	事業内容	所管課
4-(3)-ウ-①	児童相談の充実（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子ども家庭 応援室 保育課
4-(3)-ウ-②	犯罪被害者支援推進協議会への補助金の交付	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	市民安全課
4-(3)-ウ-③	里親支援事業	所沢児童相談所と協力し、里親に対して児童の養育方法の技術の向上等を図るため、また、養育家庭における様々な問題を解決していくための研修や交流の場を提供する。 また、「新座地区里親会」及び里親家庭の支援を行う。	子ども家庭 応援室

第7章

計画の推進に向けて

- 1 子ども家庭応援室による推進
- 2 新座市次世代育成支援対策地域協議会の開催
- 3 関係機関との連携強化
- 4 計画の評価

今後、この計画の実施に当たって、集中的・計画的に次世代の育成に取り組んでいく必要があることから、以下の四つの取組によって、この計画で示した方向性を具体化し、計画を実効性のあるものとしていきます。

1 子ども家庭応援室による推進

前期計画で掲げた重点課題の一つである「子ども家庭応援室の設置」は、平成17年1月に実施され、これまで庁内関係所管課の調整等を行うとともに、私たちのまちの子育て支援ネットワークの中核を担うとともに、「点から線へ、そして面へ」広がる活動をバックアップする活動を行ってきました。

今後も「子ども家庭応援室」を中核として、計画を推進していきます。

2 新座市次世代育成支援対策地域協議会の開催

計画の推進に当たり住民代表や学識者、地域活動団体、関係機関から成る「新座市次世代育成支援対策地域協議会」を平成17年2月に設置しました。

地域協議会では、前期計画の進捗状況の把握・点検を行うとともに、後期計画について意見を取りまとめました。

今後も、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していくとともに、子育て支援に関する様々な提案を、「子ども家庭応援室」に対して行っていきます。

3 関係機関との連携強化

すべての家庭を対象とした子育て支援を総合的に行っていくためには、市の関係各課の施策の推進だけでなく、市内外の関連機関、住民組織等との協働が不可欠です。

そこで、市内の子育て支援にかかわる住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、庁内の教育関連施策や都市施策、住宅施策等の所管課との連絡・調整を更に行っていきます。

4 計画の評価

この計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、「子ども家庭応援室」が計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、速やかに公表していくことが重要になります。

また、この計画が終了した後は、計画の点検・評価を行うことが求められます。評価に当たっては、保育サービス等の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなどアウトカム^(※用語)の視点も取り入れていきます。

図表7-1 アウトカムの評価指標例

基本目標	目標とする指標
すべての子育て家庭と多様な子どもの育ちを応援するために	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを楽しいと感じる人を増やします。 ・育児を手伝ってくれる人がいないと感じている人の数を減らします。 ・市の支援体制がよくわからないという人の数を減らします。 ・子育て支援のネットワークづくりを進めます。
働きと子育ての調和を応援するために	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立が、不安要因と考える人の数を減らします。 ・子どもと過ごす時間が十分ないと悩んでいる人の数を減らします。
子どもがいきいきと育ち、親が学び高まることを応援するために	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での子どもの活動拠点の充実を進めます。 ・子どもの教育のことで悩む人の数を減らします。 ・不登校のことで悩む人の数を減らします。
親も子ども住みやすい安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを狙った犯罪や事故の減少を目指します。

第8章

計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 他計画との整合
- 4 計画策定の体制
- 5 計画の期間

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の策定

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から10年間地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

本市では、全国に先立ち、平成16年3月に「新座市次世代育成支援行動計画前期計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

前期計画の終了に伴い、その施策等の評価を行い、より一層の子育て支援の充実のため、平成22年度から始まる「新座市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定しました。

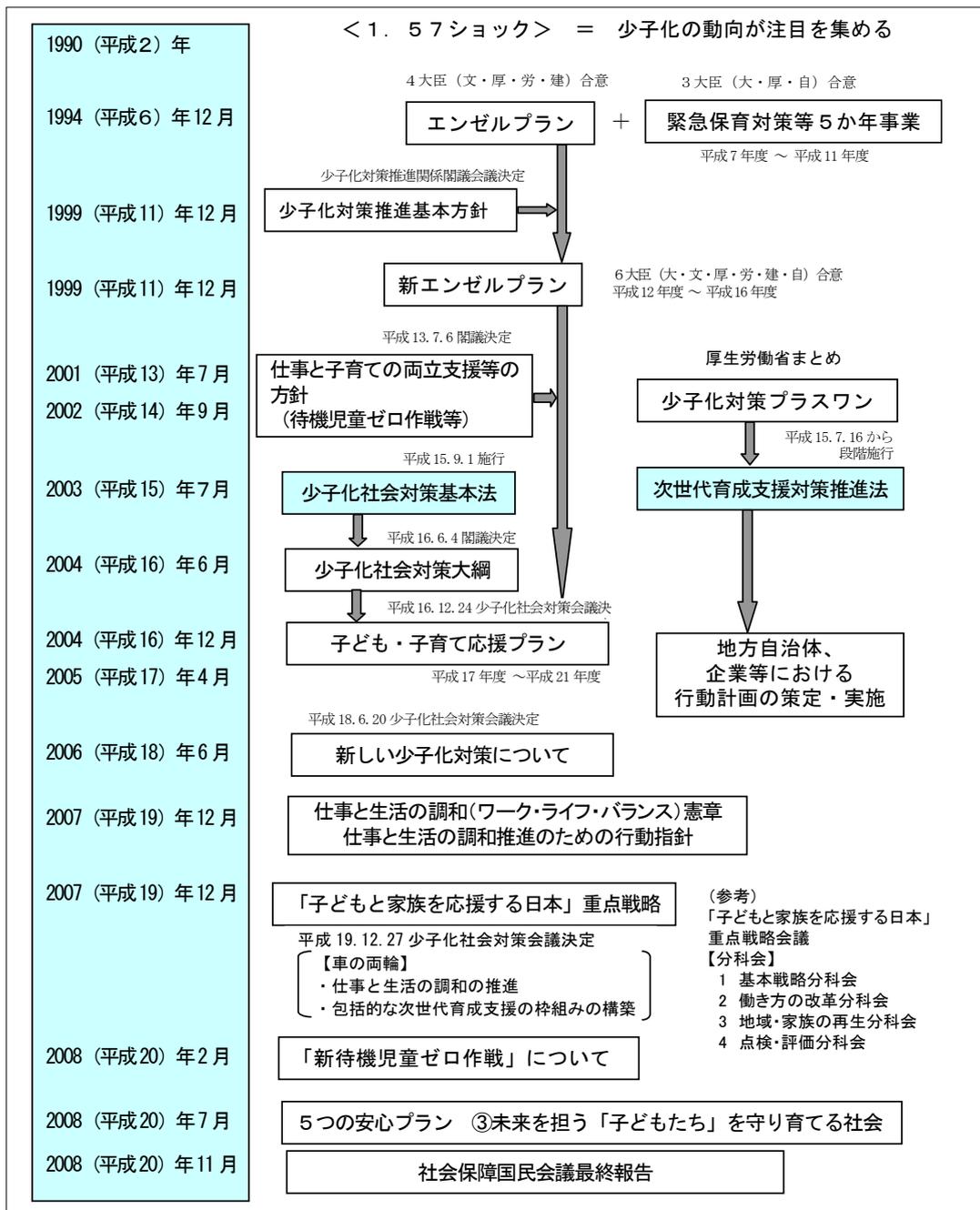
(2) 国の動向

平成2年の「1.57ショック^(※用語)」以来、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年の見直しでは、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の保育中心の施策から、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取組を進めることとされました。平成15年には、「少子化社会対策基本法」が成立、平成16年に「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率^(※用語)は1.26となり、共に過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会

全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切に作る観点からの施策の拡充」という2点を重視した40項目にわたる具体的な施策を掲げました。平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{（※用語）}）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

図表8-1 少子化対策の経緯



資料：平成21年版 少子化社会白書

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の義務

「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

計画期間は5年を1期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

(3) 後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」を目指すものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置付けられています。

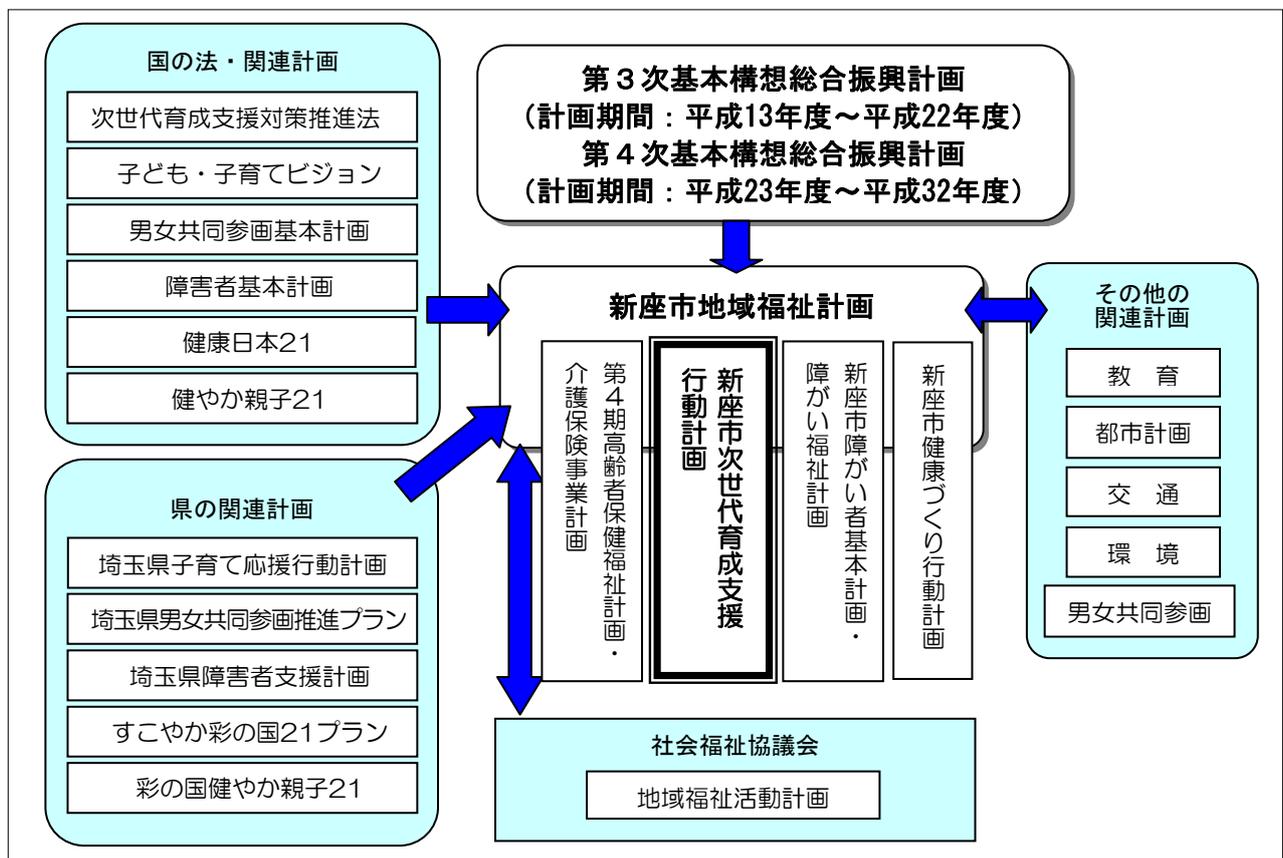
本市においては、平成16年3月に「新座市次世代育成支援行動計画前期計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「新座市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定しました。

3 他計画との整合

この計画は、本市の全体的な計画である「第3次基本構想総合振興計画」に基づく「新座市地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「新座市次世代育成支援行動計画前期計画」を引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画などとの調和が保たれたものとしています。

また、平成23年度からは、「第4次基本構想総合振興計画」に引き継いでいきます。

図表8-2 本市の施策・計画



4 計画策定の体制

(1) 行政機関内部の策定体制

子ども家庭応援室が中心となり、保健センターや教育委員会だけでなく、企画、財政、まちづくりなど様々な課の職員から成る「新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内検討会議」において、検討を行いました。

(2) 国・県との連携

厚生労働省作成の「行動計画策定指針^(※用語)」に基づき、特定12事業の目標事業量の設定等において、国のワークシートの活用や県との調整を行っています。

(3) 次世代育成支援対策地域協議会の開催

地域の実情を反映するため、公募、学識経験者、地域活動団体、各種関係機関等から成る「新座市次世代育成支援対策地域協議会」において、意見を取りまとめました。

(4) 大学との連携

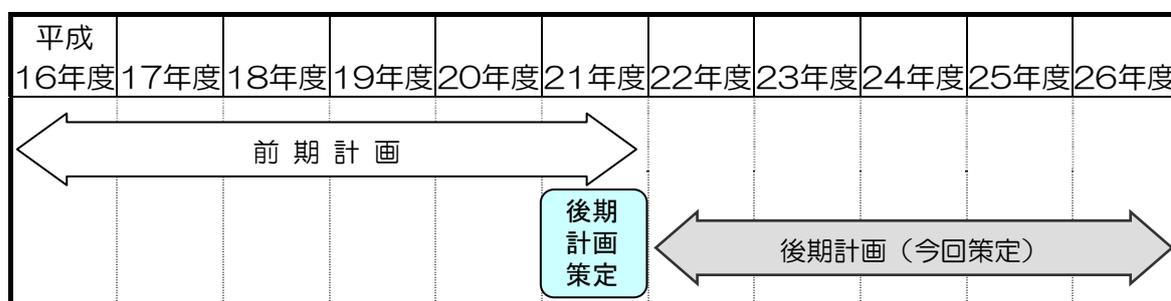
前期計画に引き続き、市内の跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学から計画策定への協力を頂きました。

5 計画の期間

行動計画は5年を1期として策定するものとされていますが、前期計画は、全国
のモデル事業として1年早く策定されたため、平成16年度から平成21年度までの
6年間に計画期間としています。

この計画は、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26
年度までを計画期間として、平成21年度に策定しました。

図表8-3 計画の期間



資料編

- 1 事業の評価
- 2 新座市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
- 3 新座市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿
- 4 新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内検討会議設置要綱
- 5 新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定経過
- 6 諮問・答申
- 7 用語集

1 事業の評価

(1) 全体評価

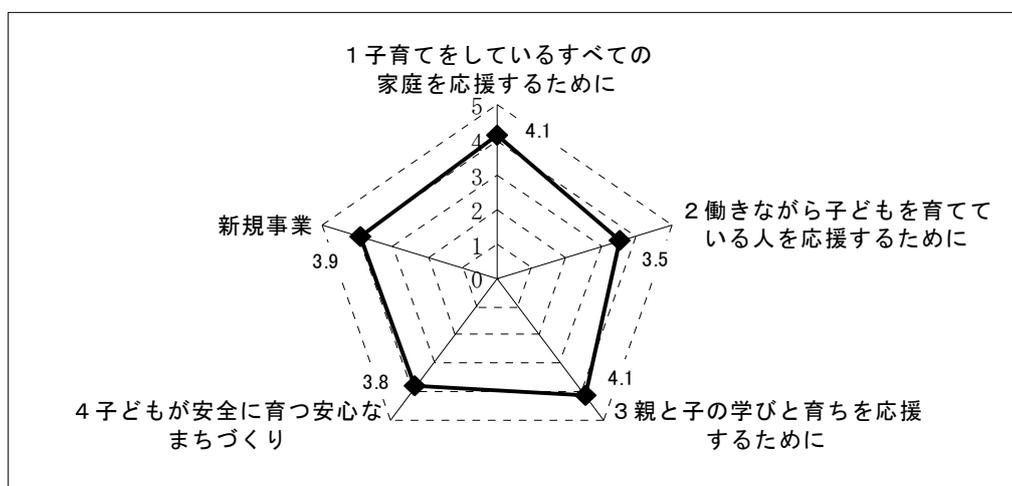
各所管課による前期計画の施策全体の総合評価は、5段階評価で3.9となっています。「働きながら子どもを育てている人を応援するために」の評価が相対的に最も低くなっています。

■前期計画に掲載されている事業

基本目標	個別施策の評価					平均
	1	2	3	4	5	
子育てをしているすべての家庭を応援するために	1	0	27	47	39	4.1
働きながら子どもを育てている人を応援するために	0	1	21	14	3	3.5
親と子の学びと育ちを応援するために	0	0	8	33	13	4.1
子どもが安全に育つ安心なまちづくり	1	0	12	16	8	3.8
合計	2	1	68	110	63	3.9

■前期計画に掲載されていない事業

新規事業	個別施策の評価					平均
	1	2	3	4	5	
	0	2	7	10	9	3.9



(2) 事業の実施状況

前期計画期間に実施された事業のうち全体の88.9%が実施中となっています。また、終了した事業が10.0%、未実施は1.1%となっています。未実施の事業をみると「児童センターの建設」など施設整備に関する事業が挙げられており、近年の経済の低迷による歳入減少の影響を大きく受けている様子がわかります。

■前期計画に掲載されている事業

基本目標	事業の実施状況		
	未実施	実施中	終了
子育てをしているすべての家庭を応援するために	3	111	8
働きながら子どもを育てている人を応援するために	0	38	2
親と子の学びと育ちを応援するために	0	55	12
子どもが安全に育つ安心なまちづくり	0	37	5
合計	3 1.1%	241 88.9%	27 10.0%

未実施の事業：児童センターの建設、肢体不自由児通園施設みどり学園・障がい児通園施設わかば学園の充実（総合福祉センターの建設）、地域療育支援センターの設置

■前期計画に掲載されていない事業

新規事業	事業の実施状況		
	未実施	実施中	終了
	0	28	4

(3) 後期計画への方向性

今後の方向性については、継続事業が86.7%となっています。

また、見直しは2.6%、廃止は前期計画で終了した事業で10.7%となっています。

■前期計画に掲載されている事業

基本目標	事業の実施状況			
	着手予定	継 続	見直し	廃止
子育てをしているすべての家庭を応援するために	0	110	3	9
働きながら子どもを育てている人を応援するために	0	38	1	1
親と子の学びと育ちを応援するために	0	53	2	12
子どもが安全に育つ安心なまちづくり	0	34	1	7
合 計	0 0.0%	235 86.7%	7 2.6%	29 10.7%

■前期計画に掲載されていない事業

新規事業	事業の実施状況			
	着手予定	継 続	見直し	廃止
	0	28	0	4

(4) 後期計画との関係

前期計画に掲載した事業で、この計画における変更点の有無をみると、7割が事業名・事業内容ともに変更なしとなっています。事業名のみを変更するものが4.4%、事業内容のみを変更するものが5.2%、事業名・事業内容ともに変更するものが5.9%で、何らかの変更を加えるものは合わせて15.5%で、全体のおよそ6分の1となっています。

また、後期計画に位置付けないものは12.5%で、前期計画の期間内に終了したものが中心になります。

■前期計画に掲載されている事業

基本目標	後期計画への記載				
	事業名・事業内容ともに変更なし	事業名のみを変更	事業内容のみを変更	事業名・事業内容ともに変更	位置づけなし
子育てをしているすべての家庭を応援するために	90	5	9	7	11
働きながら子どもを育てている人を応援するために	32	1	3	3	1
親と子の学びと育ちを応援するために	42	6	2	4	13
子どもが安全に育つ安心なまちづくり	31	0	0	2	9
合 計	195 72.0%	12 4.4%	14 5.2%	16 5.9%	34 12.5%

■前期計画に掲載されていない事業

新規事業	後期計画への記載				
	事業名・事業内容ともに変更なし	事業名のみを変更	事業内容のみを変更	事業名・事業内容ともに変更	位置づけなし
	17	2	4	2	7

2 新座市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成16年8月13日市長決裁)

(平成19年4月17日市長決裁)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関して策定された新座市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の推進に当たり、関係者及び関係機関により必要な事項を検討するため、新座市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の実施状況の把握、点検及び見直しに関すること。
- (2) 子育て支援に関する様々な問題提起や具体的提案に関すること。
- (3) 子育て支援に関する関係者及び関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか行動計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉部子ども家庭応援室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。

2 この要綱の規定により新たに委員に委嘱され充者の任期は、第4条本文の規定にもかかわらず、平成21年2月23日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

3 新座市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

◎…会長 ○…副会長

区分	氏名	所属機関等	職名等
公 募	竹下由美子	—	—
	小林 映子	—	—
	本田千寿香	—	—
学 識 経 験 者	赤井美智子	十文字学園女子大学人間生活学部	教授
	小長井賀興	立教大学コミュニティ福祉学部	准教授
	○禿 あや美	跡見学園女子大学マネジメント学部	准教授
地域活 動団体	◎坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク	代表理事
	市来 陽子	子育てサークル「オーガニックmaman」	副代表
	吉田 純子	新座市PTA・保護者会連合会	理事
	増田 長蔵	新座市町内会連合会	会長
	大道 順子	シルバー人材センター会員	会員（～9月30日）
	佐藤サク子	シルバー人材センター会員	会員（10月1日～）
	前里 ひで	新座市障害者を守る会	後援会 副会長
	福田 敏夫	新座市母子・父子及び寡婦福祉会	会長
	上田はる美	新座市青少年育成推進員会	書記（～10月15日）
	阿部 益代	新座市青少年育成推進員会	（10月16日～）
	井口たけ子	新座市母子愛育会	会計
	齋藤 宗夫	新座市子ども会連合会	会長（～6月30日）
	丹野 厚子	新座市子ども会連合会	書記（7月1日～）
	西村 美紀	新座市保育園保護者連絡会	—
	相馬 佳奈	新座市幼稚園父母の会連合会	—
甲田 由夏	新座市学童保育の会	—	
各 種 関 係 機 関	竹内 勘次	東上地区私立幼稚園協会	新座副支部長（第一、第二新座幼稚園園主）（～6月3日）
	小山 嘉治	東上地区私立幼稚園協会	新座支部（こぼとの森幼稚園園主）（6月24日～）
	鳥井本友子	新座市法人保育園連絡協議会	副会長（第二横田保育園園長）
	土屋 賢治	新座市立小学校校長会	野火止小学校校長
	澤村 京子	新座市民生・児童委員協議会	主任児童委員
	山野辺範一	新座市商工会	事務局長
	大島 武	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	サンケン電気労働組合執行委員

※平成21年4月1日から平成22年3月31日までの委員を掲載

4 新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内検討会議設置要綱

(平成21年5月15日市長決裁)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく新座市次世代育成支援行動計画後期計画（以下「後期計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、新座市事務分掌規則（平成21年新座市規則第16号）第3条の規定に基づき、新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内検討会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期計画の策定方針に関すること。
- (2) 後期計画の素案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、庁内会議を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、福祉部子ども家庭応援室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。
- 2 この要綱は、後期計画の策定の日その効力を失う。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

5 新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定経過

時期		地域協議会	小委員会等
平成 20年	12月		18日 ニーズ調査調査票検討部会
平成 21年	2月		10～26日 ニーズ調査実施
	3月	26日 平成20年度地域協議会 ・委嘱状交付	
	5月	25日 第1回地域協議会 ・諮問 ・子育て支援に関するニーズ調査について ・次世代育成支援行動計画後期計画について	
	6月	24日 第2回地域協議会 ・前期計画の評価について ・後期計画の基本理念、計画において大切にすべき視点、基本目標について ・小委員会について	
	7月		6日 小委員会第2部会 小委員会第3部会 小委員会第4部会 13日 小委員会第1部会
		29日 第3回地域協議会 ・「目標事業量」について ・「基本目標」について ・「施策目標」「施策内容」について ・「重点課題」について	
	10月		3日 起草委員会 ・「施策目標と施策の方向性」について
		29日 第4回地域協議会 ・「目標事業量」について ・「基本目標、施策目標」について ・「施策目標と施策の方向性」について ・「重点課題」について ・「計画の推進に向けて」	
	11月		25日 小委員会 ・「重点課題」について
	平成 22年	1月	28日 第5回地域協議会 ・意見募集の結果について ・新座市次世代育成支援行動計画後期計画素案について
2月		17日 第6回地域協議会 ・新座市次世代育成支援行動計画後期計画答申案について ・答申	

6 諮問・答申

諮 問

新子発第114号

平成21年5月25日

新座市次世代育成支援対策地域協議会

会長 坂本 純子 様

新座市長 須田 健治

新座市次世代育成支援行動計画後期計画について（諮問）

平成22年度から平成26年度までを計画期間といたします新座市次世代育成支援行動計画後期計画の策定に当たり、貴協議会の意見を求めます。

答 申

平成22年2月17日

新座市長 須田 健治 様

新座市次世代育成支援対策地域協議会

会 長 坂 本 純 子

新座市次世代育成支援行動計画後期計画について（答申）

平成21年5月25日付け新子発第114号をもって諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた25人の委員で協議を重ね、平成26年度を目指した「新座市次世代育成支援行動計画後期計画」について意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

7 用語集

ア行	ICT	従来のIT（情報技術）にコミュニケーションのCを加えたもの。近年では、ITからICTに用語の使い方の移行が進んでいる。技術的な情報のやりとりに加え、情報の共有による相互のコミュニケーションの強化に中心が置かれている。
	アウトカム評価	評価手法のうち、事業の結果について直接結果として現れる、例えば健康診査の回数、受診者数などのアウトプットの評価に対し、事業の結果として、住民意識や満足度、行動にどのような変化があったかをみる評価手法。健康診査によって健康への意識が変化したか、それが行動に結びついたかなどの視点から評価を行う。
	1.57ショック	平成元年の合計特殊出生率が1.57となり、昭和41年の「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった時の1.58を下回ったことで、わが国において少子化の問題が大きく認識された。国の子育て支援対策は、これを契機に進められ、保育サービスや仕事と子育ての両立などの対策が採られることとなった。
カ行	学習障がい（LD）	旧文部省の定義では、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
	学校評価	学校の自主性・自律性が高まる上で、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を、目指すとともに、家庭や地域との連携協力を進めるため、学校教育法を改正し、学校評価を行うこととした。自己評価のほか、学校関係者評価、第三者評価を実施し、保護者などへの評価の公表することが規定され、「学校評価ガイドライン」が作成されている。
	学校ふるさと構想	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校教育農園、学校教育林等の学校教育の環境の充実を図る新座市の施策。前期計画において、学校教育農園や学校教育林を整備してきた。
	学校評議員制度	学校評議員の制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた。学校評議員は、その学校の設置者（教育委員会等）の定めるところにより、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べることができる。
	家庭的保育事業	児童福祉法の改正により、待機児童解消を目指して制度化された。保育士資格を持つ人などが、保育所から技術的支援を受けながら、自宅などを使い少人数の子どもを保育する事業で、一般的に「保育ママ」と言われている。
	家庭保育室	保護者の労働又は傷病等の事由により、保育が困難となる0歳児から3歳未満の乳幼児を預かる施設。県内を中心に広がっており、各市町村が規定する保育者の質、人数、保育時間、衛生対策、乳幼児一人当たりの面積などの要件を満たすものに対し、市町村から保育業務の委託を行っている。市内には、14か所の家庭保育室がある。
	高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

カ行	合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの数。15歳から49歳までの出生率の合計。ある年代の女性の合計特殊出生率は50歳にならないと確定しないので、一般的には、その年の15歳から49歳のそれぞれの年代の女性の出生率の合計(期間合計特殊出生率)を合計特殊出生率として使用している。人口維持には2.08が必要とされている。
	行動計画策定指針	厚生労働省が次世代育成支援行動計画後期計画策定のために作成したマニュアル。ニーズ調査の方法、事業量の推計方法、事業評価やアウトカム評価について手法等を示したもの。
	子育てマネジャー	埼玉県が養成した子育て支援のコーディネーター。子育て支援サービスに関する総合的な情報の集約や提供、相談・助言などを行う。
	コーホート法	コーホートはローマ軍の単位であるコホルスに由来し、人口については、同時出生集団と訳される。ある時点の、ある年齢、例えば8歳児のグループは翌年には全員が9歳に達するので、この1年間の変化を分析して人口推計を行う手法。人口移動は出生、死亡、転入、転出の4つの要因で決まることから、生残率と移動率に分ける方法が要因法、単純に変化を見る方法が変化率法である。
	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	国の施策で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに親子の心身の状況や養護環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。
サ行	児童の権利に関する条約	児童の権利に関する条約は、1989年11月に国連総会で採択された国際条約。特色として児童を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点にある。さらに、意見表明権や遊び・余暇の権利、児童の人権尊重や権利の確保に向けた事項が規定されている。
	小児救急電話相談(#8000)	休日・夜間の子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じる事業。全国一律で、#8000で各都道府県の相談窓口へ自動転送される。
	スクールカウンセラー	文部科学省が、不登校や校内暴力などへの対策として、小・中・高校へ配置している専門家。臨床心理士の資格を有している。児童・生徒や保護者の相談のほか、教職員へのアドバイス、専門機関との調整などを行う。
	新待機児童ゼロ作戦	新待機児童ゼロ作戦は、2008年2月に「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。」ことを目指し、10年間で、3歳未満児に対する保育サービスの提供割合を20%から38%に、0～5歳児の利用児童数を100万人増加することと、放課後児童クラブの提供割合を19%から60%へ増加することを目指している。保育サービスの多様化を目指し、保育園に加え家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実などが示された。
タ行	注意欠陥・多動性障害(ADHD)	多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がい。主に小学校入学前後に発見されることが多い。
ナ行	ニーズ調査	新座市次世代育成支援行動計画後期計画策定の基礎資料とするため、平成21年2月に実施した新座市子育て支援に関するニーズ調査。就学前児童の保護者2,000人、小学生児童の保護者1,000人、中学生・高校生1,000人を対象に実施。

ハ行	ピア・サポーター	地域の大学の臨床心理系学部等に在学する大学生をサポーターとして派遣し、不登校児童・生徒、集団不適応児童・生徒への支援活動を行うもの。
	フィルタリングソフト	子どもにとって不適切なウェブサイトへのアクセスを制限し、子どもだけでインターネットを利用する際に、有害サイトの閲覧を防ぐソフト。
	放課後子どもプラン	平成19年度からの国の施策。地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。
	放課後児童クラブガイドライン	平成19年10月に発表された。対象を保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生とし（特別支援学校の児童及び4年生以上も加えることができる）、規模としておおむね40人程度とすることが望ましく、最大で70人までとすること、子どもが生活するスペースについては児童一人当たりおおむね1.65m ² 以上の面積を確保することが望ましいといった数値目標や放課後児童指導員に関すること、学校との連携、安全対策などに関することが示されている。
マ行	マザーズハローワーク	全国のハローワークの組織で、子育てをしながら就職を希望している人に対し、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制の職業相談のほか、市町村等との連携による保育園等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う。県内は川越、所沢など6か所に設置されている。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	バリアフリーという言葉が高齢者や障がい者の利用のための特別な対策を意味したのに対し、ユニバーサルデザインでは、すべての人、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいう。
	養育支援訪問事業	国の施策で、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和推進。働き方の見直しなどにより多様な選択が可能な社会をつくり、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにすること。

**新座市次世代育成支援行動計画
後期計画**

(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

発 行 新座市

編 集 新座市福祉部子ども家庭応援室

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL (048)477-1111 (代表)

URL <http://www.city.niiza.lg.jp/>



新 座 市